

長野県土木工事施工管理基準

平成21年(2009年) 5月13日付け21建政技第 61号 (平成21年 6月 1日適用)
平成21年(2009年)11月19日付け21建政技第275号 (平成22年 1月 1日適用) 一部改正
平成22年(2010年) 5月 7日付け22建政技第 49号 (平成22年 6月 1日適用) 一部改正
平成30年(2018年) 5月22日付け30建政技第 55号 (平成30年 6月 1日適用) 一部改定
平成30年(2018年) 9月26日付け30建政技第169号 (平成30年10月 1日適用) 一部改定
令和元年(2019年) 9月24日付け元建政技第234号 (令和元年10月 1日適用) 一部改定
令和2年(2020年) 9月 4日付け2 建政技第179号 (令和2年10月 1日適用) 一部改定
令和3年(2021年) 9月 9日付け3 建政技第183号 (令和3年10月 1日適用) 一部改定
令和4年(2022年) 9月29日付け4 建政技第163号 (令和4年10月 1日適用) 一部改定
令和5年(2023年) 3月17日付け5 建政技第339号 (令和5年4月 1日適用) 一部改定
令和5年(2023年) 9月29日付け5 建政技第172号 (令和5年10月 1日適用) 一部改定
令和6年(2024年) 9月30 日付け6 建政技第166号 (令和6年10月 1日適用) 一部改定

令和6年版

長野県建設部

目 次

土木工事施工管理基準

1	目 的	1
2	適 用	1
3	構 成	1
4	用語の意義	1
5	管理の実施	2
6	管理項目及び方法	2
7	規 格 値	3
8	そ の 他	3

出来形管理基準及び規格値

1	共通編	1-1
3	河川編	3-1
4	砂防編	4-1
5	ダム編	5-1
6	道路編	6-1
7	公園関係 国土交通省 公園緑地工事施工管理基準を準用	
8	下水道関係	8-1
	(参考資料) プルフローリング試験様式	9-1

品質管理基準及び規格値

1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリート除く)	1
2	プレキャストコンクリート製品 (J I S I 類)	4
3	プレキャストコンクリート製品 (J I S II 類)	4
4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	4
5	ガス圧接	6
6	既製杭工	6
7	基礎工	7
8	場所杭工	7
9	既製杭工	7
10	下層路盤工	8
11	上層路盤工	10
12	アスファルト安定処理路盤	12
13	セメント安定処理路盤	12
14	アスファルト舗装	12
15	転圧コンクリート	15
16	グースアスファルト舗装	16
17	路床安定処理工	18
18	表層安定処理工 (表層混合処理)	19
19	固結工	19
20	アンカー工	20
21	補強土壁工	20
22	吹付工	21
23	現場吹付法砕工	23
24	河川土工	25
25	砂防土工	26
26	道路土工	26
27	捨石工	28
28	コンクリートダム	29
29	覆工コンクリート (NATM)	31
30	吹付けコンクリート (NATM)	34
31	ロックボルト (NATM)	36
32	路上再生路盤工	36
33	路上表層再生工	37
34	排水性舗装工・透水性舗装工	38
35	プラント再生舗装工	41
36	工場製作工 (鋼橋用鋼材)	42
37	ガス切断工	42
38	溶接工	42

39	中層混合処理	45
40	区画線	45
41	鉄筋挿入工	45
39	下水道	46
(参考資料) ロックボルトの引抜試験		74
(参考資料) テストハンマーによる強度推定調査について		76

写真管理基準

写真管理基準	1
撮影箇所一覧表	4
品質管理撮影箇所一覧表	6
出来形管理撮影箇所一覧表	13
1 共通編	13
1-3 土工	13
1-4 無筋、鉄筋コンクリート	15
1-2 一般施工	16
3 河川編	53
3-1 築堤・護岸	53
3-3 樋門・樋管	53
3-4 水門	54
3-5 堰	55
3-6 排水機場	56
3-7 床止め・床固め	57
4 砂防編	58
4-1 砂防堰堤	58
4-2 流路	58
4-3 斜面对策	59
5 ダム編	60
5-1 コンクリートダム	60
5-2 フィルダム	60
5-3 基礎グラウチング	61
6 道路編	62
6-1 道路改良	62
6-2 舗装	63
6-3 橋梁下部	64
6-4 鋼橋上部	65
6-5 コンクリート橋上部	65
6-6 トンネル (NATM)	66
6-11 共同溝	68
6-12 電線共同溝	69
6-14 道路維持	70
6-16 道路修繕	70
その他	71
下水道	74

土木工事施工管理基準

制 定	昭和 48 年 4 月 1 日 48 監第 372 号
一部改正	昭和 51 年 4 月 1 日 51 監第 5 号
改 正	昭和 60 年 12 月 3 日 60 監第 464 号
改 正	平成 3 年 4 月 1 日 2 監第 426 号
改 正	平成 9 年 3 月 19 日 9 監技第 351 号
改 正	平成 12 年 10 月 1 日 12 監技第 138 号
改 正	平成 17 年 4 月 28 日 17 監技第 37 号
改 正	平成 21 年 5 月 13 日 21 建政技第 61 号
一部改正	平成 21 年 11 月 19 日 21 建政技第 275 号
一部改正	平成 22 年 5 月 7 日 22 建政技第 49 号
一部改定	平成 30 年 5 月 22 日 30 建政技第 55 号
一部改定	平成 30 年 9 月 26 日 30 建政技第 169 号
一部改定	令和元年 9 月 24 日元建政技第 234 号
一部改定	令和 2 年 9 月 4 日 2 建政技第 179 号
一部改定	令和 3 年 9 月 9 日 3 建政技第 183 号
一部改定	令和 4 年 9 月 29 日 4 建政技第 163 号
一部改正	令和 5 年 3 月 17 日 5 建政技第 339 号
一部改定	令和 5 年 9 月 29 日 5 建政技第 172 号
一部改定	令和 6 年 9 月 30 日 6 建政技第 166 号

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、「土木工事共通仕様書」〔R 6-5.10〕、第 1 編 1-1-34「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1 目 的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

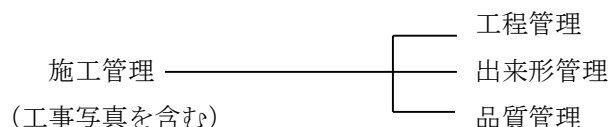
2 適 用

この管理基準は、長野県が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準が定められていない工種については、監督員等と協議の上、施工管理を行うものとする。

3 構 成

施工管理の構成は、下記によるものとする。



4 用語の意義

用語の意義は次のとおりである。

(1) 工程管理とは

工事に必要な資材の調達、労務者の手配を考慮し、工事施工完成に必要な作業の手順及び日程を定めて、工程表を作成し、更に工事の実施過程において計画と実績を比較検討し、工期内に工事が完成するように必要な措置をすることを言う。

(2) 出来形管理とは

施工する建築物の出来形（形状、寸法など）を把握するために、建築物の寸法、凹凸、勾配、基準高を施工の順序に従い直接測定し、その都度その結果を管理図表や一覧表に記録し、出来形を確保するために必要な措置をすることをいう。

(3)品質管理とは

工事用資材や構造物等の品質を把握するために、物理的、科学的試験を実施し、その都度その結果を管理図表や一覧表に記録し、良好な品質を確保するために必要な措置をすることをいう。

5 管理の実施

(1)受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

(2)施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

(3)受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

(4)受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員等の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

6 管理項目及び方法

(1)工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2)出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理表及び出来形管理図を作成し管理するものとする。ただし、測定数が10点未満の場合は**出来形管理表のみとしICT活用工事でヒートマップを作成する場合を除き**、出来形管理図の作成は不要とする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3)品質管理

ア 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表（ヒストグラム、 $\bar{x}-R$ 、 $\bar{x}-R_s-R_m$ など）を作成するものとする。ただし、測定数が10点未満の場合は**品質管理表のみとしICT活用工事でヒートマップを作成する場合を除き**、品質管理図の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種①～③の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

①路 盤 …… 維持工事等の小規模なもの

②アスファルト舗装 …… 維持工事等の小規模なもの

③その他 …… 品質管理基準には示されていない工事資材の品質については、「特記仕様書」で定められた項目について管理するものとする

イ 受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ2.5mを超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

7 規 格 値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

8 そ の 他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員等の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 3次元データによる出来形管理

ICT 施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を出来形管理要領（案）」の規定を準用するものとする。

なお、ここでのいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(3) 施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督員等と協議しなければならない。

出来形管理基準及び規格値

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3章 土工						
第3節 河川土工・砂防土工	1-3-3-2	1	掘削工			1-1
		2	掘削工(面管理の場合)			1-1
	1-3-3-2	3	掘削工(水中部)(面管理の場合)			1-2
	1-3-3-3	1	盛土工			1-3
		2	盛土工(面管理の場合)			1-3
	1-3-3-4		盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法		1-4
				多数アンカー式補強土工法		1-4
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		1-4
	1-3-3-5		法面整形工	盛土部		1-4
	1-3-3-6		堤防天端工			1-4
第4節 道路土工	1-3-4-2	1	掘削工			1-5
		2	掘削工(面管理の場合)			1-5
	1-3-4-3	1	路体盛土工			1-6
		2	路体盛土工(面管理の場合)			1-6
	1-3-4-4	1	路床盛土工			1-6
		2	路床盛土工(面管理の場合)			1-7
	1-3-4-5		法面整形工	盛土部		1-7
第4章 無筋、鉄筋コンクリート						
第6節 鉄筋工	1-4-6-4		組立て			1-7
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種	1-2-3-4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	鋼矢板		1-8
				軽量鋼矢板		1-8
				コンクリート矢板		1-8
				広幅鋼矢板		1-8
				可とう鋼矢板		1-8
	1-2-3-5		縁石工	縁石・アスカフ		1-8
	1-2-3-6		小型標識工			1-8
	1-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		1-8
				転落(横断)防止柵		1-8
				車止めポスト		1-8
	1-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		1-9
		2	路側防護柵工	ガードケープル		1-9
	1-2-3-9		区画線工			1-9
	1-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		1-9
				距離標		1-9
	1-2-3-11		コンクリート面塗装工			1-10
	1-2-3-12	1	プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋		1-10
		2	プレテンション桁製作工(購入工)	スラブ桁		1-10
	1-2-3-13		ポストテンション桁製作工			1-11
	1-2-3-14	1	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)			1-11
		2	プレキャストセグメント主桁組立工			1-11
	1-2-3-15		PCホロースラブ製作工			1-12

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	1-2-3-16	1	PC箱桁製作工			1-12
		2	PC押し出し箱桁製作工			1-13
	1-2-3-17		根固めブロック工			1-13
	1-2-3-18		沈床工			1-14
	1-2-3-19		捨石工			1-14
	1-2-3-22		階段工			1-14
	1-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		1-14
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		1-15
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		1-15
	1-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張、巨石積		1-15
		2	多自然型護岸工	かごマット		1-15
	1-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		1-16
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		1-16
	1-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		1-16
				プレキャストパイプ工		1-16
	1-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		1-17
				L型側溝工		1-17
				自由勾配側溝		1-17
				管渠		1-17
		2	側溝工	場所打水路工		1-17
		3	側溝工	暗渠工		1-17
	1-2-3-30		集水枿工			1-18
	1-2-3-31		現場塗装工			1-19
第4節 基礎工	1-2-4-1		一般事項	切込砂利		1-19
				砕石基礎工		1-19
				割ぐり石基礎工		1-19
				均しコンクリート		1-19
	1-2-4-3	1	基礎工(護岸)	現場打		1-19
		2	基礎工(護岸)	プレキャスト		1-20
	1-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		1-20
				鋼管杭		1-20
				H鋼杭		1-20
		2	既製杭工	鋼管製ソイルセメント杭		1-20
	1-2-4-5		場所打杭工			1-20
第5節 石・ブロック積(張)工	1-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		1-22
				コンクリートブロック張		1-22
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張		1-22
		3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		1-23
	1-2-5-4		緑化ブロック工			1-23
	1-2-5-5		石積(張)工			1-23
第6節 一般舗装工	1-2-6-6	4	橋面防水工	シート系床版防水層		1-24
	1-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		1-25
		1	アスファルト舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		1-25
		2	アスファルト舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		1-26

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
		2	アスファルト舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		1-26
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		1-27
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		1-27
		4	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-28
		4	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		1-28
		5	アスファルト舗装工	基層工		1-29
		5	アスファルト舗装工	基層工(面管理の場合)		1-29
		6	アスファルト舗装工	表層工		1-30
		6	アスファルト舗装工	表層工(面管理の場合)		1-30
	1-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		1-31
		1	半たわみ性舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		1-31
		2	半たわみ性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		1-32
		2	半たわみ性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		1-32
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		1-33
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		1-33
		4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-34
		4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		1-34
		5	半たわみ性舗装工	基層工		1-35
		5	半たわみ性舗装工	基層工(面管理の場合)		1-35
		6	半たわみ性舗装工	表層工		1-36
		6	半たわみ性舗装工	表層工(面管理の場合)		1-36
	1-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		1-37
		1	排水性舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		1-37
		2	排水性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		1-38
		2	排水性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		1-38
		3	排水性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		1-39
		3	排水性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		1-39
		4	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-40
		4	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		1-40
		5	排水性舗装工	基層工		1-41
		5	排水性舗装工	基層工(面管理の場合)		1-41
		6	排水性舗装工	表層工		1-42
		6	排水性舗装工	表層工(面管理の場合)		1-42

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	1-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		1-43
		1	透水性舗装工	路盤工(面管理の場合)		1-43
		2	透水性舗装工	表層工		1-44
		2	透水性舗装工	表層工(面管理の場合)		1-44
	1-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-45
		1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		1-45
		2	グースアスファルト舗装工	基層工		1-46
		2	グースアスファルト舗装工	基層工(面管理の場合)		1-46
		3	グースアスファルト舗装工	表層工		1-47
		3	グースアスファルト舗装工	表層工(面管理場合)		1-47
	1-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		1-48
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		1-49
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		1-50
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工(面管理の場合)		1-51
		5	コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青)安定処理工		1-52
		6	コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青)安定処理工(面管理の場合)		1-53
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		1-54
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層(面管理の場合)		1-55
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		1-56
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工(面管理の場合)		1-57
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(下層路盤工)		1-58
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(下層路盤工)(面管理の場合)		1-59
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)		1-60
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		1-61
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)		1-62
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)(面管理の場合)		1-63
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)		1-64
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)(面管理の場合)		1-65
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		1-66
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(面管理の場合)		1-67

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	1-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		1-68
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		1-68
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		1-69
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-69
		5	薄層カラー舗装工	基層工		1-69
	1-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		1-70
		2	ブロック舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		1-70
		3	ブロック舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		1-71
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-71
		5	ブロック舗装工	基層工		1-71
	1-2-6-15	1	路面切削工			1-72
		2	路面切削工	面管理の場合		1-72
	1-2-6-16		舗装打換え工			1-73
	1-2-6-17	1	オーバーレイ工			1-74
		2	オーバーレイ工	面管理の場合		1-74
第7節 地盤改良工	1-2-7-2		路床安定処理工			1-75
	1-2-7-3		置換工			1-75
	1-2-7-4		表層安定処理工	サンドマット海上		1-76
	1-2-7-5		パイルネット工			1-76
	1-2-7-6		サンドマット工			1-77
	1-2-7-7		バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		1-77
				ペーパードレーン工		1-77
				袋詰式サンドドレーン工		1-77
	1-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		1-77
	1-2-7-9		固結工	粉体噴射攪拌工		1-78
				高圧噴射攪拌工		1-78
				スラリー攪拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編 固結工(スラリー攪拌工)編」による管理の場合		1-78
				生石灰パイル工		1-78
第10節 仮設工	1-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		1-79
				鋼矢板		1-79
		2	土留・仮締切工	アンカー工		1-79
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		1-80
		4	土留・仮締切工	締切盛土		1-80
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		1-81
	1-2-10-9		地中連続壁工(壁式)			1-81
	1-2-10-10		地中連続壁工(柱列式)			1-81
	1-2-10-22		法面吹付工		1-2-14-3吹付工	1-88

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 軽量盛土工	1-2-11-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第12節 工場製作工(共通)	1-2-12-1	1	一般事項	鑄造費(金属支承工)		1-82
		2	一般事項	鑄造費(大型ゴム支承工)		1-84
		3	一般事項	仮設材製作工		1-84
		4	一般事項	刃口金物製作工		1-85
	1-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合		1-86
				シミュレーション仮立組検査を実施する場合		1-87
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		1-88
		3	桁製作工	鋼製堰堤製作工(仮組立時)		1-89
	1-2-12-4		検査路製作工			1-91
	1-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			1-91
	1-2-12-6		落橋防止装置製作工			1-91
	1-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			1-91
	1-2-12-8		アンカーフレーム製作工			1-92
	1-2-12-9		プレヒーム用桁製作工			1-92
	1-2-12-10		鋼製排水管製作工			1-93
	1-2-12-11		工場塗装工			1-93
第13節 橋梁架設工	1-2-13		架設工(鋼橋)	クレーン架設		1-94
				ケーブルクレーン架設		1-94
				ケーブルエクシジョン架設		1-94
				架設桁架設		1-94
				送出し架設		1-94
				トラベラークレーン架設		1-94
	1-2-13		架設工(コンクリート橋)	クレーン架設		1-95
				架設桁架設		1-95
			架設工支保工	固定		1-95
				移動		1-95
			架設桁架設	片持架設		1-95
				押出し架設		1-95
第14節 法面工(共通)	1-2-14-2	1	植生工	種子散布工		1-96
				張芝工		1-96
				筋芝工		1-96
				市松芝工		1-96
				植生シート工		1-96
				植生マット工		1-96
				植生筋工		1-96
				人工張芝工		1-96
				植生穴工		1-96
		2	植生工	植生基材吹付工		1-97
				客土吹付工		1-97
	1-2-14-3		吹付工(仮設を含む)	コンクリート		1-98
				モルタル		1-98
	1-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		1-99
				現場吹付法枠工		1-99
		2	法枠工	プレキャスト法枠工		1-99
	1-2-14-6		アンカー工			1-100

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第15節 擁壁工(共通)	1-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		1-101
	1-2-15-2		プレキャスト擁壁工			1-101
	1-2-15-3		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法		1-102
				多数アンカー式補強土工法		1-102
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		1-102
	1-2-15-4		井桁ブロック工			1-102
第16節 浚渫工(共通)	1-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		1-103
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船 バックホウ浚渫船		1-103
		3	浚渫船運転工	グラブ浚渫船・バックホウ 浚渫船(面管理の場合)		1-104
第18節 床版工	1-2-18-2		床版工			1-105

【第3編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 築堤・護岸						
第3節 軽量盛土工	3-1-3-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第4節 地盤改良工	3-1-4-2		表層安定処理工		1-2-7-4表層安定処理工	1-76
	3-1-4-3		パイルネット工		1-2-7-5パイルネット工	1-76
	3-1-4-4		パーチカルトレーン工		1-2-7-7パーチカルトレーン工	1-77
	3-1-4-5		締固め改良工		1-2-7-8締固め改良工	1-77
	3-1-4-6		固結工		1-2-7-9固結工	1-78
第5節 護岸基礎工	3-1-5-3		基礎工		1-2-4-3基礎工(護岸)	1-19
	3-1-5-4		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
第6節 矢板護岸工	3-1-6-3		笠コンクリート工		1-2-4-3基礎工(護岸)	1-19
	3-1-6-4		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
第7節 法覆護岸工	3-1-7-3		コンクリートブロック工		1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
	3-1-7-4		護岸付属物工			3-1
	3-1-7-5		緑化ブロック工		1-2-5-4緑化ブロック工	1-23
	3-1-7-6		環境護岸ブロック工		1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
	3-1-7-7		石積(張)工		1-2-5-5石積(張)工	1-23
	3-1-7-8		法枠工		1-2-14-4法枠工	1-99
	3-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張	1-2-3-26多自然型護岸工	1-15
				巨石積	1-2-3-26多自然型護岸工	1-15
				かごマット	1-2-3-26多自然型護岸工	1-15
	3-1-7-10		吹付工		1-2-14-3吹付工	1-98
	3-1-7-11		植生工		1-2-14-2植生工	1-96
	3-1-7-12		覆土工		1-3-3-5法面整形工	1-4
	3-1-7-13		羽口工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				かご枠	1-2-3-27羽口工	1-16
				連節ブロック張	1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
第8節 擁壁護岸工	3-1-8-3		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-101
	3-1-8-4		プレキャスト擁壁工		1-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-101
第9節 根固め工	3-1-9-3		根固めブロック工		1-2-3-17根固めブロック工	1-13
	3-1-9-5		沈床工		1-2-3-18沈床工	1-14
	3-1-9-6		捨石工		1-2-3-19捨石工	1-14
	3-1-9-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
第10節 水制工	3-1-10-3		沈床工		1-2-3-18沈床工	1-14
	3-1-10-4		捨石工		1-2-3-19捨石工	1-14
	3-1-10-5		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
	3-1-10-8		杭出し水制工			3-1
第11節 付帯道路工	3-1-11-3		路側防護柵工		1-2-3-8路側防護柵工	1-9
	3-1-11-5		アスファルト舗装工		1-2-6-7アスファルト舗装工	1-25
	3-1-11-6		コンクリート舗装工		1-2-6-12コンクリート舗装工	1-48
	3-1-11-7		薄層カラー舗装工		1-2-6-13薄層カラー舗装工	1-68
	3-1-11-8		ブロック舗装工		1-2-6-14ブロック舗装工	1-70
	3-1-11-9		側溝工		1-2-3-29側溝工	1-17
	3-1-11-10		集水柵工		1-2-3-30集水柵工	1-18
	3-1-11-11		縁石工		1-2-3-5縁石工	1-8
	3-1-11-12		区画線工		1-2-3-9区画線工	1-9

【第3編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 付帯道路施設工	3-1-12-3		道路付属物工		1-2-3-10道路付属物工	1-9
	3-1-12-4		標識工		1-2-3-6小型標識工	1-8
第13節 光ケーブル配管工	3-1-13-3		配管工			3-1
	3-1-13-4		ハントホール工			3-2
第2章 浚渫(河川)						
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	3-2-2-2		浚渫船運転工(民船・官船)		1-2-16-3浚渫船運転工	1-103
第3節 浚渫工(グラブ浚渫船)	3-2-3-2		浚渫船運転工		1-2-16-3浚渫船運転工	1-103
第4節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	3-2-4-2		浚渫船運転工		1-2-16-3浚渫船運転工	1-103
第3章 樋門・樋管						
第3節 軽量盛土工	3-3-3-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第4節 地盤改良工	3-3-4-2		固結工		1-2-7-9固結工	1-78
第5節 樋門・樋管本体工	3-3-5-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	3-3-5-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	3-3-5-5		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
	3-3-5-6	1	函渠工	本体工		3-2
		2	函渠工	ヒューム管		3-2
				PC管		3-2
				コルゲートパイプ		3-2
				ダクタイル鋳鉄管		3-2
				PC函渠	1-2-3-28プレキャストカルハート工	1-16
	3-3-5-7		翼壁工			3-3
	3-3-5-8		水叩工			3-3
第6節 護床工	3-3-6-3		根固めブロック工		1-2-3-17根固めブロック工	1-13
	3-3-6-5		沈床工		1-2-3-18沈床工	1-14
	3-3-6-6		捨石工		1-2-3-19捨石工	1-14
	3-3-6-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
第7節 水路工	3-3-7-3		側溝工		1-2-3-29側溝工	1-17
	3-3-7-4		集水枮工		1-2-3-30集水枮工	1-18
	3-3-7-5		暗渠工		1-2-3-29暗渠工	1-17
	3-3-7-6		樋門接続暗渠工		1-2-3-28プレキャストカルハート工	1-16
第8節 付属物設置工	3-3-8-3		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1-8
	3-3-8-7		階段工		1-2-3-22階段工	1-14
第4章 水門						
第3節 工場製作工	3-4-3-3		桁製作工		1-2-12-3桁製作工	1-86
	3-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		1-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-91
	3-4-3-5		落橋防止装置製作工		1-2-12-6落橋防止装置製作工	1-91
	3-4-3-6		鋼製排水管製作工		1-2-12-10鋼製排水管製作工	1-91
	3-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		1-2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-91
	3-4-3-9		仮設材製作工		1-2-12-1仮設材製作工	1-84
	3-4-3-10		工場塗装工		1-2-12-11工場塗装工	1-93
第5節 軽量盛土工	3-4-5-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6

【第3編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 水門本體工	3-4-6-4		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-21
	3-4-6-5		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-21
	3-4-6-6		矢板工(遮水矢板)		1-2-3-4矢板工	1-8
	3-4-6-7		床版工			3-3
	3-4-6-8		堰柱工			3-3
第6節 水門本體工	3-4-6-9		門柱工			3-3
	3-4-6-10		ゲート操作台工			3-3
	3-4-6-11		胸壁工			3-3
	3-4-6-12		翼壁工		3-3-5-7翼壁工	3-3
	3-4-6-13		水叩工		3-3-5-8水叩工	3-3
第7節 護床工	3-4-7-3		根固めブロック工		1-2-3-17根固めブロック工	1-13
	3-4-7-5		沈床工		1-2-3-18沈床工	1-14
	3-4-7-6		捨石工		1-2-3-19捨石工	1-14
	3-4-7-7		かご工	じゃかご ふとんかご	1-2-3-27羽口工 1-2-3-27羽口工	1-16 1-16
第8節 付属物設置工	3-4-8-3		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1-8
	3-4-8-8		階段工		1-2-3-22階段工	1-14
第9節 鋼管理橋上部工	3-4-9-4		架設工(クレーン架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-4-9-6		架設工(ケーブルクレーン架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-4-9-7		架設工(架設桁架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-4-9-8		架設工(送出し架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-4-9-9		架設工(トラベラークレーン架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-4-9-10		支承工		6-4-5-10支承工	6-11
第10節 橋梁現場塗装工	3-4-10-2		現場塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1-19
第11節 床版工	3-4-11-2		床版工		1-2-18-2床版工	1-105
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	3-4-12-2		伸縮装置工		1-2-3-24伸縮装置工	1-14
	3-4-12-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	6-13
	3-4-12-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	6-13
	3-4-12-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	6-13
	3-4-12-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	6-13
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	3-4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		1-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	1-10
	3-4-14-3		ポストテンション桁製作工		1-2-3-13ポストテンション桁製作工	1-11
	3-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		1-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	1-11
	3-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		1-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	1-11
	3-4-14-6		支承工		6-4-5-10支承工	6-11
	3-4-14-7		架設工(クレーン架設)		1-2-13架設工(コンクリート橋)	1-94
	3-4-14-8		架設工(架設桁架設)		1-2-13架設工(コンクリート橋)	1-94
	3-4-14-9		床版・横組工		1-2-18-2床版工	1-105
	3-4-14-10		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6-13
第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	3-4-15-3		支承工		6-4-5-10支承工	6-11
	3-4-15-4		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6-13
	3-4-15-5		PCホロースラブ製作工		1-2-3-15PCホロースラブ製作工	1-12

【第3編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	3-4-16-2		伸縮装置工		1-2-3-24伸縮装置工	1-14
	3-4-16-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	6-13
	3-4-16-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	6-13
	3-4-16-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	6-13
	3-4-16-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	6-13
第18節 舗装工	3-4-18-5		アスファルト舗装工		1-2-6-7アスファルト舗装工	1-25
	3-4-18-6		半たわみ性舗装工		1-2-6-8半たわみ性舗装工	1-32
	3-4-18-7		排水性舗装工		1-2-6-9排水性舗装工	1-37
第18節 舗装工	3-4-18-8		透水性舗装工		1-2-6-10透水性舗装工	1-43
	3-4-18-9		グースアスファルト舗装工		1-2-6-11グースアスファルト舗装工	1-45
	3-4-18-10		コンクリート舗装工		1-2-6-12コンクリート舗装工	1-48
	3-4-18-11		薄層カラー舗装工		1-2-6-13薄層カラー舗装工	1-68
	3-4-18-12		ブロック舗装工		1-2-6-14ブロック舗装工	1-70
第5章 堰						
第3節 工場製作工	3-5-3-3		刃口金物製作工		1-2-12-1刃口金物製作工	1-85
	3-5-3-4		桁製作工		1-2-12-3桁製作工	1-86
	3-5-3-5		検査路製作工		1-2-12-4検査路製作工	1-91
	3-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		1-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-91
	3-5-3-7		落橋防止装置製作工		1-2-12-6落橋防止装置製作工	1-91
	3-5-3-8		鋼製排水管製作工		1-2-12-10鋼製排水管製作工	1-91
	3-5-3-9		プレビーム用桁製作工		1-2-12-9プレビーム用桁製作工	1-91
	3-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		1-2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-91
	3-5-3-12		アンカーフレーム製作工		1-2-12-8アンカーフレーム製作工	1-92
	3-5-3-13		仮設材製作工		1-2-12-1仮設材製作工	1-84
	3-5-3-14		工場塗装工		1-2-12-11工場塗装工	1-93
第5節 軽量盛土工	3-5-5-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第6節 可動堰本体工	3-5-6-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	3-5-6-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	3-5-6-5		オープンケーソン基礎工		1-2-4-7オープンケーソン基礎工	1-21
	3-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		1-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-21
	3-5-6-7		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
	3-5-6-8		床版工		3-4-6-7床版工	3-3
	3-5-6-9		堰柱工		3-4-6-8堰柱工	3-3
	3-5-6-10		門柱工		3-4-6-9門柱工	3-3
	3-5-6-11		ゲート操作台工		3-4-6-10ゲート操作台工	3-3
	3-5-6-12		水叩工		3-3-5-8水叩工	3-3
	3-5-6-13		閘門工			3-3
	3-5-6-14		土砂吐工			3-3
	3-5-6-15		取付擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-101

【第3編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 固定堰本体工	3-5-7-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	3-5-7-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	3-5-7-5		オーブンケーソン基礎工		1-2-4-7オーブンケーソン基礎工	1-21
	3-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		1-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-21
	3-5-7-7		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
	3-5-7-8		堰本体工			3-3
	3-5-7-9		水叩工			3-3
	3-5-7-10		土砂吐工			3-3
	3-5-7-11		取付擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-101
第8節 魚道工	3-5-8-3		魚道本体工			3-4
第9節 管理橋下部工	3-5-9-2		管理橋橋台工			3-4
第10節 鋼管理橋上部工	3-5-10-4		架設工(クレーン架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-5-10-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-5-10-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-5-10-7		架設工(架設桁架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-5-10-8		架設工(送出し架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-5-10-9		架設工(トラベラークレーン架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-5-10-10		支承工		6-4-5-10支承工	6-11
第11節 橋梁現場塗装工	3-5-11-2		現場塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1-19
第12節 床版工	3-5-12-2		床版工		1-2-18-2床版工	1-105
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	3-5-13-2		伸縮装置工		1-2-3-24伸縮装置工	1-14
	3-5-13-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	6-13
	3-5-13-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	6-13
	3-5-13-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	6-13
	3-5-13-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	6-13
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	3-5-15-2		プレテンション桁製作工(購入工)		1-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	1-10
	3-5-15-3		ポストテンション桁製作工		1-2-3-13ポストテンション桁製作工	1-11
	3-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		1-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	1-11
	3-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		1-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	1-11
	3-5-15-6		支承工		6-4-5-10支承工	6-11
	3-5-15-7		架設工(クレーン架設)		1-2-13架設工(コンクリート橋)	1-95
	3-5-15-8		架設工(架設桁架設)		1-2-13架設工(コンクリート橋)	1-95
	3-5-15-9		床版・横組工		1-2-18-2床版工	1-105
	3-5-15-10		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6-13
第16節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	3-5-16-3		支承工		6-4-5-10支承工	6-11
	3-5-16-4		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6-13
	3-5-16-5		PCホロースラブ製作工		1-2-3-15PCホロースラブ製作工	1-12
第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	3-5-17-3		支承工		6-4-5-10支承工	6-11
	3-5-17-4		PC箱桁製作工		1-2-3-16PC箱桁製作工	1-12
	3-5-17-5		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6-13
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	3-5-18-2		伸縮装置工		1-2-3-24伸縮装置工	1-14
	3-5-18-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	6-13
	3-5-18-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	6-13
	3-5-18-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	6-13
	3-5-18-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	6-13

【第3編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第20節 付属物設置工	3-5-20-3		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1-8
	3-5-20-7		階段工		1-2-3-22階段工	1-14
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	3-6-3-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第4節 機場本体工	3-6-4-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	3-6-4-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	3-6-4-5		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
	3-6-4-6		本体工			3-5
	3-6-4-7		燃料貯油槽工			3-5
第5節 沈砂池工	3-6-5-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	3-6-5-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	3-6-5-5		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
	3-6-5-6		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-101
	3-6-5-7		コンクリート床版工			3-5
	3-6-5-8		ブロック床版工		1-2-3-17根固めブロック工	1-13
	3-6-5-9		場所打水路工		1-2-3-29場所打水路工	1-17
第6節 吐出水槽工	3-6-6-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	3-6-6-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	3-6-6-5		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
	3-6-6-6		本体工		3-6-4-6本体工	3-5
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	3-7-3-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第4節 床止め工	3-7-4-4		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	3-7-4-5		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
	3-7-4-6		本体工	床固め本体工		3-6
				植石張	1-2-5-5石積(張)工	1-23
				根固めブロック	1-2-3-17根固めブロック工	1-13
	3-7-4-7		取付擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-101
	3-7-4-8		水叩工	水叩工		3-6
				巨石張	1-2-3-26多自然型護岸工	1-15
				根固めブロック	1-2-3-17根固めブロック工	1-13
第5節 床固め工	3-7-5-4		本堤工		3-7-4-6本体工	3-6
	3-7-5-5		垂直壁工		3-7-4-6本体工	3-6
	3-7-5-6		側壁工			3-6
	3-7-5-7		水叩工		3-7-4-8水叩工	3-6
第6節 山留擁壁工	3-7-6-3		コンクリート擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-101
	3-7-6-4		ブロック積擁壁工		1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
	3-7-6-5		石積擁壁工		1-2-5-5石積(張)工	1-23
	3-7-6-6		山留擁壁基礎工		1-2-4-3基礎工(護岸)	1-19
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	3-8-7-3		不陸整正工		1-3-3-6堤防天端工	1-4
	3-8-7-4		コンクリート舗装補修工		1-2-6-12コンクリート舗装工	1-48
	3-8-7-5		アスファルト舗装補修工		1-2-6-7アスファルト舗装工	1-25
第8節 付属物復旧工	3-8-8-2		付属物復旧工		1-2-3-8路側防護柵工	1-9
第9節 付属物設置工	3-8-9-3		防護柵工		1-2-3-7防止柵工	1-8
	3-8-9-5		付属物設置工		1-2-3-10道路付属物工	1-9
第10節 光ケーブル配管工	3-8-10-3		配管工		3-1-13-3配管工	3-1
	3-8-10-4		ハントホール工		3-1-13-4ハントホール工	3-2
第12節 植栽維持工	3-8-12-3		樹木・芝生管理工		1-2-14-2植生工	1-96

【第3編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	3-9-3-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第4節 腹付工	3-9-4-2		覆土工		1-3-4-5法面整形工	1-7
	3-9-4-3		植生工		1-2-14-2植生工	1-96
第5節 側帯工	3-9-5-2		縁切工	じゃかご工	1-2-3-27羽口工	1-16
				連節ブロック張	1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
				コンクリートブロック張	1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
				石張工	1-2-5-5石積(張)工	1-23
	3-9-5-3		植生工		1-2-14-2植生工	1-96
第6節 堤脚保護工	3-9-6-3		石積工		1-2-5-5石積(張)工	1-23
	3-9-6-4		コンクリートブロック工		1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
第7節 管理用通路工	3-9-7-2		防護柵工		1-2-3-7防止柵工	1-8
	3-9-7-4		路面切削工		1-2-6-15路面切削工	1-72
	3-9-7-5		舗装打換え工		1-2-6-16舗装打換え工	1-73
	3-9-7-6		オーバーレイ工		1-2-6-17オーバーレイ工	1-73
	3-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	1-2-3-29側溝工	1-17
				集水柵工	1-2-3-30集水柵工	1-18
	3-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	1-2-3-5縁石工	1-8
第8節 現場塗装工	3-9-8-3		付属物塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1-19
	3-9-8-4		コンクリート面塗装工		1-2-3-11コンクリート面塗装工	1-10

【第4編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防堰堤						
第3節 工場製作工	4-1-3-3		鋼製堰堤製作工		1-2-12-3桁製作工	1-89
	4-1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			4-1
	4-1-3-5		工場塗装工		1-2-12-11工場塗装工	1-93
第5節 軽量盛土工	4-1-5-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第6節 法面工	4-1-6-2		植生工		1-2-14-2植生工	1-96
	4-1-6-3		法面吹付工		1-2-14-3吹付工	1-98
	4-1-6-4		法枠工		1-2-14-4法枠工	1-99
	4-1-6-6		アンカー工		1-2-14-6アンカー工	1-100
	4-1-6-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
第8節 コンクリート堰堤工	4-1-8-4		コンクリート堰堤本体工			4-1
	4-1-8-5		コンクリート副堰堤工		4-1-8-4コンクリート堰堤本体工	4-1
	4-1-8-6		コンクリート側壁工			4-1
	4-1-8-8		水叩工			4-2
第9節 鋼製堰堤工	4-1-9-5		鋼製堰堤本体工	不透過型		4-2
				透過型		4-3
	4-1-9-6		鋼製側壁工			4-5
	4-1-9-7		コンクリート側壁工		4-1-8-6コンクリート側壁工	4-1
	4-1-9-9		水叩工		4-1-8-8水叩工	4-2
	4-1-9-10		現場塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1-19
第10節 護床工・根固め工	4-1-10-4		根固めブロック工		1-2-3-17根固めブロック工	1-13
	4-1-10-6		沈床工		1-2-3-18沈床工	1-14
	4-1-10-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
第11節 砂防堰堤付属物設置工	4-1-11-3		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1-8
第12節 付帯道路工	4-1-12-3		路側防護柵工		1-2-3-8路側防護柵工	1-9
	4-1-12-5		アスファルト舗装工		1-2-6-7アスファルト舗装工	1-25
	4-1-12-6		コンクリート舗装工		1-2-6-12コンクリート舗装工	1-48
	4-1-12-7		薄層カラー舗装工		1-2-6-13薄層カラー舗装工	1-68
	4-1-12-8		側溝工		1-2-3-29側溝工	1-17
	4-1-12-9		集水桝工		1-2-3-30集水桝工	1-18
	4-1-12-10		縁石工		1-2-3-5縁石工	1-8
	4-1-12-11		区画線工		1-2-3-9区画線工	1-9
第13節 付帯道路施設工	4-1-13-3		道路付属物工		1-2-3-10道路付属物工	1-9
	4-1-13-4		小型標識工		1-2-3-6小型標識工	1-8
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	4-2-3-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第4節 流路護岸工	4-2-4-4		基礎工(護岸)		1-2-4-3基礎工(護岸)	1-19
	4-2-4-5		コンクリート擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-101
	4-2-4-6		ブロック積擁壁工		1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
	4-2-4-7		石積擁壁工		1-2-5-5石積(張)工	1-23
	4-2-4-8		護岸付属物工		3-1-7-4護岸付属物工	3-1
	4-2-4-9		植生工		1-2-14-2植生工	1-96

【第4編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 床固め工	4-2-5-4		床固め本體工		4-1-8-4コンクリート堰堤本體工	4-1
	4-2-5-5		垂直壁工		4-1-8-4コンクリート堰堤本體工	4-1
	4-2-5-6		側壁工		4-1-8-6コンクリート側壁工	4-1
	4-2-5-7		水叩工		4-1-8-8水叩工	4-2
	4-2-5-8		魚道工			4-5
第6節 根固め・水制工	4-2-6-4		根固めブロック工		1-2-3-17根固めブロック工	1-13
	4-2-6-6		捨石工		1-2-3-19捨石工	1-14
	4-2-6-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				かごマット	1-2-3-26多自然型護岸工	1-15
第7節 流路付属物設置工	4-2-7-2		階段工		1-2-3-22階段工	1-14
	4-2-7-3		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1-8
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	4-3-3-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第4節 法面工	4-3-4-2		植生工		1-2-14-2植生工	1-96
	4-3-4-3		吹付工		1-2-14-3吹付工	1-98
	4-3-4-4		法枠工		1-2-14-4法枠工	1-99
	4-3-4-5		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
	4-3-4-6		アンカー工(プレキャストコンクリート板)		1-2-14-6アンカー工	1-100
	4-3-4-7		抑止アンカー工		1-2-14-6アンカー工	1-100
第5節 擁壁工	4-3-5-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	4-3-5-4		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-101
	4-3-5-5		プレキャスト擁壁工		1-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-101
	4-3-5-6		補強土壁工		1-2-15-3補強土壁工	1-102
	4-3-5-7		井桁ブロック工		1-2-15-4井桁ブロック工	1-102
	4-3-5-8		落石防護工		6-1-11-5落石防護柵工	6-1
第6節 山腹水路工	4-3-6-3		山腹集水路・排水路工		1-2-3-29側溝工	1-17
	4-3-6-4		山腹明暗渠工			4-5
	4-3-6-5		山腹暗渠工		1-2-3-29暗渠工	1-17
	4-3-6-6		現場打水路工		1-2-3-29場所打水路工	1-17
	4-3-6-7		集水樹工		1-2-3-30集水樹工	1-18
第7節 地下水排除工	4-3-7-4		集排水ポンク工			4-6
	4-3-7-5		集水井工			4-6
第8節 地下水遮断工	4-3-8-3		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-101
	4-3-8-4		固結工		1-2-7-9固結工	1-78
	4-3-8-5		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
第9節 抑止杭工	4-3-9-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	4-3-9-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	4-3-9-5		シャフト工(深礎工)		1-2-4-6深礎工	1-21
	4-3-9-6		合成杭工			4-6

【第5編 ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	5-1-4		コンクリートダム工	本体		5-1
	5-1-4		コンクリートダム工	水叩		5-1
	5-1-4		コンクリートダム工	副ダム		5-2
	5-1-4		コンクリートダム工	導流壁		5-3
第2章 フィルダム						
第3節 盛立工	5-2-3-5		コアの盛立			5-4
	5-2-3-6		フィルターの盛立			5-4
	5-2-3-7		ロックの盛立			5-4
	5-2		フィルダム(洪水吐)			5-5
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	5-3-3		ボーリング工			5-5

【第6編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	6-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		6-1
				工場塗装工	1-2-12-11工場塗装工	1-92
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		路床安定処理工		1-2-7-2路床安定処理工	1-74
	6-1-4-3		置換工		1-2-7-3置換工	1-74
	6-1-4-4		サンドマット工		1-2-7-6サンドマット工	1-76
	6-1-4-5		パーチカルトレーン工		1-2-7-7パーチカルトレーン工	1-76
	6-1-4-6		締固め改良工		1-2-7-8締固め改良工	1-76
	6-1-4-7		固結工		1-2-7-9固結工	1-77
第5節 法面工	6-1-5-2		植生工		1-2-14-2植生工	1-95
	6-1-5-3		法面吹付工		1-2-14-3吹付工	1-97
	6-1-5-4		法枠工		1-2-14-4法枠工	1-98
	6-1-5-6		アンカー工		1-2-14-6アンカー工	1-99
	6-1-5-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
第6節 軽量盛土工	6-1-6-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第7節 擁壁工	6-1-7-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	6-1-7-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	6-1-7-5		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-100
	6-1-7-6		プレキャスト擁壁工		1-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-100
	6-1-7-7		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法	1-2-15-3補強土壁工	1-101
				多数アンカー式補強土工法	1-2-15-3補強土壁工	1-101
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	1-2-15-3補強土壁工	1-101
	6-1-7-8		井桁ブロック工		1-2-15-4井桁ブロック工	1-101
第8節 石・ブロック積(張)工	6-1-8-3		コンクリートブロック工		1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
	6-1-8-4		石積(張)工		1-2-5-5石積(張)工	1-23
第9節 カルバート工	6-1-9-4		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	6-1-9-5		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	6-1-9-6		場所打函渠工			6-1
	6-1-9-7		プレキャストカルバート工		1-2-3-28プレキャストカルバート工	1-16
第10節 排水構造物工(小型水路工)	6-1-10-3		側溝工		1-2-3-29側溝工	1-17
	6-1-10-4		管渠工		1-2-3-29側溝工	1-17
	6-1-10-5		集水桝・マンホール工		1-2-3-30集水桝工	1-18
	6-1-10-6		地下排水工		1-2-3-29暗渠工	1-17
	6-1-10-7		場所打水路工		1-2-3-29場所打水路工	1-17
	6-1-10-8		排水工(小段排水・縦排水)		1-2-3-29側溝工	1-17
第11節 落石雪害防止工	6-1-11-4		落石防止網工			6-1
	6-1-11-5		落石防護柵工			6-1
	6-1-11-6		防雪柵工			6-2
	6-1-11-7		雪崩予防柵工			6-2
第12節 遮音壁工	6-1-12-4		遮音壁基礎工			6-2
	6-1-12-5		遮音壁本体工			6-3

【第6編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	6-2-3-2		路床安定処理工		1-2-7-2路床安定処理工	1-74
	6-2-3-3		置換工		1-2-7-3置換工	1-74
第4節 舗装工	6-2-4-5		アスファルト舗装工		1-2-6-7アスファルト舗装工	1-24
	6-2-4-6		半たわみ性舗装工		1-2-6-8半たわみ性舗装工	1-30
	6-2-4-7		排水性舗装工		1-2-6-9排水性舗装工	1-36
	6-2-4-8		透水性舗装工		1-2-6-10透水性舗装工	1-42
	6-2-4-9		グースアスファルト舗装工		1-2-6-11グースアスファルト舗装工	1-44
	6-2-4-10		コンクリート舗装工		1-2-6-12コンクリート舗装工	1-47
	6-2-4-11		薄層カラー舗装工		1-2-6-13薄層カラー舗装工	1-67
	6-2-4-12		ブロック舗装工		1-2-6-14ブロック舗装工	1-69
	6-2-4		歩道路盤工			6-4
	6-2-4		取合舗装路盤工			6-4
	6-2-4		路肩舗装路盤工			6-4
	6-2-4		歩道舗装工			6-4
	6-2-4		取合舗装工			6-4
	6-2-4		路肩舗装工			6-4
	6-2-4		表層工			6-4
第5節 排水構造物工(路面排水工)	6-2-5-3		側溝工		1-2-3-29側溝工	1-17
	6-2-5-4		管渠工		1-2-3-29側溝工	1-17
	6-2-5-5		集水樹(街渠樹)・マンホール工		1-2-3-30集水樹工	1-18
	6-2-5-6		地下排水工		1-2-3-29暗渠工	1-17
	6-2-5-7		場所打水路工		1-2-3-29場所打水路工	1-17
	6-2-5-8		排水工(小段排水・縦排水)		1-2-3-29側溝工	1-17
	6-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			6-5
第6節 縁石工	6-2-6-3		縁石工		1-2-3-5縁石工	1-8
第7節 踏掛版工	6-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		6-5
				ラバーシュー		6-5
				アンカーボルト		6-5
第8節 防護柵工	6-2-8-3		路側防護柵工		1-2-3-8路側防護柵工	1-9
	6-2-8-4		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1-8
	6-2-8-5		ボックスビーム工		1-2-3-8路側防護柵工	1-9
	6-2-8-6		車止めポスト工		1-2-3-7防止柵工	1-8
第9節 標識工	6-2-9-3		小型標識工		1-2-3-6小型標識工	1-8
	6-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		6-5
		2	大型標識工	標識柱工		6-5
第10節 区画線工	6-2-10-2		区画線工		1-2-3-9区画線工	1-9
第12節 道路付属施設工	6-2-12-4		道路付属物工		1-2-3-10道路付属物工	1-9
	6-2-12-5	1	ケーブル配管工			6-6
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		6-6
	6-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		6-6
第13節 橋梁付属物工	6-2-13-2		伸縮装置工		1-2-3-24伸縮装置工	1-14
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	6-3-3-2		刃口金物製作工		1-2-12-1刃口金物製作工	1-84
	6-3-3-3		鋼製橋脚製作工			6-7
	6-3-3-4		アンカーフレーム製作工		1-2-12-8アンカーフレーム製作工	1-91
	6-3-3-5		工場塗装工		1-2-12-11工場塗装工	1-92
第5節 軽量盛土工	6-3-5-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6

【第6編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 橋台工	6-3-6-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	6-3-6-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	6-3-6-5		深礎工		1-2-4-6深礎工	1-21
第6節 橋台工	6-3-6-6		オープンケーソン基礎工		1-2-4-7オープンケーソン基礎工	1-21
	6-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		1-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-21
	6-3-6-8		橋台躯体工			6-8
	6-3-7-9	1	橋台躯体工	張出式 重力式 半重力式		6-8
		2	橋台躯体工	ラーメン式		6-10
第7節 RC橋脚工	6-3-7-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	6-3-7-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	6-3-7-5		深礎工		1-2-4-6深礎工	1-21
	6-3-7-6		オープンケーソン基礎工		1-2-4-7オープンケーソン基礎工	1-21
	6-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		1-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-21
	6-3-7-8		鋼管矢板基礎工		1-2-4-9鋼管矢板基礎工	1-22
	6-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		6-9
				重力式		6-9
				半重力式		6-9
		2	橋脚躯体工	ラーメン式		6-10
第8節 鋼製橋脚工	6-3-8-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	6-3-8-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	6-3-8-5		深礎工		1-2-4-6深礎工	1-21
	6-3-8-6		オープンケーソン基礎工		1-2-4-7オープンケーソン基礎工	1-21
	6-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		1-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-21
	6-3-8-8		鋼管矢板基礎工		1-2-4-9鋼管矢板基礎工	1-22
	6-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		6-10
		2	橋脚フーチング工	門型		6-11
	6-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		6-11
		2	橋脚架設工	門型		6-11
	6-3-8-11		現場継手工			6-11
	6-3-8-12		現場塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1-19
第9節 護岸基礎工	6-3-9-3		基礎工		1-2-4-3基礎工(護岸)	1-19
	6-3-9-4		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
第10節 矢板護岸工	6-3-10-3		笠コンクリート工		1-2-4-3基礎工(護岸)	1-19
	6-3-10-4		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
第11節 法覆護岸工	6-3-11-2		コンクリートブロック工		1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
	6-3-11-3		護岸付属物工		3-1-7-4護岸付属物工	3-1
	6-3-11-4		緑化ブロック工		1-2-5-4緑化ブロック工	1-23
	6-3-11-5		環境護岸ブロック工		1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
	6-3-11-6		石積(張)工		1-2-5-5石積(張)工	1-23
	6-3-11-7		法枠工		1-2-14-4法枠工	1-98
	6-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張	1-2-3-26多自然型護岸工	1-15
			多自然型護岸工	巨石積	1-2-3-26多自然型護岸工	1-15
			多自然型護岸工	かごマット	1-2-3-26多自然型護岸工	1-15
	6-3-11-9		吹付工		1-2-14-3吹付工	1-97
	6-3-11-10		植生工		1-2-14-2植生工	1-95
	6-3-11-11		覆土工		1-3-4-5法面整形工	1-7

【第6編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	6-3-11-12		羽口工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				かご枠	1-2-3-27羽口工	1-16
				連節ブロック張	1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
第12節 擁壁護岸工	6-3-12-3		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-100
	6-3-12-4		プレキャスト擁壁工		1-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-100
第4章 橋梁上部						
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		1-2-12-3桁製作工	1-85
	6-4-3-4		検査路製作工		1-2-12-4検査路製作工	1-90
	6-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		1-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-90
	6-4-3-6		落橋防止装置製作工		1-2-12-6落橋防止装置製作工	1-90
	6-4-3-7		鋼製排水管製作工		1-2-12-10鋼製排水管製作工	1-92
	6-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		1-2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-90
	6-4-3-9		橋梁用高欄製作工			6-12
	6-4-3-10		横断歩道橋製作工		1-2-12-3桁製作工	1-85
	6-4-3-12		アンカーフレーム製作工		1-2-12-8アンカーフレーム製作工	1-91
	6-4-3-13		工場塗装工		1-2-12-11工場塗装工	1-92
第5節 鋼橋架設工	6-4-5-4		架設工(クレーン架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-93
	6-4-5-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-93
	6-4-5-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-93
	6-4-5-7		架設工(架設桁架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-93
	6-4-5-8		架設工(送出し架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-93
	6-4-5-9		架設工(トラベラークレーン架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-93
	6-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		6-12
		2	支承工	ゴム支承		6-13
第6節 橋梁現場塗装工	6-4-6-3		現場塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1-19
第7節 床版工	6-4-7-2		床版工		1-2-18-2床版工	1-104
第8節 橋梁付属物工	6-4-8-2		伸縮装置工		1-2-3-24伸縮装置工	1-14
	6-4-8-3		落橋防止装置工			6-14
	6-4-8-5		地覆工			6-14
	6-4-8-6		橋梁用防護柵工			6-14
	6-4-8-7		橋梁用高欄工			6-14
	6-4-8-8		検査路工			6-14
第9節 歩道橋本体工	6-4-9-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	6-4-9-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	6-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	6-3-8-9橋脚フーチング工	6-10
				T型	6-3-8-9橋脚フーチング工	6-10
	6-4-9-6		歩道橋(側道橋)架設工		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-93
	6-4-9-7		現場塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1-19

【第6編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	6-5-3-2		プレビーム用桁製作工		1-2-12-9プレビーム用桁製作工	1-91
	6-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		1-2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-90
	6-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		1-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-90
	6-5-3-5		検査路製作工		1-2-12-4検査路製作工	1-90
	6-5-3-6		工場塗装工		1-2-12-11工場塗装工	1-92
第5節 PC橋工	6-5-5-2		プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	1-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	1-10
				スラブ橋	1-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	1-10
	6-5-5-3		ポストテンション桁製作工		1-2-3-13ポストテンション桁製作工	1-11
	6-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		1-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	1-11
	6-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		1-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	1-11
	6-5-5-6		支承工		6-4-5-10支承工	6-12
	6-5-5-7		架設工(クレーン架設)		1-2-13 架設工(コンクリート橋)	1-94
	6-5-5-8		架設工(架設桁架設)		1-2-13 架設工(コンクリート橋)	1-94
	6-5-5-9		床版・横組工		1-2-18-2床版工	1-104
	6-5-5-10		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6-13
第6節 プレビーム桁橋工	6-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		6-14
	6-5-6-3		支承工		6-4-5-10支承工	6-11
	6-5-6-4		架設工(クレーン架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-93
	6-5-6-5		架設工(架設桁架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-93
	6-5-6-6		床版・横組工		1-2-18-2床版工	1-104
	6-5-6-9		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6-14
第7節 PCホロースラブ橋工	6-5-7-3		支承工		6-4-5-10支承工	6-12
	6-5-7-4		PCホロースラブ製作工		1-2-3-15PCホロースラブ製作工	1-12
	6-5-7-5		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6-14
第8節 RCホロースラブ橋工	6-5-8-3		支承工		6-4-5-10支承工	6-12
	6-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		1-2-3-15PCホロースラブ製作工	1-12
	6-5-8-5		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6-14
第9節 PC版桁橋工	6-5-9-2		PC版桁製作工		1-2-3-15PCホロースラブ製作工	1-12
第10節 PC箱桁橋工	6-5-10-3		支承工		6-4-5-10支承工	6-12
	6-5-10-4		PC箱桁製作工		1-2-3-16PC箱桁製作工	1-12
	6-5-10-5		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6-14
第11節 PC片持箱桁橋工	6-5-11-2		PC片持箱桁製作工		1-2-3-16PC箱桁製作工	1-12
	6-5-11-3		支承工		6-4-5-10支承工	6-12
	6-5-11-4		架設工(片持架設)		1-2-13架設工(コンクリート橋)	1-94
第12節 PC押出し箱桁橋工	6-5-12-2		PC押出し箱桁製作工		1-2-3-16PC押出し箱桁製作工	1-13
	6-5-12-3		架設工(押出し架設)		1-2-13架設工(コンクリート橋)	1-94
第13節 橋梁付属物工	6-5-13-2		伸縮装置工		1-2-3-24伸縮装置工	1-14
	6-5-13-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	6-14
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	6-14
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	6-14
	6-5-13-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	6-14

【第6編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6章 トンネル(NATM)						
第4節 支保工	6-6-4-3		吹付工			6-15
	6-6-4-4		ロックボルト工			6-15
第5節 覆工	6-6-5-3		覆工コンクリート工			6-16
	6-6-5-4		側壁コンクリート工		6-6-5-3覆工コンクリート工	6-16
	6-6-5-5		床版コンクリート工			6-16
第6節 インバート工	6-6-6-4		インバート本体工			6-17
第7節 坑内付帯工	6-6-7-5		地下排水工		1-2-3-29暗渠工	1-17
第8節 坑門工	6-6-8-4		坑門本体工			6-17
	6-6-8-5		明り巻工			6-18
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	6-11-3-3		工場塗装工		1-2-12-11工場塗装工	1-92
第6節 現場打構築工	6-11-6-2		現場打躯体工			6-19
	6-11-6-4		カー継手工			6-19
	6-11-6-5	1	防水工	防水		6-19
		2	防水工	防水保護工		6-19
		3	防水工	防水壁		6-20
第7節 プレキャスト構築工	6-11-7-2		プレキャスト躯体工			6-20
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	6-12-5-2		管路工	管路部		6-20
	6-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		6-21
	6-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	6-11-6-2現場打躯体工	6-19
第6節 付帯設備工	6-12-6-2		ハントホール工			6-21
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	6-13-3-4		管路工	管路部	6-12-5-2管路工	6-20
第4節 付帯設備工	6-13-4-2		ハントホール工		6-12-6-2ハントホール工	6-21
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	6-14-4-3		路面切削工		1-2-6-15路面切削工	1-71
	6-14-4-4		舗装打換え工		1-2-6-16舗装打換え工	1-72
	6-14-4-5		切削オーバーレイ工			6-22
	6-14-4-6		オーバーレイ工		1-2-6-17オーバーレイ工	1-72
	6-14-4-7		路上再生工			6-23
	6-14-4-8		薄層カー舗装工		1-2-6-13薄層カー舗装工	1-67
第5節 排水構造物工	6-14-5-3		側溝工		1-2-3-29側溝工	1-17
	6-14-5-4		管渠工		1-2-3-29側溝工	1-17
	6-14-5-5		集水樹・マンホール工		1-2-3-30集水樹工	1-18
	6-14-5-6		地下排水工		1-2-3-29暗渠工	1-17
	6-14-5-7		場所打水路工		1-2-3-29場所打水路工	1-17
	6-14-5-8		排水工		1-2-3-29側溝工	1-17
第6節 防護柵工	6-14-6-3		路側防護柵工		1-2-3-8路側防護柵工	1-9
	6-14-6-4		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1-8
	6-14-6-5		ボックスビーム工		1-2-3-8路側防護柵工	1-9
	6-14-6-6		車止めポスト工		1-2-3-7防止柵工	1-8
第7節 標識工	6-14-7-3		小型標識工		1-2-3-6小型標識工	1-8
	6-14-7-4		大型標識工		6-2-9-4大型標識工	6-5
第8節 道路付属施設工	6-14-8-4		道路付属物工		1-2-3-10道路付属物工	1-9
	6-14-8-5		ケーブル配管工		6-2-12-5ケーブル配管工	6-6
	6-14-8-6		照明工		6-2-12-6照明工	6-6
第9節 軽量盛土工	6-14-9-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6

【第6編 道路編】

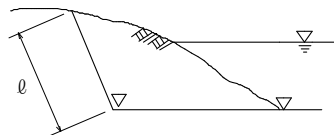
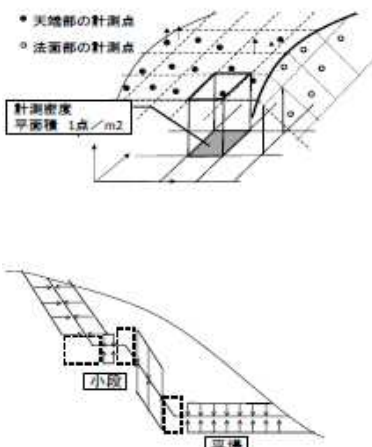
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 擁壁工	6-14-10-3		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-101
	6-14-10-4		プレキャスト擁壁工		1-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-101
第11節 石・ブロック積(張)工	6-14-11-3		コンクリートブロック工		1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
	6-14-11-4		石積(張)工		1-2-5-5石積(張)工	1-23
第12節 カルバート工	6-14-12-4		場所打函渠工		6-1-9-6場所打函渠工	6-1
	6-14-12-5		プレキャストカルバート工		1-2-3-28プレキャストカルバート工	1-16
第13節 法面工	6-14-13-2		植生工		1-2-14-2植生工	1-96
	6-14-13-3		法面吹付工		1-2-14-3吹付工	1-98
	6-14-13-4		法枠工		1-2-14-4法枠工	1-99
	6-14-13-6		アンカー工		1-2-14-6アンカー工	1-100
	6-14-13-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
第15節 橋梁付属物工	6-14-15-2		伸縮継手工		1-2-3-24伸縮装置工	1-14
	6-14-15-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	6-13
	6-14-15-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	6-13
	6-14-15-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	6-13
	6-14-15-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	6-13
第17節 現場塗装工	6-14-17-6		コンクリート面塗装工		1-2-3-11コンクリート面塗装工	1-10
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	6-16-3-4		桁補強材製作工			6-24
	6-16-3-5		落橋防止装置製作工		1-2-12-6落橋防止装置製作工	1-91
第5節 舗装工	6-16-5-3		路面切削工		1-2-6-15路面切削工	1-72
	6-16-5-4		舗装打換え工		1-2-6-16舗装打換え工	1-73
	6-16-5-5		切削オーバーレイ工		6-14-4-5切削オーバーレイ工	6-22
	6-16-5-6		オーバーレイ工		1-2-6-17オーバーレイ工	1-73
	6-16-5-7		路上再生工		6-14-4-7路上再生工	6-23
	6-16-5-8		薄層カラー舗装工		1-2-6-13薄層カラー舗装工	1-68
第6節 排水構造物工	6-16-6-3		側溝工		1-2-3-29側溝工	1-17
	6-16-6-4		管渠工		1-2-3-29側溝工	1-17
	6-16-6-5		集水枡・マンホール工		1-2-3-30集水枡工	1-18
	6-16-6-6		地下排水工		1-2-3-29暗渠工	1-17
	6-16-6-7		場所打水路工		1-2-3-29場所打水路工	1-17
	6-16-6-8		排水工		1-2-3-29側溝工	1-17
第7節 縁石工	6-16-7-3		縁石工		1-2-3-5縁石工	1-8
第8節 防護柵工	6-16-8-3		路側防護柵工		1-2-3-8路側防護柵工	1-9
	6-16-8-4		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1-8
	6-16-8-5		ボックスビーム工		1-2-3-8路側防護柵工	1-9
	6-16-8-6		車止めポスト工		1-2-3-7防止柵工	1-8
第9節 標識工	6-16-9-3		小型標識工		1-2-3-6小型標識工	1-8
	6-16-9-4		大型標識工		6-2-9-4大型標識工	6-5
第10節 区画線工	6-16-10-2		区画線工		1-2-3-9区画線工	1-9
第12節 道路付属施設工	6-16-12-4		道路付属物工		1-2-3-10道路付属物工	1-9
	6-16-12-5		ケーブル配管工		6-2-12-5ケーブル配管工	6-6
	6-16-12-6		照明工		6-2-12-6照明工	6-6
第13節 軽量盛土工	6-16-13-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第14節 擁壁工	6-16-14-3		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-101
	6-16-14-4		プレキャスト擁壁工		1-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-101
第15節 石・ブロック積(張)工	6-16-15-3		コンクリートブロック工		1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
	6-16-15-4		石積(張)工		1-2-5-5石積(張)工	1-23

【第6編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第16節 カルバート工	6-16-16-4		場所打函渠工		6-1-9-6場所打函渠工	6-1
	6-16-16-5		プレキャストカルバート工		1-2-3-28プレキャストカルバート工	1-16
第17節 法面工	6-16-17-2		植生工		1-2-14-2植生工	1-96
	6-16-17-3		法面吹付工		1-2-14-3吹付工	1-98
	6-16-17-4		法枠工		1-2-14-4法枠工	1-99
	6-16-17-6		アンカー工		1-2-14-6アンカー工	1-100
	6-16-17-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
第18節 落石雪害防止工	6-16-18-4		落石防止網工		6-1-11-4落石防止網工	6-1
	6-16-18-5		落石防護柵工		6-1-11-5落石防護柵工	6-1
	6-16-18-6		防雪柵工		6-1-11-6防雪柵工	6-2
	6-16-18-7		雪崩予防柵工		6-1-11-7雪崩予防柵工	6-2
第20節 鋼桁工	6-16-20-3		鋼桁補強工		6-16-3-4桁補強材製作工	6-24
第21節 橋梁支承工	6-16-21-3		鋼橋支承工		6-4-5-10支承工	6-12
	6-16-21-4		PC橋支承工		6-4-5-10支承工	6-12
第22節 橋梁付属物工	6-16-22-3		伸縮継手工		1-2-3-24伸縮装置工	1-14
	6-16-22-4		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6-14
	6-16-22-6		地覆工		6-4-8-5地覆工	6-14
	6-16-22-7		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	6-14
	6-16-22-8		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	6-14
	6-16-22-9		検査路工		6-4-8-8検査路工	6-14
第25節 現場塗装工	6-16-25-3		橋梁塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1-19
	6-16-25-6		コンクリート面塗装工		1-2-3-11コンクリート面塗装工	1-10

出来形管理基準及び規格値

单位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共 通 編	3 土 工	3 河 川 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。基準高は掘削部の両端で測定。ただし、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-3-3-2		
						法長 ℓ	ℓ < 5m	−200						
							ℓ ≥ 5m	法長−4%						
1 共 通 編	3 土 工	3 河 川 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-3-3-2		
						平場	標高較差						±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差						±70	±160
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差						±70	±330

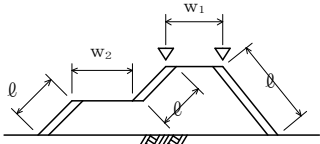
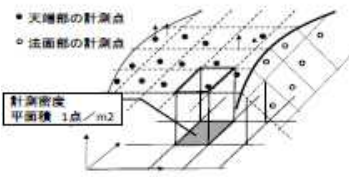
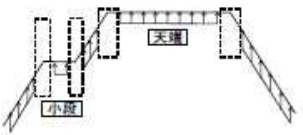
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	3 土 工	3 河 川 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mm が含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		1-3-3-2
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300			

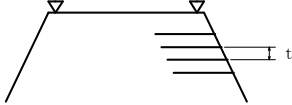
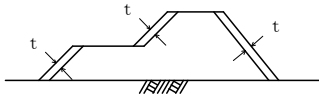
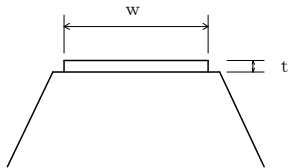
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	3 土 工	3 河 川 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基 準 高 ▽		－50		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。基準高は各法肩で測定。 ただし、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-3-3-3
						法長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$	－100				
							$\ell \geq 5\text{m}$	法長－2%				
						幅 w_1, w_2		－100				
1 共 通 編	3 土 工	3 河 川 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5 cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 	
						天端	標高較差	－50	－150			
						法面 4 割<勾配	標高較差	－50	－170			
						法面 4 割≥勾配 （小段含む）	標高較差	－60	－170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ 1 に対する、水平方向の長さ X を X 割と表したもの						

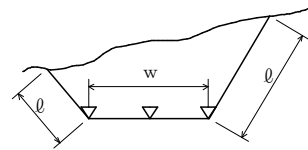
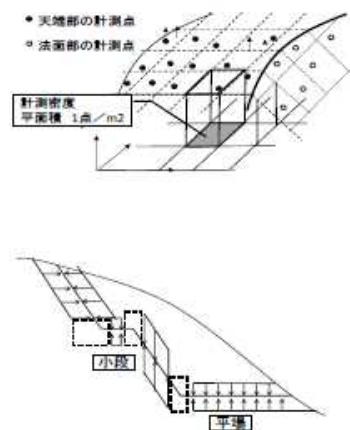
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	3 土 工	3 河 川 土 工 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽		－50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-3-3-4
						厚 さ t		－50			
						控 え 長 さ		設計値以上			
1 共 通 編	3 土 工	3 河 川 土 工 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工(盛土部)	厚 さ t		※－30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-3-3-5
1 共 通 編	3 土 工	3 河 川 土 工 ・ 砂 防 土 工	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	－25	幅は、施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 厚さは、施工延長 200mにつき 1 ヶ所、200m以下は 2 ヶ所、中央で測定。		1-3-3-6
							t ≥ 15cm	－50			
						幅 w		－100			

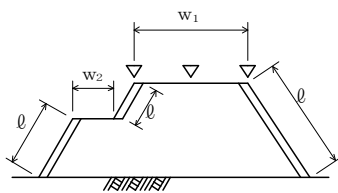
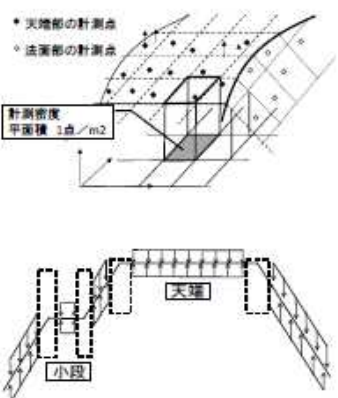
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	3 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又はまたは 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び掘削部の両端で測定。		1-3-4-2
						法長 ℓ	ℓ < 5m	−200				
							ℓ ≥ 5m	法長−4%				
						幅 w		−100				
1 共 通 編	3 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3. 計測は平表面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-3-4-2
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±160			
						法面 （軟岩Ⅰ） （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±330			

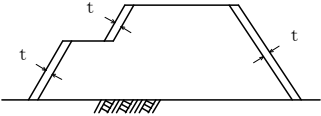
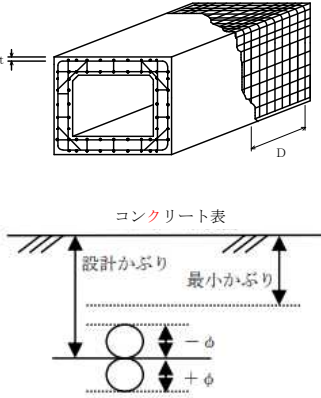
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	3 土 工	4 道 路 土 工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽		±50		施工延長 40mにつき 1 ヶ所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び掘削部の両端で測定。		1-3-4-3 1-3-4-4
						法長 ℓ	ℓ < 5m	－100				
							ℓ ≥ 5m	法長－2%				
						幅 w1, w2		－100				
1 共 通 編	3 土 工	4 道 路 土 工	3 4	2	路体盛土工 （面管理の場合） 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5 cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-3-4-3 1-3-4-4
						天端	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	標高較差	±80	±190			

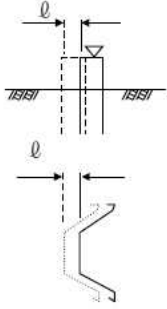
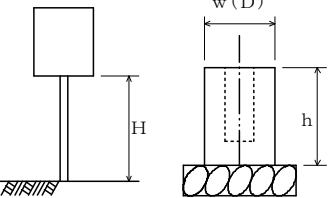
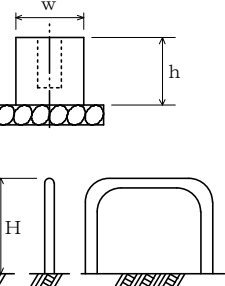
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	3 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※-30	施工延長 40mにつき 1 ヶ所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-3-4-5
1 共通 編	4 無 筋 ・ 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	6 鉄 筋 工	4		組立て	平 均 間 隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n 本間の延長 n：10 本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書（〔設計編：標準〕7 編 2 章 2.1）参照。ただし道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注 1）重要構造物 かつ主鉄筋※について適用する。 ※主鉄筋とは主鉄筋を指す。 注 2）橋梁コンクリート床版桁（PC 橋含む）の鉄筋については、第 3 編 3-2-18-2 床版工を適用する。 注 3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面 25m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	 ※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう	1-4-6-4
						か ぶ り t	設計かぶり±φ かつ 最小かぶり 以上			

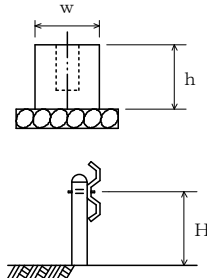
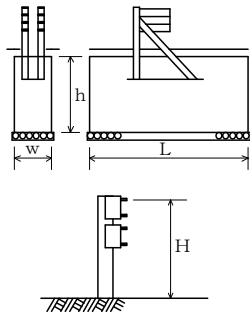
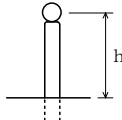
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 ∇	±50	基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 変位は、施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1 ヶ所、延長 20m (または 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-4
						根 入 長	設計値以上			
						変 位 l	100			
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		縁石工 (縁石・アスカープ)	延 長 L	-200	1 ヶ所/1 施工箇所 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		1-2-3-5
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1 ヶ所/1 基		1-2-3-6
						基礎	幅 $w (D)$	-30		
							高さ h	-30		
							根入長	設計値以上		
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落 (横断) 防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30		1-2-3-7
							高さ h	-30		
						パイプ取付高 H		+30 -20		

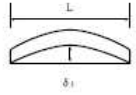
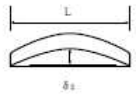
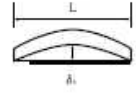
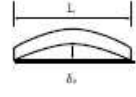
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	－30	1ヶ所/施工延長 40m 40m以下のものは、2ヶ所/1 施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-3-8
							高さ h	－30			
						ビーム取付高 H		+30 －20	1ヶ所/1 施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	－30	1ヶ所/1 基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-3-8 ※ワイヤーロープ式防衛柵にも適用する
							高さ h	－30			
							延 長 L	－100			
						ケーブル取付高 H		+30 －20	1ヶ所/1 施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)		設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		1-2-3-9
						幅 w		設計値以上			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h		±30	1ヶ所/10 本 10 本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-3-10

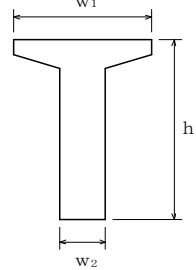
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1 ロットの大きさは 500 m ² とする。		1-2-3-11
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	1	プレテンション桁製作工 （購入工） （けた橋）	桁長 L (m)	± L / 1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	1-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋 桁 の そ り δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	2	プレテンション桁製作工 （購入工） （スラブ桁）	桁長 L (m)	±10… L ≤ 10m ± L / 1000… L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	1-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋 桁 の そ り δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			

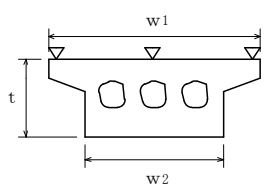
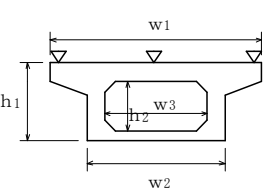
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	13		ポストテンション桁 製作工	幅（上） w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ ：支間長（m）		1-2-3-13 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工）および重要構造物である内空断面積25m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅（下） w_2	±5			
						高 さ h	+10 -5			
						桁 長 ℓ 支 間 長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	14	1	プレキャストセグメント製作工（購入工）	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。		1-2-3-14
						断面の外形寸法（mm）	—			
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 ℓ □ 支 間 長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ ：支間長（m）		1-2-3-14
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			

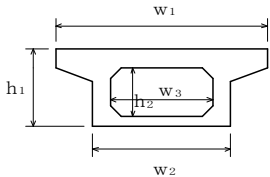
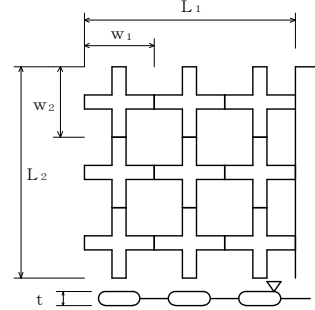
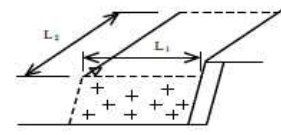
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	15		P Cホロースラブ製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 ヶ所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 1 編 1-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		1-2-3-15 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工）および重要構造物である内空断面積 25m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$			
						厚 さ t	$-10 \sim +20$			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	1	P C箱桁製作工	基 準 高	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 ヶ所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 1 編 1-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		1-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工）および重要構造物である内空断面積 25m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅（上） w_1	$-5 \sim +30$			
						幅（下） w_2	$-5 \sim +30$			
						内 空 幅 w_3	± 5			
						高 さ h_1	$+10$ -5			
						内空高さ h_2	$+10$ -5			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			

出来形管理基準及び規格値

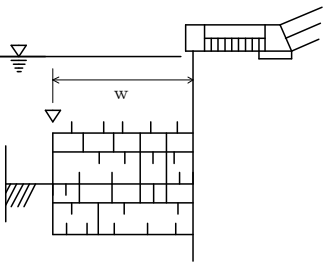
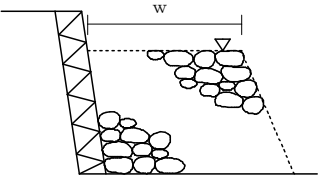
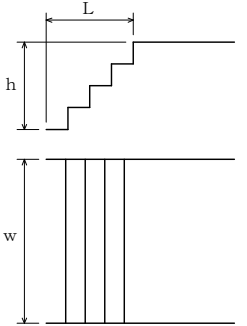
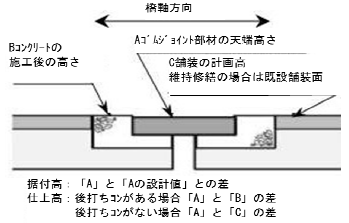
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	2	P C押出し箱桁製作工	幅（上） w_1	-5～+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第1編 1-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		1-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工）および重要構造物である内空断面積25m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅（下） w_2	-5～+30			
						内 空 幅 w_3	±5			
						高 さ h_1	+10 -5			
						内空高さ h_2	+10 -5			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	17		根固めブロック工	層 積	基準高▽	±100		1-2-3-17
							厚 さ t	-20		
							幅 w_1, w_2	-20		
							延長 L_1, L_2	-200		
						乱 積	基準高▽	± $t/2$		
							延長 L_1, L_2	- $t/2$		

tは根固めブロックの高さ

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	18		沈床工	基 準 高 ▽	±150	1 組毎		1-2-3-18
						幅 w	±300			
						延 長 L	−200			
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	19		捨石工	基 準 高 ▽	−100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-3-19
						幅 w	−100			
						延 長 L	−200			
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	22		階段工	幅 w	−30	1 回/1 施工箇所		1-2-3-22
						高 さ h	−30			
						長 さ L	−30			
						段 数	±0 段			
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	±3	高さについては車道端部及び中央部付近の 3 点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に 3m の直線定規で測って凹凸が 3 mm 以下		1-2-3-24
						表 面 の 凹 凸	3			
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0〜−2			

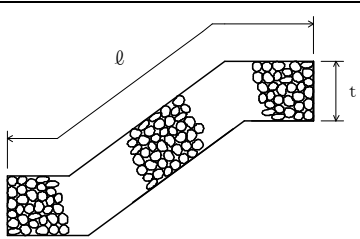
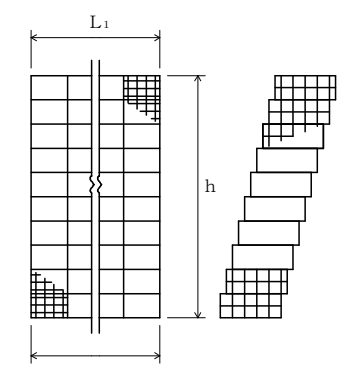
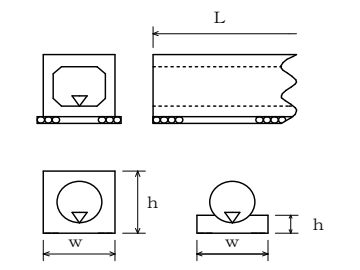
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据 付 け 高 さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		1-2-3-24
							橋軸方向各点誤差の相対差	3			
						表 面 の 凹 凸		3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔 w_1		±2			
						歯咬み合い部の横方向間隔 w_2		±5			
						仕 上 げ 高 さ		舗装面に対し 0～-2			
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸		3	高さについては車道端部及び中央付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		1-2-3-24
						仕上げ高さ		舗装面に対し 0～+3			
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基 準 高 ▽	±500	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-3-26	
						法 長 ℓ	-200				
						延 長 L	-200				
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法 長 ℓ	-100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-3-26	
						厚 さ t	-0.2 t				
						延 長 L	-200				

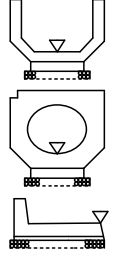
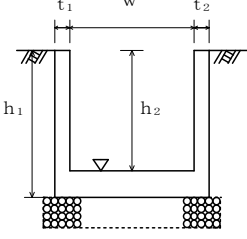
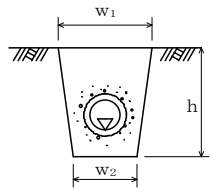
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法 長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$	-50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-3-27
							$\ell \geq 3\text{ m}$	-100			
						厚 さ t		-50			
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご 枠)	高 さ h		-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-3-27
						延 長 L_1, L_2		-200			
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	28		プレキャストカルバ ート工 (プレキャストボック ス工) (プレキャストパイプ 工)	基 準 高 ∇		± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		1-2-3-28
						※幅 w		-50			
						※高 さ h		-30			
						延 長 L		-200			
									1 施工箇所毎		

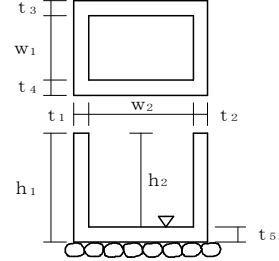
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ∇	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-3-29
						延 長 L	-200	1 ヶ所/1 施工箇所		
								ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	側溝工 (現場打水路工)	基 準 高 ∇	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-3-29
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						延 長 L	-200			
								1 施工箇所毎		
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ∇	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所。 延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-3-29
						幅 w_1, w_2	-50			
						深 さ h	-30			
						延 長 L	-200			
								1 施工箇所毎		
								ただし「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

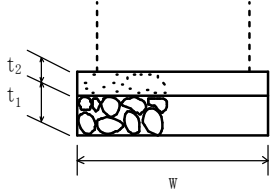
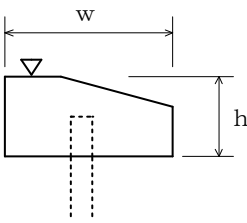
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	30		集水桝工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法 を用いることができる。		1-2-3-30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			

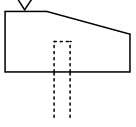
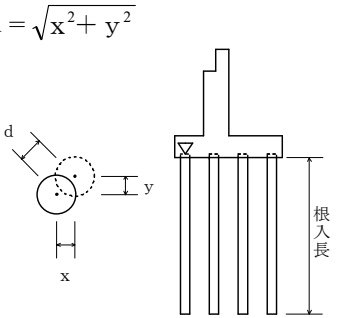
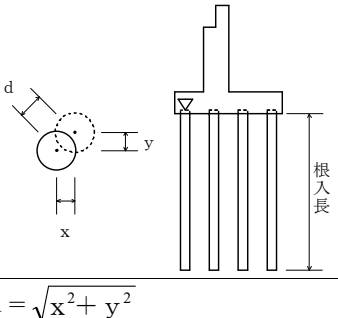
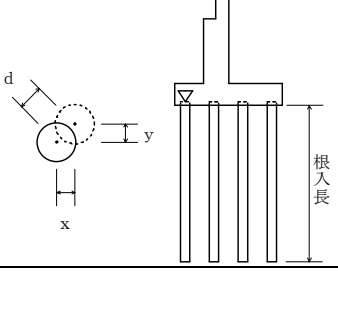
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは500㎡とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		1-2-3-31
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w 厚さ t_1 , t_2 延 長 L	設計値以上 －30 各構造物の規格値による	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-4-1
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基 準 高 ∇ 幅 w 高 さ h 延 長 L	±30 －30 －30 －200	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-4-1

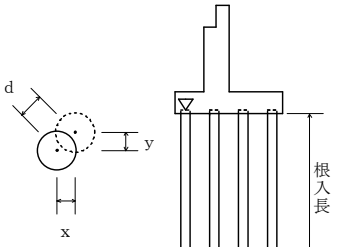
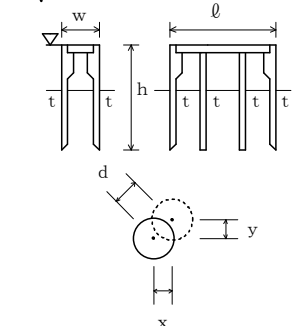
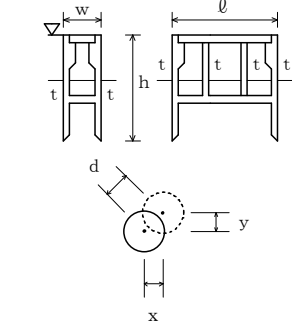
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-4-3
						延 長 L	-200			
1 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 Dは杭径 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	1-2-4-4
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾 斜	1/100 以内			
1 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	2	既製杭工 （鋼管製ソイルセメント杭）	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	1-2-4-4
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾 斜	1/100 以内			
						杭 径 D	設計径以上			
1 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	5		場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	1-2-4-5
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100 以内			
						傾 斜	1/100 以内			
						杭 径 D	設計径（公称径）-30 以上			

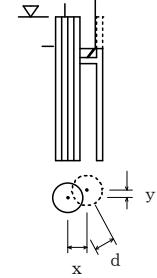
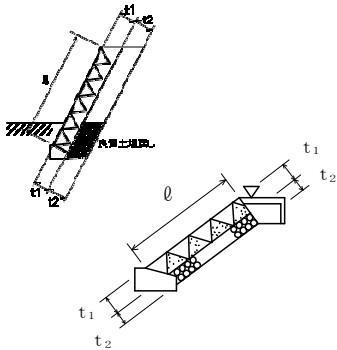
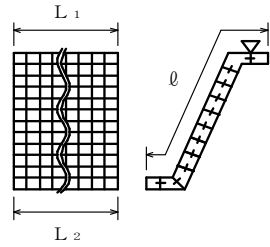
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	1-2-4-6
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	150 以内			
						傾 斜	1/50 以内			
						杭 径 D	設計径（公称径）以上※			
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	1-2-4-7
						ケーソンの長さℓ	−50			
						ケーソンの幅 w	−50			
						ケーソンの高さ h	−100			
						ケーソンの壁厚 t	−20			
						偏 心 量 d	300 以内			
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	1-2-4-8
						ケーソンの長さℓ	−50			
						ケーソンの幅 w	−50			
						ケーソンの高さ h	−100			
						ケーソンの壁厚 t	−20			
						偏 心 量 d	300 以内			

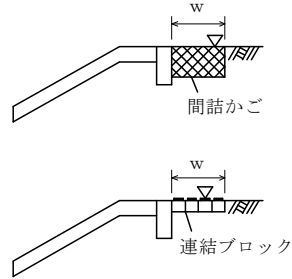
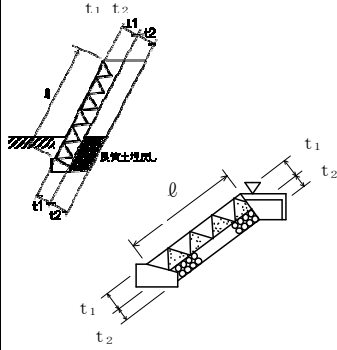
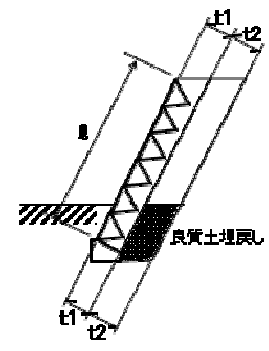
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1 基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	1-2-4-9
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	300 以内			
1 共通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-5-3
						法長 ℓ	ℓ < 3 m			
							ℓ ≥ 3 m			
						厚さ（ブロック積張） t ₁	-50			
						厚さ（裏込） t ₂	-50			
						延 長 L	-200			
1 共通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-5-3
						法 長 ℓ	-100			
						延長 L ₁ , L ₂	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による 測点の管理方法を用いることができる。		1-2-5-3
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
1 共通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	4		緑化ブロック工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による 測点の管理方法を用いることができる。		1-2-5-4
						法長 ℓ	$\ell < 3 \text{ m}$			
							$\ell \geq 3 \text{ m}$			
						厚さ (ブロック) t_1	-50			
						厚さ (裏込) t_2	-50			
						延 長 L	-200			
1 共通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	5		石積 (張) 工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による 測点の管理方法を用いることができる。		1-2-5-5
						法長 ℓ	$\ell < 3 \text{ m}$			
							$\ell \geq 3 \text{ m}$			
						厚さ (石積・張) t_1	-50			
						厚さ (裏込) t_2	-50			
						延 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）	シートの重ね幅	－20～＋50	標準重ね幅 100 mm に対し、1 施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		1-2-6-6

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m ² 以上あるいは、使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が 10,000m ² 未満かつ使用する基層及び表層用混合物の総使用量 3,000 t 未満	1-2-6-7
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ あるいは 標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り 起こして測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長 80m 以下の間隔で 測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が 10,000 m ² 以上あ るいは、使用する基層及び表層用混合 物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が 該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面 積が 10,000 m ² 未満かつ使用する基層 及び表層用混合物の総使用量 3,000 t 未満	1-2-6-7
						幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－54	－63	－ 8	－10	1. 3次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測 定値の平均値 (X ₁₀) について満足しな ければならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定 処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10	幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 ㎡に 1 個の割でコアを 採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延 長 80m 以下の間隔で測定することがで きる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が 10,000 ㎡以上あ るいは、使用する基層及び表層用混合 物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が 該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面 積が 10,000 ㎡未満かつ使用する基層 及び表層用混合物の総使用量 3,000 t 未満	1-2-6-7
						幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定 処理工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－54	－63	－ 8	－10	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測 定値の平均値 (X ₁₀) について満足しな ければならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が 10,000m ² －m ² 以上 あるいは、使用する基層及び表層用混 合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合 が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面 積が 10,000m ² －m ² 未満かつ使用する基 層及び表層用混合物の総使用量 3,000 t 未満	1-2-6-7
						幅	－50	－50	－	－			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－36	－45	－ 5	－ 7	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測 定値の平均値 (X ₁₀) について満足しな ければならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	－ 4	幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が 10,000 m ² 以上あ るいは、使用する基層及び表層用混合 物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が 該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面 積が 10,000 m ² 未満かつ使用する基層 及び表層用混合物の総使用量 3,000 t 未満	1-2-6-7
						幅	－25	－25	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－20	－25	－ 3	－ 4	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として± 4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	（面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 （面管理でない場合） コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3	幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が 10,000 m ² 以上あ るいは、使用する基層及び表層用混合 物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が 該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面 積が 10,000 m ² 未満かつ使用する基層 及び表層用混合物の総使用量 3,000 t 未満	1-2-6-7
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直 読 式（足 付 き） (σ)1.75mm 以 下				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－17	－20	－ 2	－ 3	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として± 4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 (面管理でない場合) コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
						平坦性	—		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直 読 式（足 付 き） (σ)1.75mm 以 下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	1-2-6-7
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ あるいは 標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り 起こして測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長 80m 以下の間隔で 測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	1-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－54	－63	－ 8	－10	1. 3次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値(X ₁₀)について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定 処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10	幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 ㎡に 1 個の割でコア ーを採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延 長 80m 以下の間隔で測定することがで きる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	1-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定 処理工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－54	－63	－ 8	－10	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値(X ₁₀)について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	1-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－36	－45	－ 5	－ 7	1. 3次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	－ 4	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	1-2-6-8
						幅	－25	－25	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－20	－25	－ 3	－ 4	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として± 4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	（面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 （面管理でない場合） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3	幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	1-2-6-8
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3m プ ^レ ロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直 読 式（足 付 き） (σ)1.75mm 以 下				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－17	－20	－ 2	－ 3	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として± 4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 (面管理でない場合) コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
						平坦性	—		3m プ ^レ ロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直 読 式（足 付 き） (σ)1.75mm 以 下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	1-2-6-9
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ あるいは 標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り 起こして測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長 80m 以下の間隔で 測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	1-2-6-9
						幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－54	－63	－ 8	－10	1. 3次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	単位：mm
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				摘 要
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10	幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 ㎡に 1 個の割でコア を採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延 長 80m 以下の間隔で測定することがで きる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	1-2-6-9
					（上層路盤工） セメント（石灰）安定 処理工	幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工	厚 さ あるいは 標高較差	－54	－63	－ 8	－10	1. 3次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基づ き出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	（面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。	
					（上層路盤工） セメント（石灰）安定 処理工 （面管理の場合）								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X_{10}) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7	幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 ㎡に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい	1-2-6-9
					(加熱アスファルト 安定処理工)	幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工	厚 さ あるいは 標高較差	－36	－45	－ 5	－ 7	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X_{10}) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。	
					(加熱アスファルト 安定処理工)								
					(面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	－ 4	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	1-2-6-9
						幅	－25	－25	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－20	－25	－ 3	－ 4	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として± 4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しな ければならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 (面管理でない場合) コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3	幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	1-2-6-9
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直 読 式（足 付 き） (σ)1.75mm 以 下				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－17	－20	－ 2	－ 3	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として± 4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² ～m ² （平面投影面積当 たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 (面管理でない場合) コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
						平坦性	—		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直 読 式（足 付 き） (σ)1.75mm 以 下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下					
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—		基準高は片側延長 40m毎に 1 ヶ所の割 で測定。 厚さは、片側延長 200m毎に 1 ヶ所掘 り起こして測定。 幅は、片側延長 80m毎に 1 ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 80m 以下の間隔で測定することが できる。 ※歩道舗装に適用する。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模は小さいものの、管理結果を施 工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 (面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測 定値の平均値 (X ₁₀) について満足しな ければならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。	1-2-6-10		
						厚 さ	t < 15cm	−30	−10						
							t ≥ 15cm	−45	−15						
						幅	−100		—						
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 −70	+50 −10		1. 3 次元データによる出来形管理におい て、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理 を実施する場合、その他本基準に規定する 計測精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての 点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/㎡ ㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高 差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、 直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均 値+設計厚さから求まる高さとの差とす る。この場合、基準高の評価は省略する。 ※歩道舗装に適用する。				
							t ≥ 15cm	±90	+50 −15						
						厚 さ あるいは 標高較差	t < 15cm	+90 −70	+50 −10						
							t ≥ 15cm	±90	+50 −15						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 9		－ 3		幅は、片側延長 80m 毎に 1 ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1 ヶ所コーアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	1-2-6-10
						幅	－25		—				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	2	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－20		－ 3		1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ± 4 mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。 ※歩道舗装に適用する。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理でない場合) コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	単位：mm
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				摘 要
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」に基づき出来形管理を実 施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	1-2-6-11
						幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－36	－45	－ 5	－ 7	1. 3次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	2	グースアスファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	－ 4	幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場 合は、同要領に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理を 実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	1-2-6-11
						幅	－25	－25	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	2	グースアスファルト 舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－20	－25	－ 3	－ 4	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として± 4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 (面管理でない場合) コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	3	グースアスファルト 舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3	幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」に基づき出来形管理を実 施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができ る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	1-2-6-11
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直 読 式 (足 付 き) (σ)1.75mm 以 下				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	3	グースアスファルト 舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－17	－20	－ 2	－ 3	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として± 4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 (面管理でない場合) コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
						平坦性	—		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直 読 式 (足 付 き) (σ)1.75mm 以 下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$) *面管理の場合は 測定値の平均				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値 ($\bar{X}_{10}$) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	1-2-6-12
						厚 さ	－45		－15				
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12
						厚 さ あるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	－25	－30	－ 8		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り 起こして測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの 施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければ ならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	1-2-6-12
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚 さ または 標高較差	－55	－66	－ 8	1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝 青) 安定処理工)	厚 さ	－25	－30	－ 8		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 ヶ所の割でコア ーを採取もしくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 80m 以下の間隔で測定することが できる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	1-2-6-12
						幅	－50		－				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント（石灰・瀝 青）安定処理工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－55	－66	－ 8	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度 として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全 ての点で標高値を算出する。計測密度 は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以 上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の 標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合 は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高 較差平均値＋設計厚さから求まる高さ との差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間 層)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 ヶ所の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計 図書の測点によらず延長 80m 以下の間 隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	1-2-6-12
						幅	－25		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－ 20	－27	－ 3	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	－10		－ 3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線あたり横断方向に 3 ヶ所以上測定、幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1m の線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 200m毎に両側の版縁を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	1-2-6-12
						幅	－25		－				
						平坦性	－		コンクリートの硬化後 3m プローファイルにより機械舗設の場合 (σ) 2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ) 3mm 以下				
						目地段差	±2						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－22		－ 3.5		1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	1-2-6-12
						平坦性	－	3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式（足付き） (σ)1.75mm 以下					
						目地段差	± 2						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X_{10}) *面管理の場合は 測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m 毎に 1 ヲ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m毎に 1 ヲ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1 ヲ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1-2-6-12
						厚 さ	—45		— 15				
						幅	—50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12
						厚 さ あるいは 標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－ 8		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り 起こして測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの 施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	1-2-6-12
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－55	－66	－ 8	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 工) セメント (石灰・瀝 青) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア一 を採取もしくは、掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 80m 以下の間隔で測定することが できる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	1-2-6-12	
				幅	－50		—						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 工) セメント(石灰・瀝 青)安定処理工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－55	－66	－ 8	1.3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領(案)」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度 として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全 ての点で標高値を算出する。計測密度 は 1 点／㎡(平面投影面積当たり)以 上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の 標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合 は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高 較差平均値＋設計厚さから求まる高さ との差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 工) アスファルト中間層	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけれ ばならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	1-2-6-12	
				幅	－25		—						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－ 20	－27	－ 3	1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 工)	厚 さ	－15		－4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 ヶ所以上測定、幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-12
						幅	－35		—				
						平 坦 性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm 以下				
						目地段差	± 2						
												隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－32		－4.5		1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1-2-6-12
						平 坦 性	－		3mプロファイルメーター(σ)2.4mm 以下 直読式（足付き）(σ)1.75mm 以下				
						目地段差	± 2						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-13
						厚 さ	－45		－15				
						幅	－50		—				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－ 8		幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアー を採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値(X ₁₀)について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。	1-2-6-13	
						幅	－50		—				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安 定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアー を採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	1-2-6-13	
						幅	－50		—				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアー を採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		1-2-6-13	
						幅	－25		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-14
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8		幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。		1-2-6-14
						幅	-50		—				

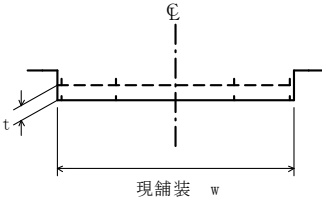
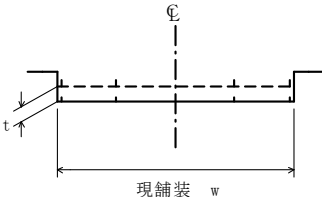
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定 処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しな ければならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。	1-2-6-14
						幅	－50		－				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安 定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	1-2-6-14
						幅	－50		－				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取して測定。		1-2-6-14
						幅	－25		－				

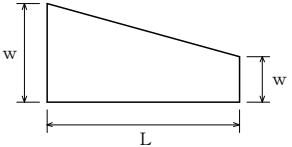
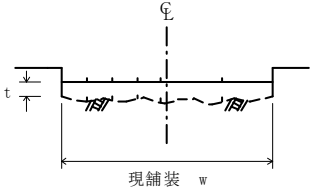
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
			個々の測定値 (X)	測定値の平均 ($\bar{X}$)							
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	15	1	路面切削工	厚 さ t	- 7	- 2	厚さは 40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長 40m未満の場合は、2 ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-6-15
						幅 w	-25	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚 さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）（路面切削工編）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長 40m毎に測定するものとし、延長 40m未満の場合は、2 箇所／施工箇所とする。		1-2-6-15
						幅 w	-25	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 ($\overline{X}$)					
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	16		舗装打替え工	路 盤 工	幅 w	-50		各層毎1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-6-16	
							延長L	-100					
							厚さ t	該当工種					
						舗 設 工	幅 w	-25					
							延長L	-100					
							厚さ t	該当工種					
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	- 9		厚さは 40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、延長 80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-6-17		
						幅 w	-25						
						延 長 L	-100						
						平 坦 性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式（足付き） (σ)1.75mm以下					

出来形管理基準及び規格値

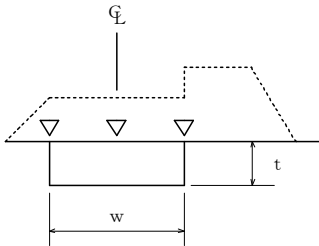
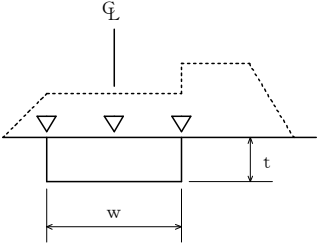
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 ($\overline{X}$)			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		1-2-6-17
						平坦性	—	3m ^{プロファイルメーター} (σ)2.4mm以下 直読式（足付き） (σ)1.75mm以下			

※「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）令和5年3月版」4-1、4-2より、面管理の場合は適用外です。（断面管理に適用）

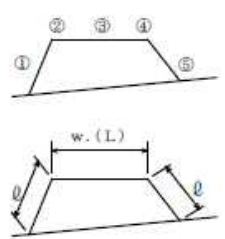
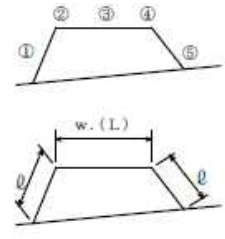
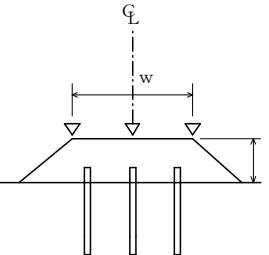
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長 40m 毎に 1 ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 L を確認（実測は不要）。		1-2-7-2
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
1 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	3		置換工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		1-2-7-3
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

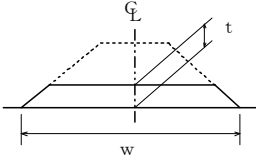
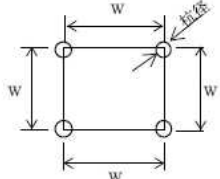
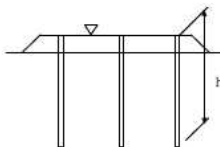
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書に 明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。 w. (L) は施工延長 40mにつき 1 ケ 所、80m以下のものは 1 施工箇所につ き 3 ケ所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩 で行う。		1-2-7-4
						法 長 ℓ	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
1 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」に記載の全体改良平面図 を用いて天端幅 w、天端延長 L を確認 (実測は不要)。		1-2-7-4
						法 長 ℓ	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
1 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	5		パイルネット工	基 準 高 ∇	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合 は 50m) につき 1 ケ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 測定。 杭については、当該杭の項目に準ず る。		1-2-7-5
						厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

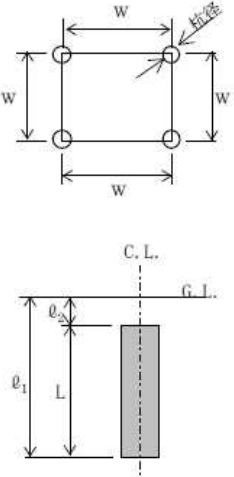
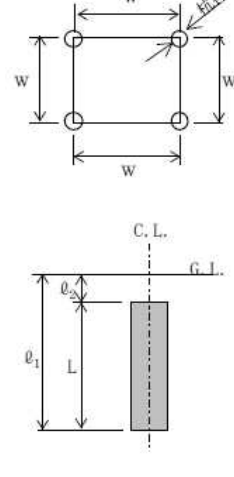
単位：mm

単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	6		サンドマット工	施工厚さ t	－50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		1-2-7-6			
						幅 w	－100						
						延 長 L	－200						
1 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	100 本に 1 箇所。 100 本以下は 2 箇所測定。1 ヶ所に 4 本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		1-2-7-7			
						杭 径 D	設計値以上						
						打 込 長 さ h	設計値以上						
			8	締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。	 ※余長は、適用除外					

※余長は、適用除外

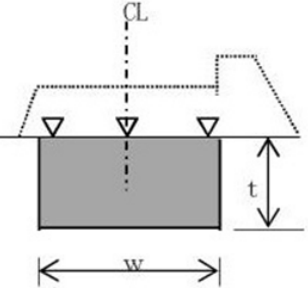
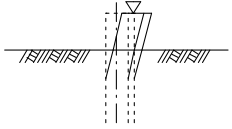
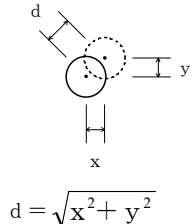
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工 (紛体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	-50	100 本に 1 ケ所。 100 本以下は 2 ケ所測定。		1-2-7-9
						位 置・間 隔 w	D/4 以内	1 ケ所に 4 本測定。		
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 L	設計値以上	全本数		
								$L = \ell_1 - \ell_2$ ℓ_1 は改良体先端深度 ℓ_2 は改良体末端深度		
1 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)第8編(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」による管理の場合	基 準 高 ▽	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		1-2-7-9
						位 置	D/8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に 1 回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改 良 長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		

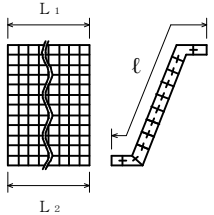
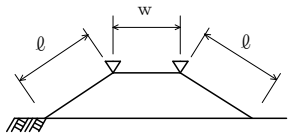
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ▽	設計値以上	1,000m ³ ～4,000m ³ につき 1 ヶ所、又は 施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所。 1,000m ³ 以下、または施工延長 40m (50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来 形とする。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案) 表層安定処理等・固結工 (中層混合処理) 編」による管理の場 合は、全体改良範囲図を用いて、施工 厚さ t、幅 w、延長 L を確認 (実測は 不要)。		1-2-7-9
						施 工 厚 さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延 長 L	設計値以上			
1 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100	基準高は施工延長 40m (測点間隔 25 m の場合は 50m) につき 1 ヶ所。延長 40m (又は 50m) 以下のものは、1 施 工箇所につき 2 ヶ所。 (任意仮設は除く)		1-2-10-5
						根 入 長	設計値以上			
1 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ φ	設計深さ以上	全数 (任意仮設は除く)		1-2-10-5
						配 置 誤 差 d	100			

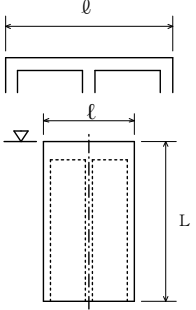
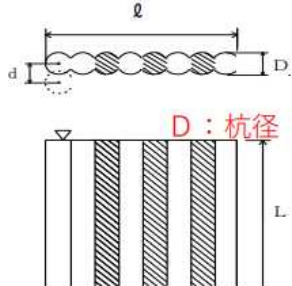
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	-100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-10-5
						延長 L_1 L_2	-200	1 施工箇所毎		
1 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ∇	-50	施工延長 50mにつき 1 ヶ所。 延長 50m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 （任意仮設は除く）		1-2-10-5
						天 端 幅 w	-100			
						法 長 ℓ	-100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ∇	-50	施工延長 50mにつき 1ヶ所。 延長 50m以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。 (任意仮設は除く)		1-2-10-5
1 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	9		地中連続壁工 (壁式)	基 準 高 ∇	± 50	基準高は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所。延長 40m (又は 50m) 以下のものについては 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 20m (測点間隔 25mの場合は 25m) につき 1ヶ所。延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		1-2-10-9
						連壁の長さ ℓ	-50			
						変 位	300			
						壁 体 長 L	-200			
1 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	10		地中連続壁工 (柱列式)	基 準 高 ∇	± 50	基準高は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所。延長 40m (又は 50m) 以下のものについては 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 20m (測点間隔 25mの場合は 25m) につき 1ヶ所。延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		1-2-10-10
						連壁の長さ ℓ	-50			
						変 位 d	D/4 以内			
						壁 体 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差		+2 -0	製品全数を測定。		1-2-12-1		
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔位置のずれ						
								≦1000mm	1 以下					
								ボスの突起を基準とした孔位置のずれ						
								>1000mm	1.5 以下					
						アンカーボルト加工	孔ドリル加工	≦100mm	+3 -1					
							>100mm	+4 -2						
						孔（鑄放し）	孔の中心距離 ※1		JIS B 0403 -1995 CT13					
						センターボス	ボスの直径		+0 -1					
							ボスの高さ		+1 -0					
						ボス ※5	ボスの直径		+0 -1					
							ボスの高さ		+1 -1					

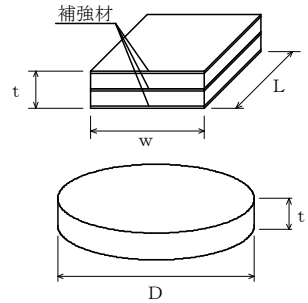
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鑄造費 (金属支承工)	上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403 -1995 CT13	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		1-2-12-1
						全移動量 ※4	$\ell \leq 300\text{mm}$ ± 2			
						$\ell > 300\text{mm}$	$\pm \ell / 100$			
						上、下面加工仕上げ	± 3			
						組立高さH コンクリート構造用	H ≤ 300mm	± 3		
							H > 300mm	(H/200+3) 小数点以下切り捨て		
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)	JIS B 0403 -1995 CT14		
							鑄放し肉厚寸法 ※2)	JIS B 0403 -1995 CT15		
							削り加工寸法	JIS B 0405 -1991 粗級		
							ガス切断寸法	JIS B 0417 -1979 B 級		

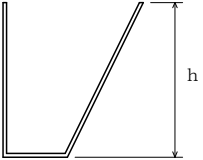
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 w 長さL 直径D	w, L, D ≤ 500mm	0～+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t） の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		1-2-12-1
							500 < w, L, D ≤ 1500mm	0～+1%			
							1500mm < w, L, D	0～+15			
						厚さ t	t ≤ 20mm	±0.5			
							20mm < t ≤ 160mm	±2.5%			
							160mm < t	±4			
						相 対 誤 差	w, L, D ≤ 1000mm	1			
							1000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000			
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長ℓ (m)	±3… ℓ ≤ 10 ±4… ℓ > 10	図面の寸法表示箇所で測定。		1-2-12-1

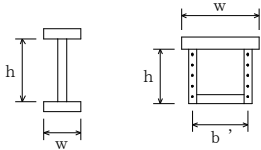
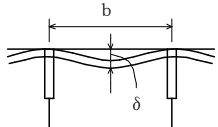
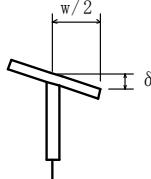
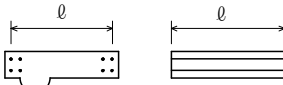
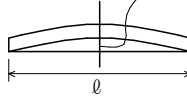
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃 口 高 さ h (m)	$\pm 2 \cdots h \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所にて測定。		1-2-12-1
						外周長 L (m)	$\pm (10 + L/10)$			

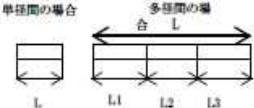
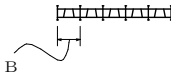
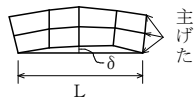
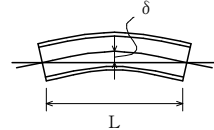
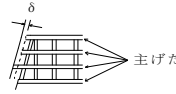
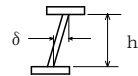
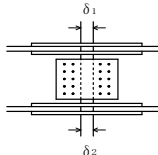
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要					
								鋼桁等	トラス・アーチ等							
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部 材	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JIS マーク表示を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		1-2-12-3					
								腹板 h (m)				$\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$				
								腹板間隔 b' (m)				$\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \quad 2.0 < w$				
							精	板の平面度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	$h / 250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)					
									箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b / 150$						
								フランジの直角度 δ (mm)	$w / 200$							
							度	部材長 ℓ (m)	鋼桁	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。					
						トラス、アーチなど			$\pm 2 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 3 \cdots \ell > 10$							
							圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell / 1000$	—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)						
						※規格値の w , ℓ に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ , フランジの直角度 δ , 圧縮材の曲り δ 」の規格値の h , b , w , ℓ に代入する数値は mm 単位の数値とする。										

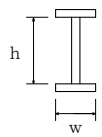
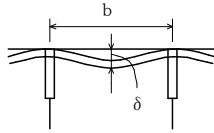
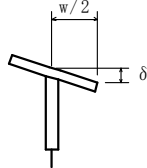
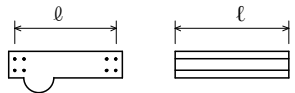
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
								鋼げた等	トラス・アーチ等			
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮組立精度	全長 L (m) 支間長 L _n (m)	±(10+L/10) ±(10+L _n /10)	各桁毎に全数測定。			1-2-12-3
							主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4…… B≤2 ±(3+B/2)…… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。			
							主構の組立高さ h (m)	±5…… h≤5 ±(2.5+h/2)…… h>5	—	両端部及び中心部を測定。		
							主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5…… L≤100 25…… L>100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			
							主桁、主構のそり δ (mm)	-5～+5…… L≤20 -5～+10…… 20<L≤40 -5～+15…… 40<L≤80 -5～+25…… 80<L≤200	各主桁について 10～12 m 間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長 (m)		
							主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			
							主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		
							現場継手部のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定。 δ ₁ 、δ ₂ のうち大きいもの なお、設計値が 5mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。 (例：設計値が 3mm の場合、すき間の許容範囲は 0mm～8mm)			
							※規格値の L, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。					

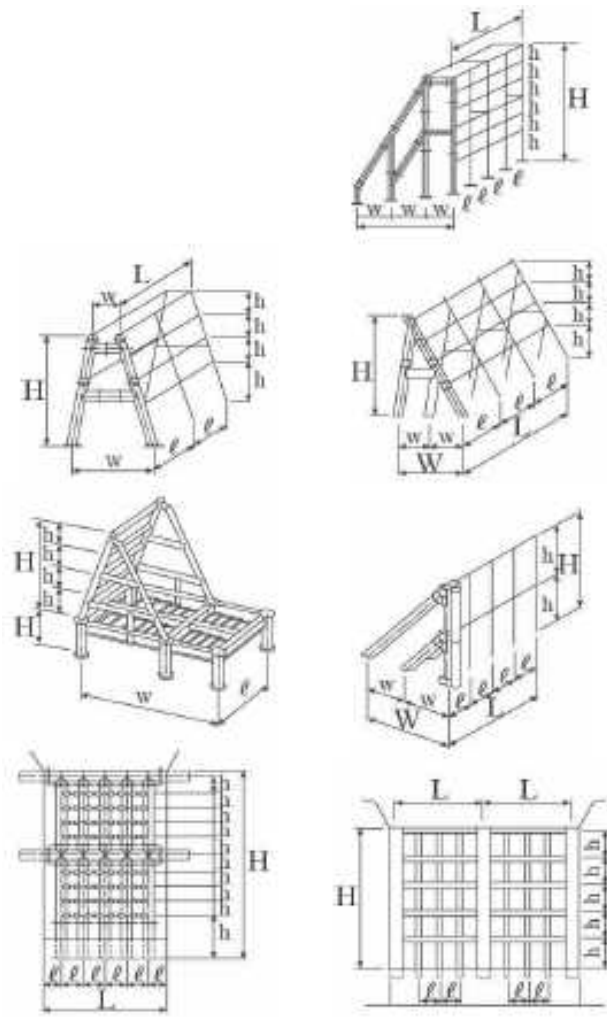
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部 材 精 度	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4……	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I 型鋼げた	1-2-12-3			
							腹板高 h (m)	1.0 < w ≤ 2.0 ± (3 + w/2) … 2.0 < w						
							板の平面度 δ (mm)	鋼桁等の部材の腹板				h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	
								箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート				b / 150		
							フランジの直角度 δ (mm)					w / 200		
部材長 ℓ (m)	鋼桁	±3… ℓ ≤ 10 ±4… ℓ > 10	主要部材全数を測定。											
※規格値の w, ℓ に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ, フランジの直角度 δ」の規格値の h, b, w に代入する数値は mm 単位の数値とする。														

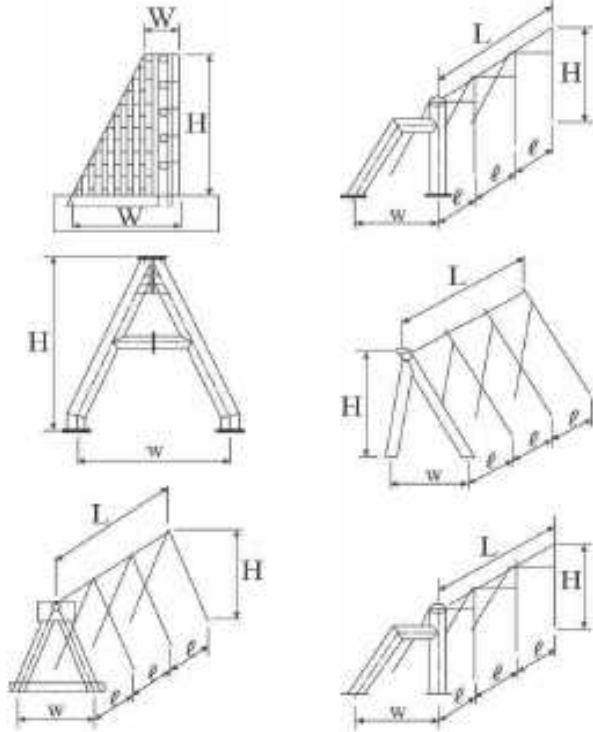
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定		1-2-12-3
						堤 長 L	±30			
						堤 長 l	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本 体 の 傾 き	±H/500			

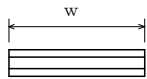
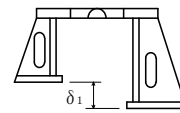
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))					1-2-12-3

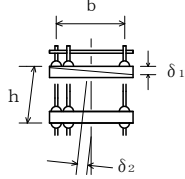
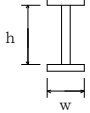
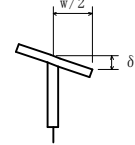
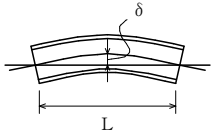
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4		検査路製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		1-2-12-4
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部 材	部材長 w (m)	$0 \sim +30$	製品全数を測定。		1-2-12-5
						仮 組 立 時	組合せる伸縮装置 との高さの差 δ_1 (mm)	設計値 ± 4	両端及び中央部付近を測定。		
							フィンガーの食い 違い δ_2 (mm)	± 2			
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		1-2-12-6
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		1-2-12-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時 上面水平度 δ_1 (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		1-2-12-8
						鉛 直 度 δ_2 (mm)	$h/500$			
						高 さ h (mm)	± 5			
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工	部 材 フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I 型鋼げた	1-2-12-9
						腹板高 h (m)				
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
						仮組立時 主桁のそり	$-5 \sim +5 \dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots 20 < L \leq 40$	各主桁について 10～12m 間隔を測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工	部 材	部材長 ℓ (m) $\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		1-2-12-10
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	11		工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500 m²とする。 1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200 m²に満たない場合は10 m²ごとに1点とする。		1-2-12-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全 長 L (m) 支間長 L _n (m)	± (20+L/5) ± (20+L _n /5)	各桁毎に全数測定。		1-2-13
						通 り δ (mm)	± (10+2L/5)	L：主桁・主構の支間長(m)		
						そ り δ (mm)	± (25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の 中心間距離 B (m)	±4… B≤2 ± (3+B/2) … B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端に おける出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主げた（主構）端を測定。		
						※主桁、主構の 鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部 のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	設計値 ±5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定。 δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの なお、設計値が 5 mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。 (例：設計値が 3mm の場合、すき間の許容範囲は 0mm～8mm)		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
						※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm 単位の数値とする。				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。		1-2-13
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そ り	—	主桁を全数測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	14 法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土 法長 $\varnothing$	$\varnothing < 5\text{m}$	-200	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		1-2-14-2
							$\varnothing \geq 5\text{m}$	法長の-4%			
						盛土 法長 $\varnothing$	$\varnothing < 5\text{m}$	-100			
							$\varnothing \geq 5\text{m}$	法長の-2%			
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	ℓ < 5m	－200	施工延長 40mにつき 1 ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		1-2-14-2
							ℓ ≥ 5m	法長の－4%			
						厚 さ t	t < 5cm	－10	施工面積 200 m ² につき 1 ヶ所、面積 200 m ² 以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所。 検査孔により測定。		
							t ≥ 5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延 長 L		－200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

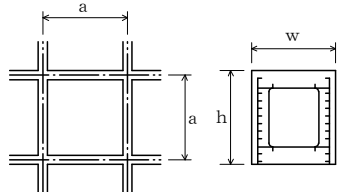
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法 長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	－50	施工延長 40mにつき 1 ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 測定断面に凸凹があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		1-2-14-3	
							$\ell \geq 3\text{m}$	－100				
						厚 さ t	t < 5cm	－10				200 m ² につき 1 ヶ所以上、200 m ² 以下は 2 ヶ所をせん孔により測定。
							t ≥ 5cm	－20				
					ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上							
					延 長 L		－200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				

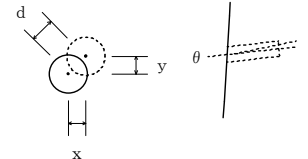
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		1-2-14-4 曲線部は設計図書による
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						幅 w		-30			
						高 さ h		-30			
						枠 中 心 間 隔 a		± 100			
						延 長 L		-200			
1 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-14-4
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						延 長 L		-200			1-2-14-4

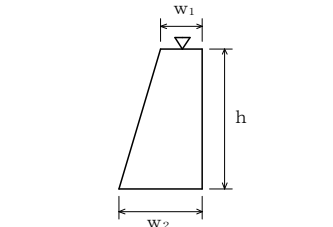
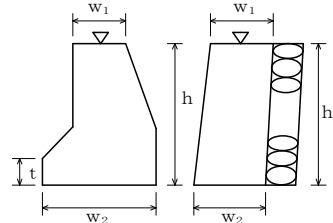
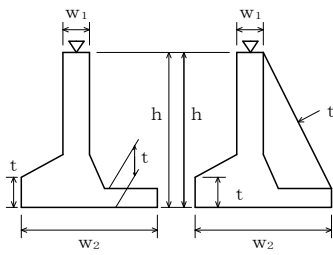
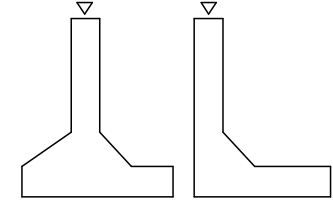
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	6		アンカー工	削孔深さ ϕ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	1-2-14-4 ※鉄筋挿入工にも適用する
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5 度			

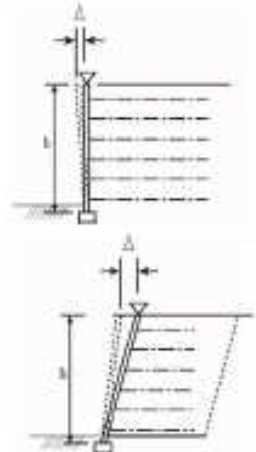
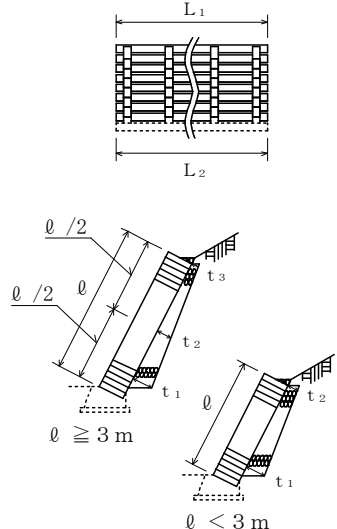
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	1		場所打擁壁工	基 準 高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-15-1	
						厚 さ t		-20				
						裏 込 厚 さ		-50				
						幅 w1, w2		-30				
						高 さ h	h < 3m	-50				
							h ≥ 3m	-100				
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎			
			「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。									
1 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	2			プレキャスト擁壁工	基 準 高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-15-2
				延 長 L			-200	1 施工箇所毎				
								「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				

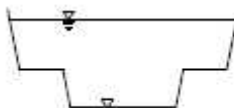
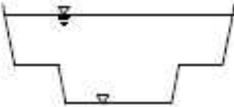
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 一般施工 共通	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 (補強土（テールアルメ）壁工法） (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-15-3	
						高さ h	h < 3m	-50				
							h ≥ 3m	-100				
						鉛 直 度 △		±0.03 h かつ ±300 以内				
						控 え 長 さ (補強材の設計長)		設計値以上				
						延 長 L		-200				
1 共通編	2 一般施工 共通	15 擁壁工 共通	4		井桁ブロック工	基 準 高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 1 施工箇所毎		1-2-15-4	
						法長 ℓ	高さ h < 3m	-50				
							高さ h ≥ 3m	-100				
						厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃		-50				
						延 長 L ₁ , L ₂		-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目			規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準 高▽	電 気 船	200ps	－800～＋200	延長方向は、設計図書により指定された測線毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		1-2-16-3			
								500ps	－1000～＋200						
								1000ps	－1200～＋200						
							デ ィ ー ゼ ル 船	250ps	－800～＋200						
								420ps 600ps	－1000～＋200						
								1350ps	－1200～＋200						
							幅						－200		
							延 長						－200		
1 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	2	浚渫船運転工 (クラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基 準 高 ▽		＋200 以下	延長方向は、設計図書により指定された測線毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		1-2-16-3				
						幅		－200							
						延 長		－200							

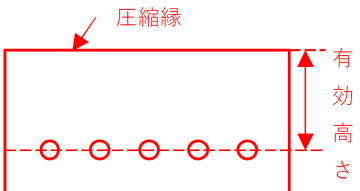
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工	3	3	浚渫船運転工 (クラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)		平均値	個々の 計算値	1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1 点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。		1-2-16-3
						標準較差	±0 以下	+400 以下			

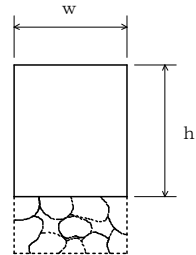
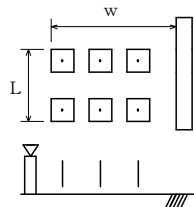
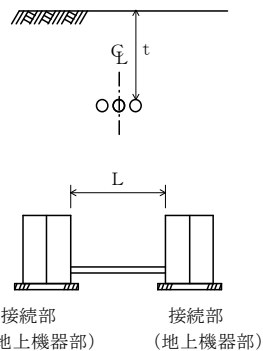
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一般 施工	18 床 版 工	2		床版工	基 準 高 ▽	±20	基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で、1 ヶ所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3 ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね 10 m ² に 1 ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		1-2-18-2
						幅 w	0～+30			
						厚 さ t	-10～+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1 ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄 筋 間 隔	±20	1 径間当たり 3 ヶ所（両端及び中央）測定。 1 ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2m の範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			

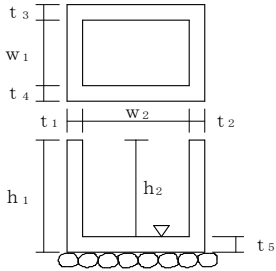
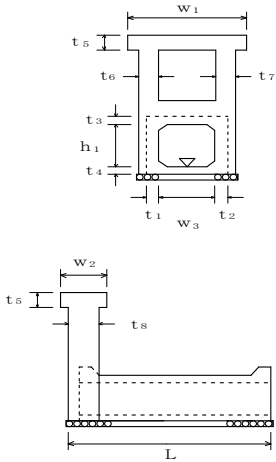
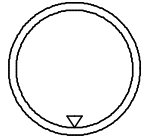
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	-30	「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高 さ h	-30			
3 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基 準 高 ▽	±50	1 組毎		
						幅 w	±300			
						方 向	±7°			
						延 長 L	-200			
3 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ箇所。		
						延 長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

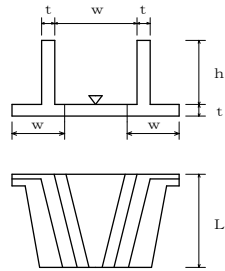
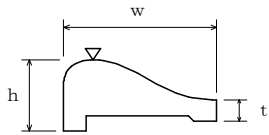
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ t1～t5	－20			
						※幅 w1, w2	－30			
						※高さ h1, h2	－30			
3 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基 準 高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。		
						厚さ t1～t8	－20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅 w1, w2	－30			
						内空幅 w3	－30			
						内空高 h1	±30			
						延 長 L	－200			
3 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						延 長 L	－200	1 施工箇所毎		

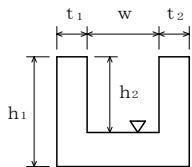
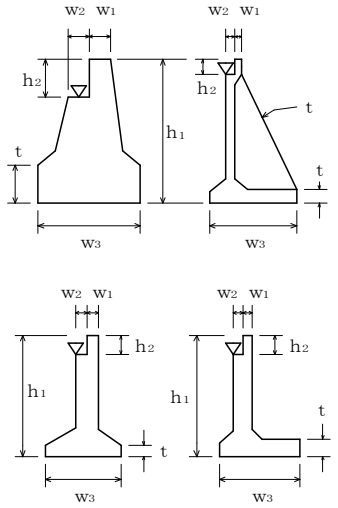
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	－50			
3 河川編	4 水門	6 水門 本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	－50			
3 河川編	5 堰	6 可動堰 本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	－50			
3 河川編	5 堰	7 固定堰 本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	L < 20m	－50		
							L ≥ 20m	－100		

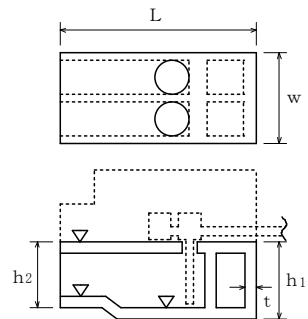
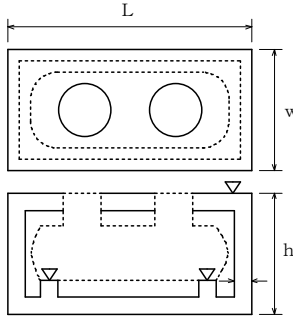
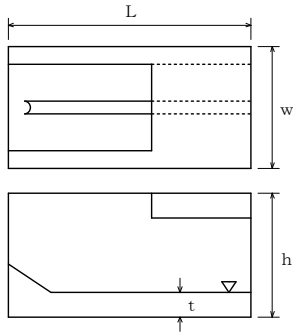
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 河 川 編	5 堰	8 魚 道 工	3		魚道本体工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 （なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による）		
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						延 長 L	-200			
3 河 川 編	5 堰	9 管 理 橋 下 部 工	2		管理橋橋台工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 （橋軸方向）	-10			
						天 端 幅 w_2 （橋軸方向）	-10			
						敷 幅 w_3 （橋軸方向）	-50			
						高 さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天 端 長 ℓ_1	-50			
						敷 長 ℓ_2	-50			
						胸壁間距離 ℓ	± 30			
						支 点 長 及 び 中心線の変 化	± 50			

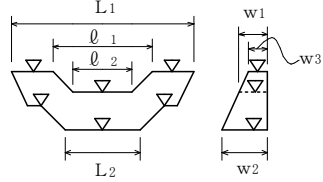
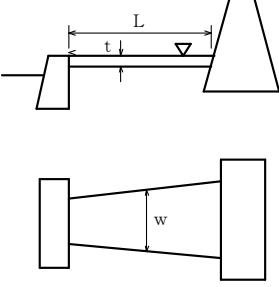
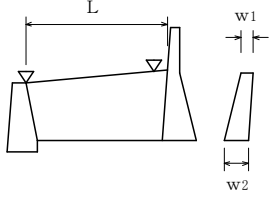
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚 さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h ₁ , h ₂	±30			
						延 長 L	−50			
3 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚 さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	−50			
3 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚 さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	−50			

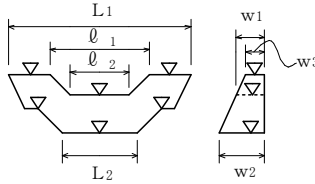
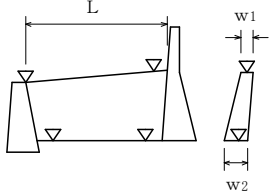
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	6		本 体 工 (床固め本体工)	基 準 高 ∇	± 30	図面に表示してある箇所にて測定。		
						天 端 幅 w_1	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						堤 長 L_1, L_2	-100			
						水通し幅 ℓ_1, ℓ_2	± 50			
3 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	8		水 叩 工	基 準 高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						厚 さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-100			
3 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	5 床 固 め 工	6		側 壁 工	基 準 高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天 端 幅 w_1	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						長 さ L	-100			

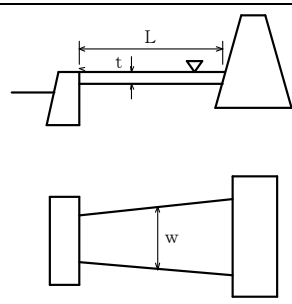
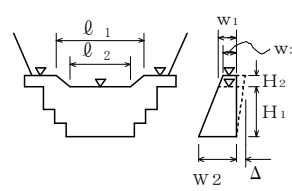
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材 部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
4 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
						天端部 堤 幅 w_1, w_3 w_2	-30			
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2	± 50			
						堤 長 L_1, L_2	-100			
4 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基 準 高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
						幅 w_1, w_2	-30			
						長 さ L	-100			

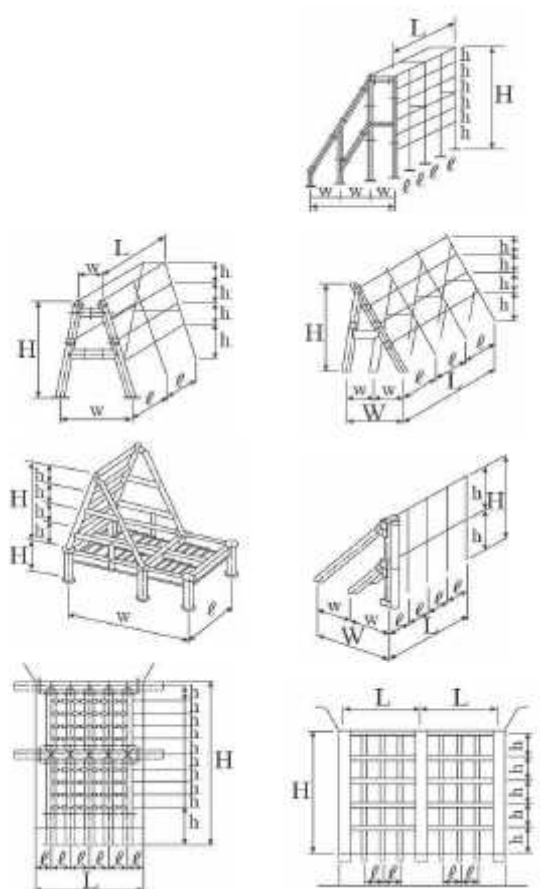
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コン クリ ート 堰 堤 工	8		水叩工	基 準 高 ▽		±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			
						幅 w		－100				
						厚 さ t		－30				
						延 長 L		－100				
4 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	1	鋼製堰堤本体工 （不透過型）	水 通 し 部	堤 高 ▽		±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
							長 さ ℓ 1, ℓ 2		±100			
							幅 w 1, w 3		±50			
							下流側倒れ Δ		±0.02H1			
						袖 部	袖 高 ▽		±50			
							幅 w 2		±50			
							下流側倒れ Δ		±0.02H2			

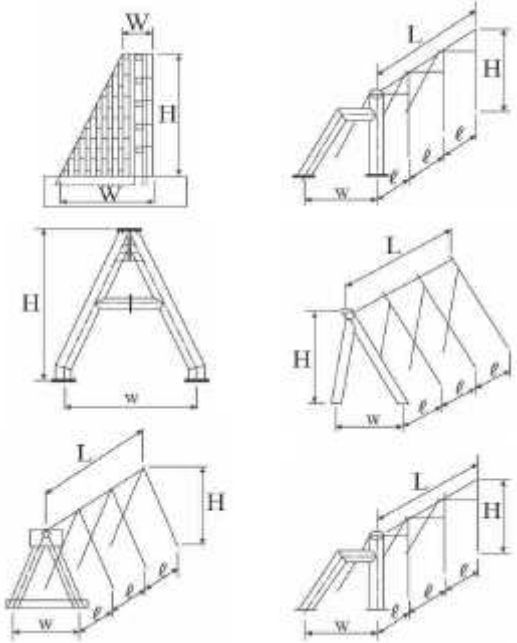
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						高さ h	±10			

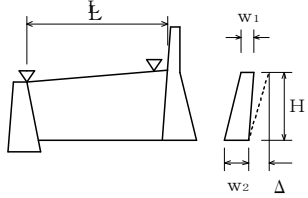
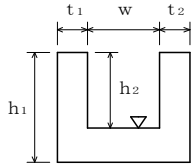
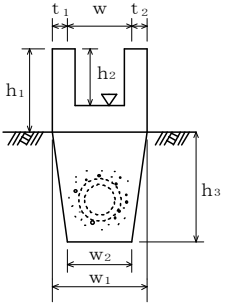
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製えん堤本体工 (透過型)					

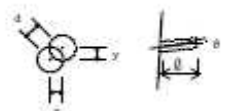
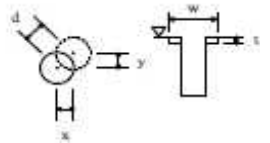
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤 高 ∇	± 50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						長 さ L	± 100			
						幅 w_1, w_2	± 50			
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$			
						高さ h	$h < 3m$			
							$h \geq 3m$			
4 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。（なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。）		
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						延 長 L	-200			
4 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。（なお製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による）		
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w_1, w_2	-50			
						高さ h_1, h_2	-30			
						深 さ h_3	-30			
						延 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削 孔 深 さ ϕ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配 置 誤 差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5 度			
4 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基 準 高 ∇	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						偏 心 量 d	150			
						長 さ L	－100			
						巻 立 て 幅 w	－50			
						巻立て厚さ t	－30			
4 砂 防 編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基 準 高 ∇	±50	全数測定。		
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内			

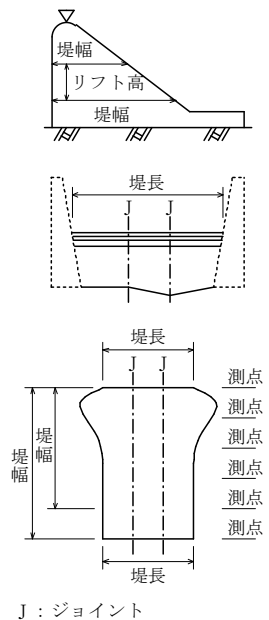
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		
						天 端 幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	－30, ＋50			
						堤 長	－100			
5 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長 さ	－100, ＋60			

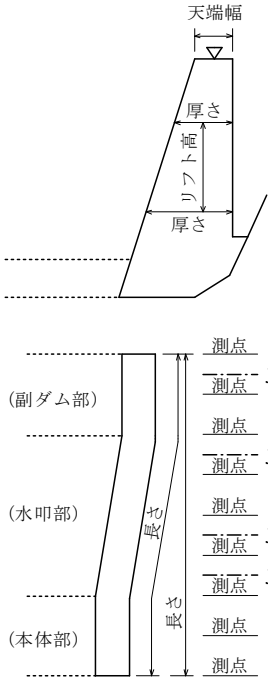
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	 J：ジョイント	
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	±40			

出来形管理基準及び規格値

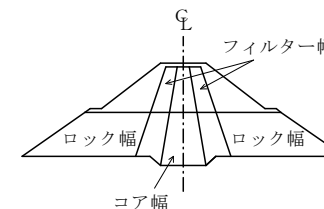
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて 3 リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		J：ジョイント
						ジョイント間隔	±20			
						リ フ ト 高	±50			
						長 さ	±100			
						厚 さ	±20			

出来形管理基準及び規格値

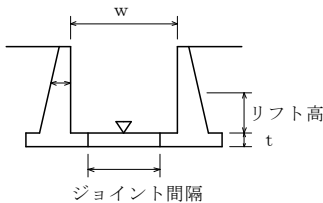
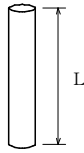
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	－0	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピング ローラ）の場合		
						外 側 境 界 線	－0, +500			
5 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	－0	各測点について5層毎に測定。		
						外 側 境 界 線	－0, +1000			
						盛 立 幅	－0, +1000			
5 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	－100	各測点について盛立5m毎に測定。		
						外 側 境 界 線	－0, +2000			



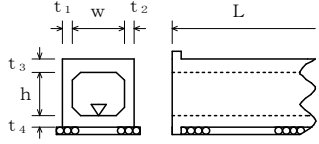
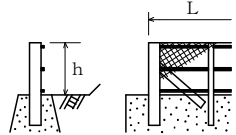
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1 回／1 施工箇所		
						ジョイント間隔	±30			
						厚 さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リ フ ト 高 さ	±20			
						長 さ L	±100			
5 ダム 編	3 基礎 グラウ チング	3 ボー リング 工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で 行うカーテングラウトに適用する。		
						配 置 誤 差	100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2		遮音壁支柱製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		
6 道 路 編	1 道 路 改 良	9 カ ル バ ー ト 工	6		場所打函渠工	基 準 高 ∇		± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所 で測定。		
						厚 さ $t_1 \sim t_4$		-20			
						幅 (内法) w		-30			
						高 さ h		± 30			
						延 長 L	$L < 20\text{m}$	-50			
							$L \geq 20\text{m}$	-100			
6 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防止網工	幅 w		-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理方 法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領 (案)」の規定により管理を 行う場合は、延長の変化点で測定。		
						延 長 L		-200			
6 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	5		落石防護柵工	高 さ h		± 30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、施工延長 40m (又 は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理方 法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領 (案)」の規定により管理を 行う場合は、延長の変化点で測定。		
						延 長 L		-200			

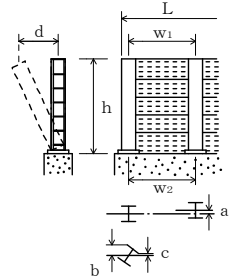
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	高 さ h	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30		
							高 さ h	-30		
6 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎		
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30		
							高 さ h	-30		
						長アンカー ℓ	打 込 み ℓ	-10%		
							埋 込 み ℓ	-5%		
6 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	5		遮音壁本体工	支 柱	間隔 w_1, w_2	± 15	施工延長 5 スパンにつき 1 ヶ所		
							ず れ a	10			
							ねじれ b-c	5			
							倒 れ d	$h \times 0.5\%$			
						高 さ h		+30, -20			
						延 長 L		-200			

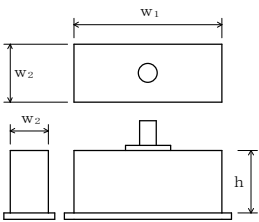
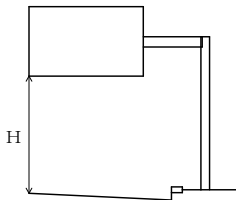
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
						個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)				
						中規模以上	小規模以下	中規模以上				
6 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長 40m 毎に 1 ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1 ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m 毎に 1 ヶ所測定。 ※両端部 2 点で測定する。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						厚さ	t < 15cm	−30				−10
							t ≥ 15cm	−45				−15
						幅	−100	—				
6 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	−9	−3	幅は、片側延長 80m 毎に 1 ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長 200m 毎に 1 ヶ所コアを採取して測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅	−25	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200	1 ヶ所／1 施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
6 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	± 20	1 ヶ所／1 踏掛版		
						各 部 の 厚 さ	± 20	1 ヶ所／1 踏掛版		
						各 部 の 長 さ	± 30	1 ヶ所／1 踏掛版		
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	± 20	全数		
						厚 さ	—			
					(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	± 20	全数		
						ア ン カ ー 長	± 20	全数		
6 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎 1 基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高 さ h	-30			
6 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1 ヶ所／1 基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

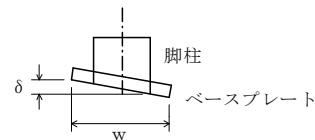
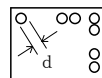
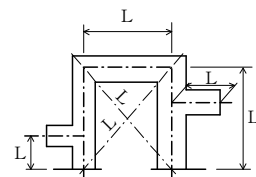
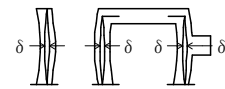
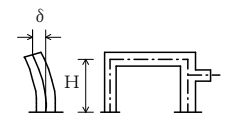
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所		
						延 長 L	－200	接続部間毎で全数		
6 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ∇	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	－20			
						※幅 w_1, w_2	－30			
						※高さ h_1, h_2	－30			
6 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	－30	1ヶ所／1 施工箇所		
						高 さ h	－30			

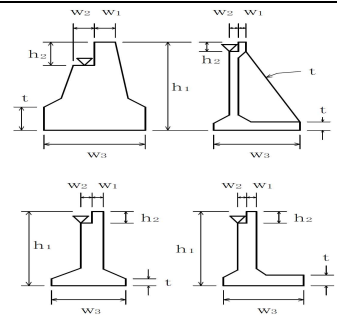
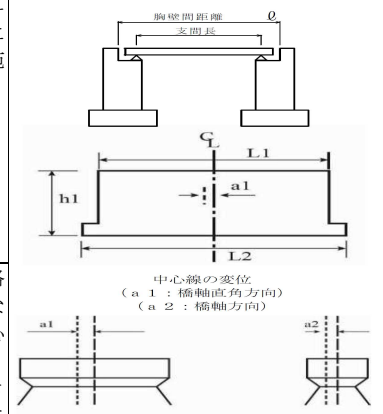
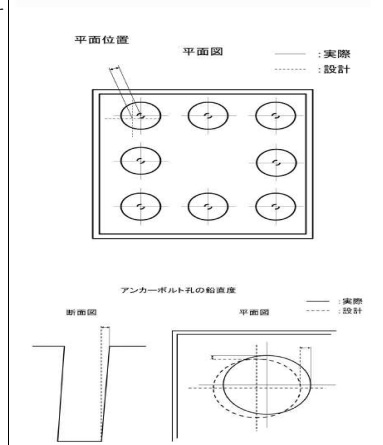
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。						
							ベ ー ス プ レ ー ト	孔の位置	±2	全数を測定。					
								孔の径 d	0～5	全数を測定。					
						仮 組 立 時	柱の中心間隔、 対角長 L (m)	±5… L≤10m ±10… 10<L≤20m ±(10+(L-20)/10)… 20m<L	両端部及び片持ばり部を測定。						
							はりのキャンパー 及び柱の曲がり δ (mm)	L/1000	各主構の各格点を測定。	 側面図 正面図					
							柱 の 鉛 直 度 δ (mm)	10… H≤10 H… H>10	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)	 側面図 正面図					

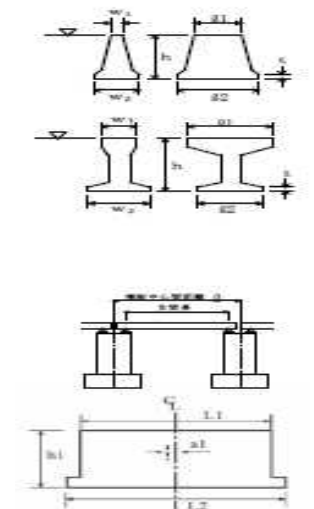
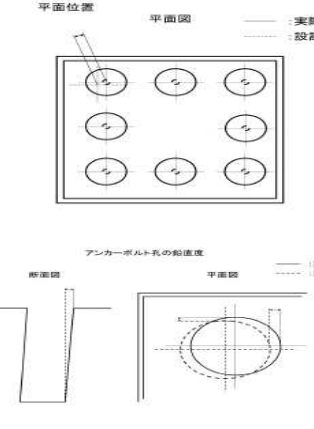
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天 端 長 ℓ_1	-50			
						敷 長 ℓ_2	-50			
						胸壁間距離 ℓ	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
					支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	$+10 \sim -20$	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。		
						平 面 位 置	± 20			
						ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50 以下			
										

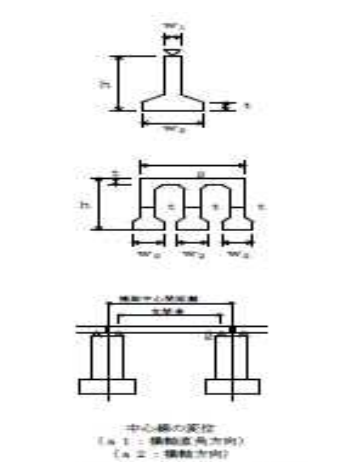
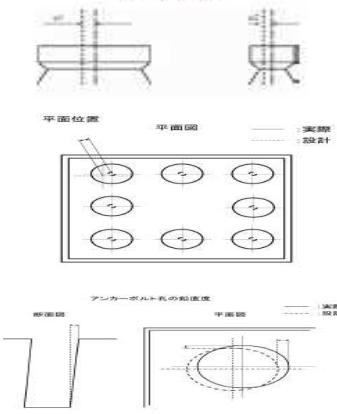
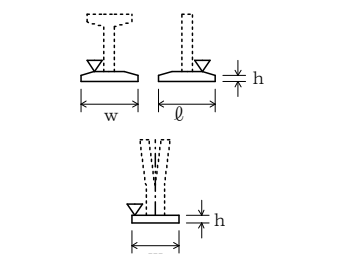
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (反重力式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						天 端 長 l_1	-50			
						敷 長 l_2	-50			
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
					支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	$+10 \sim -20$	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。		
						平面位置	± 20			
						アンカーボルト 孔の鉛直度	1/50 以下			
										

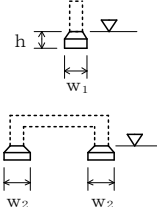
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1	-20			
						敷 幅 w_2	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ ℓ	-20			
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
					支 間 長 及 び 中心線の変位		± 50			
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10～-20		
							平面位置	± 20		
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下		
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						長 さ ℓ	-50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w_1, w_2	-50			
						高 さ h	-50			
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※ ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。			
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 仮 設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注 1)		± 5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、 水平面の高低差を 1mm 以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を 除く。 注 1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注 2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動 可能量 注 2)		設計移動量 以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート橋				鋼橋
								± 5				$\pm (4+0.5 \times (B-2))$
						水 平 度	橋軸方向	$1/100$				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上 の相対誤差		5				
						可動支承の 機能確認 注 3)		温度変化に伴う移 動量計算値の 1/2 以上				

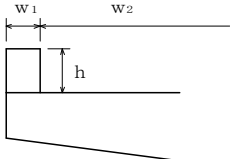
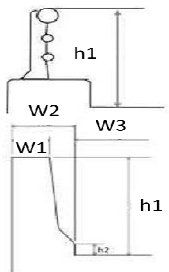
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 仮 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注 1)	±5		支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、 水平面の高低差を 1mm 以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を 除く。 注 1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注 2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動 可能量 注 2)	設計移動量 以上					
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋				
							±5	± (4+0. 5 × (B-2))				
						水 平 度	橋軸方向	1／300				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上 の相対誤差		5				
						可動支承の 機能確認 注 3)		温度変化に伴う移 動量計算値の 1/2 以上				

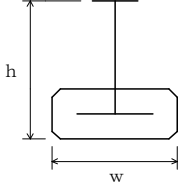
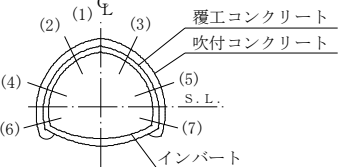
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の 削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	−20 以内 かつ −1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	−10～+20	1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所測定。		
						地覆の高さ h	−10～+20			
						有効幅員 w_2	0～+30			
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工	天 端 幅 w_1	−5～+10	1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所測定。		
					橋梁用高欄工	地覆の幅 w_2	−10～+20			
						高 さ h_1	−20～+30			
						高 さ h_2	−10～+20			
						有 効 幅 員 w_3	0～+30			
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。		
						高 さ	±4			

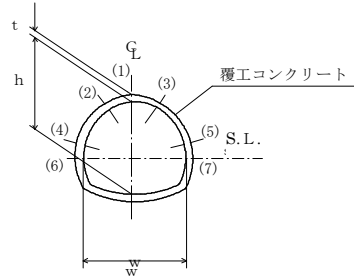
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 プ レ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	± 5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		
						高 さ h	+10 - 5			
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15… ± (ℓ - 5) かつ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
6 道 路 編	6 ト ン ネ ル N A T M	4 支 保 工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の 1/3 以上を確保するものとする。	施工延長 40m 毎に図に示す。 (1)～(7) 及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準 (構造編)・同解説」にいう地盤等級 A 又は B に該当する地盤とする。		
6 道 路 編	6 ト ン ネ ル N A T M	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—	施工延長 40m 毎に断面全本数検測。		
						角 度	—			
						削 孔 深 さ	—			
						孔 径	—			
						突 出 量	プレート下面から10cm以内			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	6 ト ン ネ ル N A T M	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工 40m につき 1 ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の (1) は 40m に 1 ヶ所、(2)～(3) は 100m に 1 ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m 以下のものについては、1 トンネル当たり 2 ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の 3 分の 1 以下のもの。 ・なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 ・計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						幅 w（全幅）	－50			
						高さ h（内法）	－50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	6 ト ン ネル	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						厚 さ t	-30			
6 道 路 編	6 ト ン ネル	6 イン パート 工	4		インパート本体工	幅 w（全幅）	-50	(1) 幅は、施工 40mにつき 1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インパートコンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
6 道 路 編	6 ト ン ネル	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。		
						幅 w ₁ , w ₂	-30			
						高さ h	h < 3 m			
							h ≥ 3 m			
						延 長 L	-200			

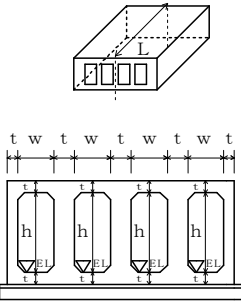
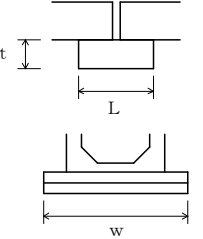
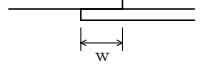
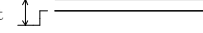
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	6 ト ン ネ ル N A T M	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高（拱頂）	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		
						幅 w（全幅）	－50			
						高さ h（内法）	－50			
						厚 さ t	－20			
						延 長 L	—			

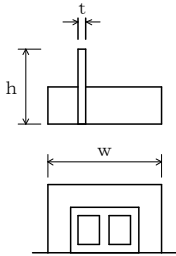
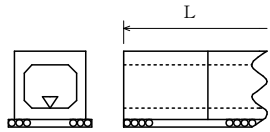
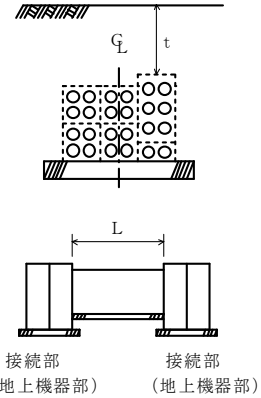
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基 準 高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ t	－20			
						内 空 幅 w	－30			
						内 空 高 h	±30			
						ブロック長 L	－50			
6 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚 さ t	－20	図面の寸法表示箇所で測定。		
						幅 w	－20			
						長 さ L	－20			
6 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		
6 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		

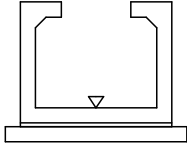
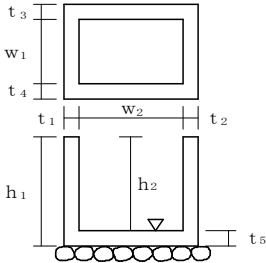
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	−20	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w	±50			
						厚 さ t	−20			
6 道 路 編	11 共 同 溝	7 プ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		
						延 長 L	−200	延長：1 施工箇所毎		
6 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工 (管路部)	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に 1 ヶ所。		
						延 長 L	−200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

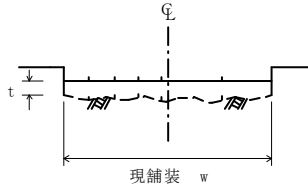
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	基 準 高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		
6 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高 さ h_1, h_2	-30			

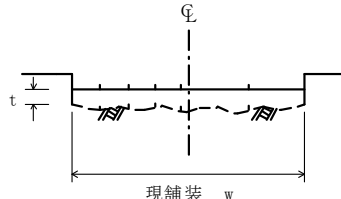
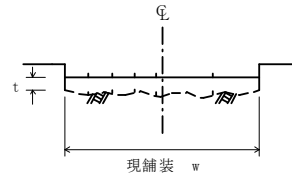
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
			個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)						
6 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは 40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高」の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、延長 80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9			
						幅 w	-25			
						延長 L	-100			
						平 坦 性	—	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm 以下直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

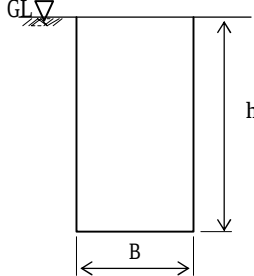
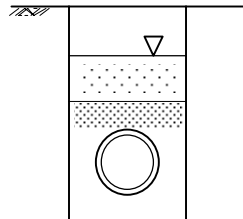
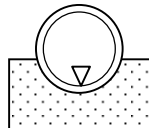
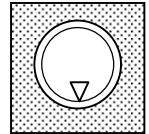
編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
			個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)								
6 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理 として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領 (案) に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差 (切削) を算出する。計測密度は 1 点/m2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は 40m 毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、延長 80m 未満の場合は、2 ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さ t (オーバーレイ)	-9					
						幅 W	-25					
						延長 L	-100					
						平坦性	—	3m プロファイルメーター (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下				
6 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30		幅は延長 80m 毎に 1 ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線 200m 毎に左右両端及び中央の 3 点を掘り起こして測定。		
							幅 w	-50				
							延長 L	-100				

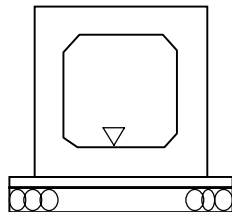
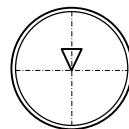
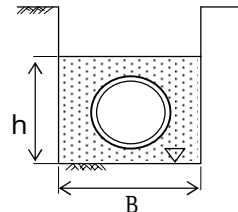
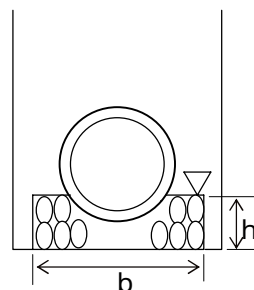
出来形管理基準及び規格値

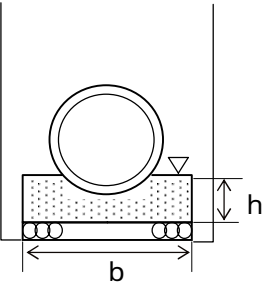
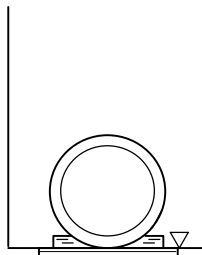
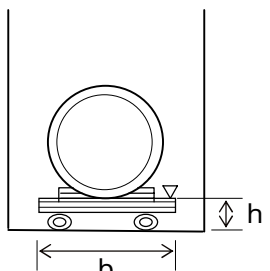
単位：mm

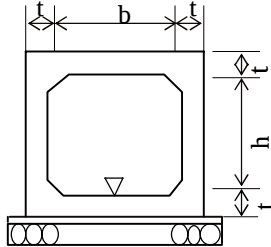
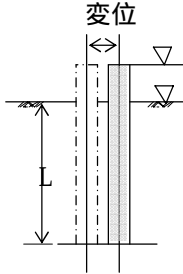
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
6 道路 編	16 道路 修繕	3 工場 製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼げた トラス弦材	
								床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1000$	—	主要部材全数を測定。 ℓ ：部材長 (mm)		

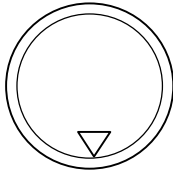
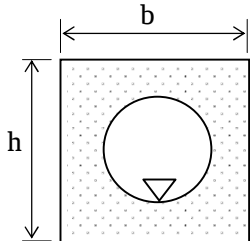
第1章 管路編

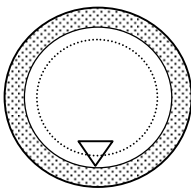
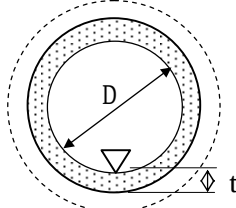
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	3 管 き よ 工 (開削)	3 管 路 土 工	管路掘削	深さ h	± 30	マンホール間ごとに1箇所測定する。		
					幅 B	- 50			
下 水 道	1 管 路	3 管 き よ 工 (開削)	3 管 路 土 工	管路埋戻	基準高	± 30	マンホール間ごとに1箇所測定する。		
下 水 道	1 管 路	3 管 き よ 工 (開削)	4 管 布 設 工	管布設 (自然流下管)	基準高	± 30	基準高、中心線の変位（水平）は、マンホール間の中央部及び両端部を測定する。		
					中心線の変位（水平）	± 50			
					勾配	± 20%			
					延長 ℓ	- ℓ / 500 かつ - 200	延長 ℓ はマンホール間を測定する。		
					総延長 L	- 200			

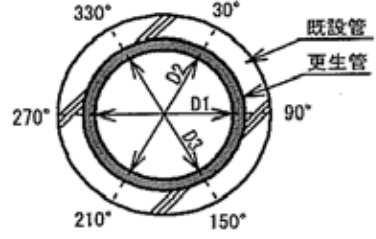
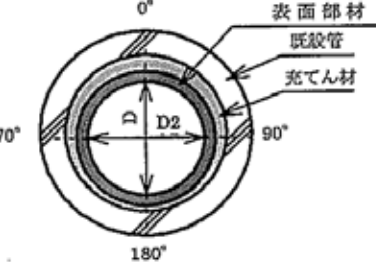
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	3 管 き ょ 工 (開削)	4 管 布 設 工	矩形渠 (プレキャスト)	基準高	± 30	基準高、中心線の変位(水平)は、 施工延長20mにつき1箇所の割合で測定する。		
					中心線の変位(水平)	± 50			
					勾配	± 20%			
					延長 ℓ	- ℓ / 500 かつ - 200	延長 ℓ はマンホール間を測定する。		
					総延長 L	- 200			
下 水 道	1 管 路	3 管 き ょ 工 (開削)	4 管 布 設 工	圧送管	基準高	± 30	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。		
					中心線の変位(水平)	± 50			
					総延長	- 200			
下 水 道	1 管 路	3 管 き ょ 工 (開削)	5 管 基 礎 工	砂基礎	基準高	± 30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅 B	- 50			
					厚さ h	- 30			
下 水 道	1 管 路	3 管 き ょ 工 (開削)	5 管 基 礎 工	砕石基礎	基準高	± 30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅 b	- 50			
					厚さ h	- 30			

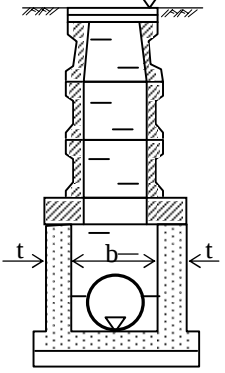
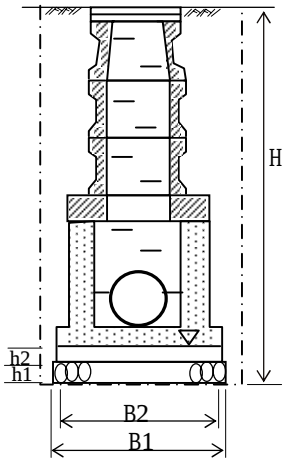
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	3 管 き ょ 工 (開削)	5 管 基 礎 工	コンクリート基礎	基準高	± 30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅 b	- 30			
					厚さ h	- 30			
下 水 道	1 管 路	3 管 き ょ 工 (開削)	5 管 基 礎 工	まくら土台基礎	基準高	± 30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
下 水 道	1 管 路	3 管 き ょ 工 (開削)	5 管 基 礎 工	はしご胴木基礎	基準高	± 30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅 b	- 30			
					厚さ h	- 30			

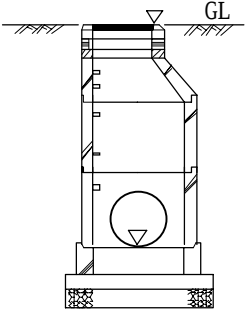
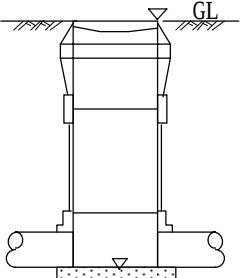
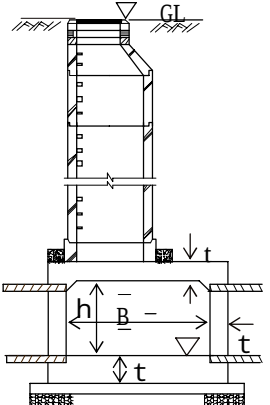
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
下 水 道	1 管 路	3 管 き よ 工 (開削)	6 水 路 築 造 工	現場打水路	基準高	± 30	基準高、中心線の変位（水平）、幅、高さ、厚さは、1打設長ごとに両端部等を測定する。 1打設長が20m以上の場合は、20mにつき1箇所の割合で測定する。		
					中心線の変位（水平）	± 50			
					幅 b	- 30			
					高さ h	± 30			
					厚さ t	- 20			
					勾配	± 20%			
					延長 ℓ	- ℓ / 500 かつ - 200	延長 ℓ はマンホール間を測定する。		
					総延長 L	- 200			
下 水 道	1 管 路	3 管 き よ 工 (開削)	7 管 路 土 留 工	鋼矢板土留	基準高	± 50	施工延長20mにつき1箇所測定する。 20m未満は、1施工箇所につき2箇所測定する。		任意仮設の場合は除く
				根入長 L	設計値以上				
				変位	100				

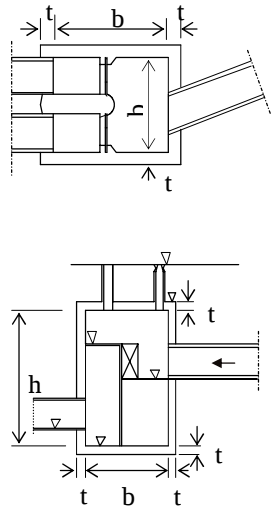
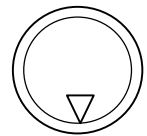
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	4,5 管 き ょ 工 （ 小 口 径 推 進 、 推 進 ）	3 推 進 工	推進工	基準高	± 50	基準高、中心線の変位（水平）は、 推進管1本ごとに1箇所測定する。		
					中心線の変位（水平）	± 50			
					勾配	± 20%			
					延長 ℓ	- ℓ / 500 かつ - 200	延長 ℓ はマンホール間を測定する。		
					総延長 L	- 200			
下 水 道	1 管 路	4,5 管 き ょ 工 （ 小 口 径 推 進 、 推 進 ）	4 立 坑 内 管 布 設 工	空伏工	基準高	± 50	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b	- 30			
					高さ h	- 30			
					中心のずれ	± 50			
					延長	- 50			
					勾配	± 20%			

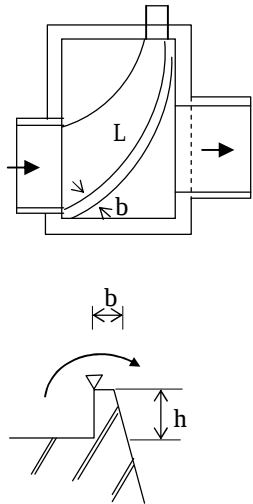
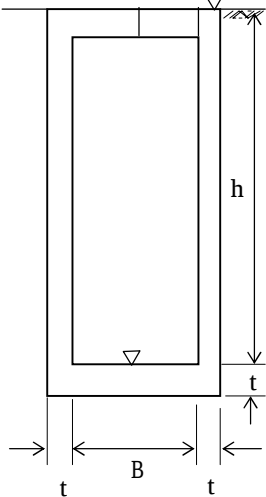
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	6 管 き ょ 工 (シ ー ル ド)	3 一 次 覆 工	掘進工	基準高	± 50	基準高、中心線の変位（水平）は、セグメント5リングにつき1箇所測定する。 延長 ℓ はマンホール間を測定する。		
					中心線の変位(水平)	± 100			
					延長 ℓ	- ℓ / 500 かつ - 200			
					総延長 L	- 200			
下 水 道	1 管 路	6 管 き ょ 工 (シ ー ル ド)	4 二 次 覆 工	二次覆工	基準高	± 50	基準高、中心線の変位（水平）は、施工延長40mにつき1箇所測定する。		
					中心線の変位(水平)	± 50			
					二次覆工厚 t	- 20	二次覆工厚は、1打設につき端面で上下左右4点を測定する。		
					仕上がり内径 D	± 20	仕上がり内径は、施工延長40mにつき1箇所測定する。		
					勾配	± 20%			
					延長 ℓ	- ℓ / 500 かつ - 200	延長 ℓ はマンホール間を測定する。		
					総延長 L	- 200			

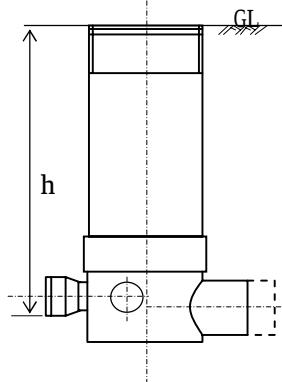
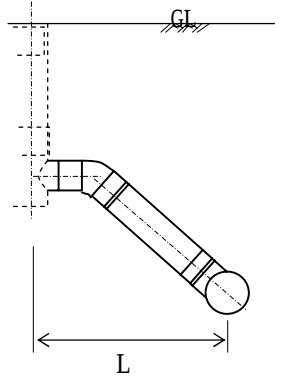
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	7 管 き よ 更 生 工	3 管 き よ 内 面 被 覆 工	反転・形成工法	仕上がり内径 D	硬化直後と24時間以降の測定値で差がないこと	1スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管円周上の6箇所を測定する。 硬化直後と24時間以降で同じ測定位置で計測し記録する。		最新版の「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」に準拠して実施する。
					更生管厚	6箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。			
下 水 道	1 管 路	7 管 き よ 更 生 工	3 管 き よ 内 面 被 覆 工	製管工法	仕上がり内径（高さ・幅）	平均内径が設計更生管径を下回らない	1スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管の内側中央高さと幅の2箇所を測定する。		

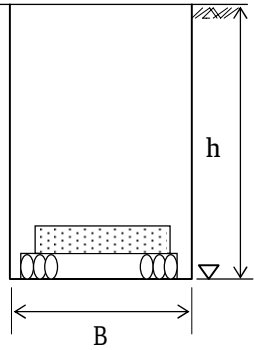
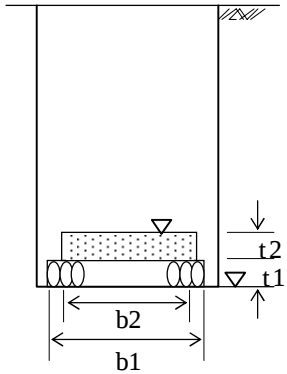
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	7 マン ホール 工	3 標準マンホール工	標準マンホール工	基準高	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b (内法)	- 30			
					壁厚 t	- 20			
					人孔天端高	± 30			
下 水 道	1 管 路	7 マン ホール 工	3 標準マンホール工	マンホール基礎工	基準高	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		
					床堀深 H	± 30			
					基礎工幅 B1	-50			
					基礎工高 h1	-30			
					コンクリート工幅 B2	-30			
					コンクリート工高 h2	-10			

編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	7 マン ホール 工	4 組立マンホール工		基準高	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		
					人孔天端高	± 30			
下 水 道	1 管 路	7 マン ホール 工	5 小型マンホール工		基準高	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		
					人孔天端高	± 30			
下 水 道	1 管 路	8 特殊マンホール工	4 躯体工	現場打ち特殊人孔	基準高	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 B	- 30			
					高さ h	± 30			
					壁厚 t	- 20			
					人孔天端高	± 30			

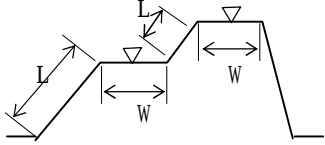
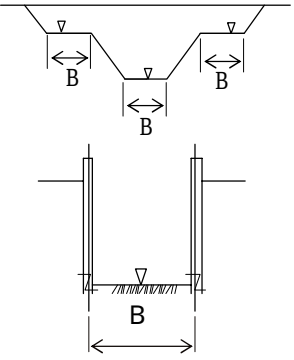
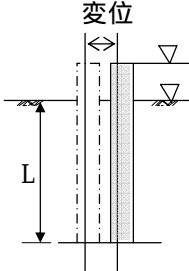
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	8 特 殊 マン ホー ル工	伏 せ 越 し 室・雨水 吐室		基準高	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b (内法)	± 30			
					高さ h	± 30			
					厚さ t	- 20			
下 水 道	1 管 路	8 特 殊 マン ホー ル工	伏 せ 越 し 管工	伏せ越し管	基準高	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		
					中心線の変位	± 30			

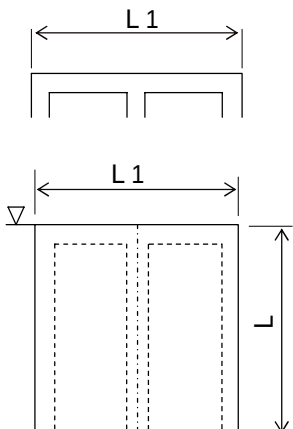
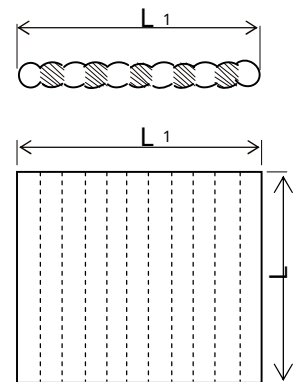
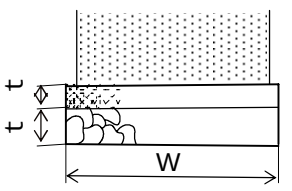
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	8 特 殊 マ ン ホ ー ル 工	越 流 堰 (雨 水 吐 室)	越流堰（雨水吐室）	基準高	± 10	基準高は、中央部および両端部を測定する。 幅、高さ、延長は、1施工箇所ごとに測定する。		
					幅b（厚さ）	± 20			
					高さh（深さ）	± 30			
					延長L（長さ）	- 20			
下 水 道	1 管 路	8 特 殊 マ ン ホ ー ル 工		中継ポンプ施設	基準高	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅、長さ B	- 30			
					深さ h	- 30			
					壁厚 t	- 20			

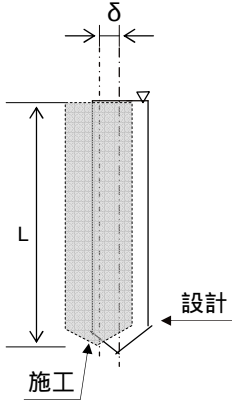
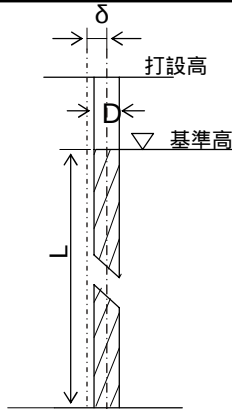
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	9 取 付 管 お よ び ま す 工	4 ま す 設 置 工	公共 ます	ます深 h	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		
下 水 道	1 管 路	9 取 付 管 お よ び ま す 工	5 取 付 管 布 設 工	取付管	延長(L)	- 200	1施工箇所ごとに測定する。		

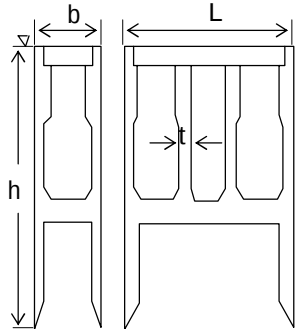
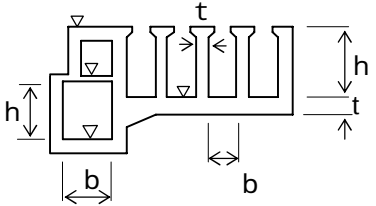
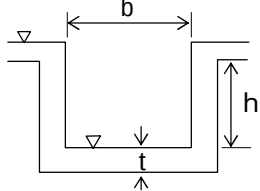
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	12 立 坑 工		立坑工	基準高	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		
					寸法 B	± 100			
					深さ h	± 30			
下 水 道	1 管 路	12 立 坑 工		立坑土工	基準高	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		
					砕石基礎幅b1	- 50			
					砕石基礎厚t1	- 30			
					底版コンクリート基準高	± 30			
					底版コンクリート幅b2	- 30			
					底版コンクリート厚t2	- 10			

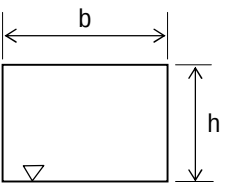
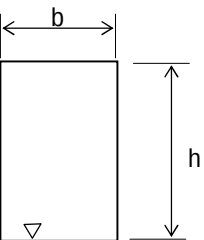
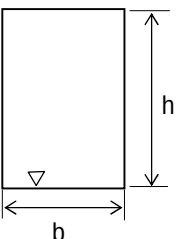
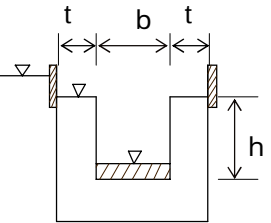
第2章 処理場・ポンプ場編

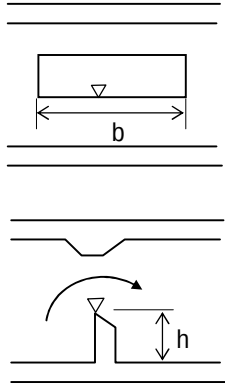
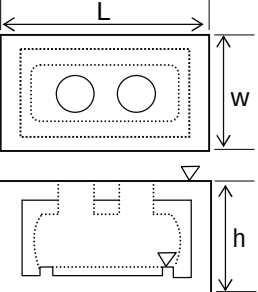
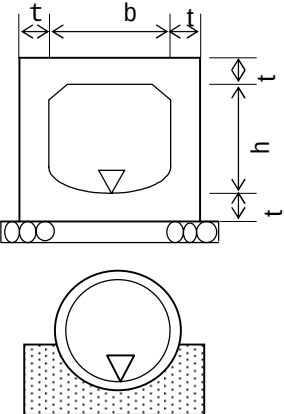
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下水道	2 処理場・ポンプ場	3 敷地造成土工	4 法面整形工	盛土・切土	基準高	± 50	施工延長おおむね40mごとに1箇所、40m未満は1施工箇所につき2箇所測定する。		
					幅 W	- 100			
					法長L<5m	盛土: - 100			
					法長L<5m	切土: - 200			
					法長L 5m	盛土: - 2%			
					法長L 5m	切土: - 4%			
下水道	2 処理場・ポンプ場	6 本体作業土工	2 掘削工	土工（掘削）	基準高	± 50	施工延長おおむね40m（小規模なものは20m）ごとに基準測線を設定し、基準高を10mごと、変化点ごとに測定する。		
					幅B	- 100			
下水道	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	2 土留・仮締切工	土留・仮締切工 （H鋼杭、鋼矢板）	基準高	± 50	施工延長20mにつき1箇所測定する。20m未満は、1施工箇所につき2箇所測定する。		任意仮設の場合は除く
					根入長 L	設計値以上			
					変位	100			

編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下水道	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	3 地中連続壁工	コンクリート壁	基準高	± 50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所測定する。 垂直変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。		
					地中壁の長さ L1	- 50			
					垂直変位	300			
					壁体長 L	- 200			
下水道	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	4 地中連続壁工	ソイル壁	基準高	± 50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所測定する。 垂直変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。		
					地中壁の長さ L1	- 50			
					垂直変位	▽ 4以内			
					壁体長 L	- 200			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	3 直接基礎工	構造物基礎	幅 W	設計値以上	施工延長20mにつき1箇所以上測定する。施工延長20m以下は、1施工箇所につき2箇所測定する。		
					厚さ t	設計値以上			
					延長	各構造物の規格値による			

編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	5 既製杭工	既製杭	基準高	± 50	全数について杭中心で測定する。		
					根入長L	設計値以上			
					偏心量 δ	D/4以内かつ 100mm			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	6 場所打ち杭工	場所打ち杭	基準高	± 50	全数について杭中心で測定する。		
					根入長L	設計値以上			
					偏心量 δ	D/4以内かつ 100mm			
					杭径 D	設計値以上			

編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	7.8 ニュー マチック ケーソン 基礎工	ケーソン基礎	基準高	± 100	打設ロットごとに測定する。		
					長さ L	- 50			
					幅 b	- 50			
					高さ h	- 100			
					壁厚 t	- 20			
					偏心量	300以内			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	池・槽の主要構造物	基準高	± 30	1池（又は1槽）について、図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		
					幅 b	± 30			
					高さ h	± 30			
					壁厚 t	- 20			
						ただし 床版厚 - 10			
					長さ	± 50			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	池・槽の付属構造物	基準高	± 20	1施工箇所ごとに図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		
					幅 b	± 20			
					高さ h	± 20			
					壁厚 t	± 10			
					長さ	± 50			

編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	開口部	幅 b	± 20	永久開口部ごとに測定する。		
					高さ h	± 20			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	ゲート用開口部	基準高	- 20	開口部ごとに測定する。		
						+ 0			
					幅 b	+ 0			
						+ 20			
					高さ h	± 20			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	可動せき用開口部	基準高	- 20	開口部ごとに測定する。		
						- 0			
					幅 b	+ 20			
					高さ h	± 20			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	11 越流樋工	流出トラフ	基準高	± 20	基準高は、1施工箇所ごとに交差点等を測定する。		
					幅 b	± 20	幅、高さは、各池の1施工箇所について3箇所測定する。		
					高さ h	- 20			
					厚さ t	± 20			
					長さ	± 50	長さは、各池外周部の1施工箇所について測定する。		

編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	12 越流堰板工	越流堰	基準高	± 20	基準高は、中央部及び両端部を測定する。 幅・高さは、1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b	± 20			
					高さ h	- 20			
					長さ	± 20			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工		燃料貯留槽工	基準高	± 30	設計図の寸法表示箇所を測定する。		
					厚さ t	- 20			
					幅 w	- 30			
					高さ h	± 30			
					延長 L	- 50			
下水道	2 処理場・ポンプ場	9 場内管路工	10 管布設工	流入渠・流出渠	基準高	± 30	設計図の寸法表示箇所を測定する。		
					幅 b	- 30			
					高さ h	- 30			
					厚さ t	- 20			
					延長	L<20m - 50			
						L 20m - 100			

プルーフローリング試験

工 事 名 _____ 請負会社名 _____

工 種 名 _____ 測 定 者 _____ 印 _____

項 目	事 項				備 考
天 候		測定面の含水状況			
試験区間	No.	～No.			
載 荷 車	型 式		接 地 圧		
載荷状況	予備載荷回数	回	本載荷状況	km/h	

試 験 結 果	
視 察 展 開 図	No. No. No. No. No. No. No. -----○-----○-----○-----○-----○-----○-----○----- No. No. No. No. No. No. No. -----○-----○-----○-----○-----○-----○-----○-----
視 察 記 事	
異 状 箇 所 の 処 置	

品質管理基準及び規格値

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリート除く)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他(JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/年以上12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/年以上12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回以上/6ヶ月以上12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回以上/年以上12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの水和熱	JIS R 5203	JIS R 5210(ポルトランドセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm-mg/L以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/年以上12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合: JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量:200ppm-mg/L以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/年以上12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認等
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリート除く)	製造 (プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/年以内12ヶ月	・小規模工種(※)で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床板、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
			連続ミキサの場合： 土木学会規程JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/年以内12ヶ月			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
(次頁に続く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種(※)で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023.503-2023)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床板、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			単位水量測定	(「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」) 1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m3/日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等	
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリート除く)	施 工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランブ2.5cm：許容値±1.0cm	・荷卸し 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工程(※)で1工程当りの総使用量が50m3未満の場合は1工程1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工程当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※1 小規模工程とは、以下の工程を除く工程とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床板、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m以上)、護岸(※2)、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工程及び特記仕様書で指定された工程) ※2 コンクリートブロック積(張)施工護岸において、総使用量が10m3未満であるレディーミストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の出荷製品は、品質証明書等のみとすることができる。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m3ごとに1回。なおテストピースは、打設場所 で採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。			
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			
			コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所 で採取し、1回につき原則として3個とする。			
			その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112							
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工程についても、プレキャスト製品及びプレストレスとコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領(案)で定める写真の提出で代替することができる。		
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただし、いずれの工程についても、プレキャスト製品及びプレストレスとコンクリートは対象としない) また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		
	(次頁に続く)								

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリート除く)	施工後試験	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
			配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	
2 プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類)	材料	必須	JISマーク確認 又は「その他」の試験項目確認	目視 (写真撮影)				
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れが無いこと	全数		
3 プレキャストコンクリート製品 (JIS II 類)	材料	必須	製品検査結果 (寸法・形状・外観、性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎		○
			JISマーク確認 又は「その他」の試験項目確認	目視 (写真撮影)				
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れが無いこと	全数		
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)		○
			コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上		○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上		○
			コンクリートの空気量測定 (凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%(許容差)	1回/日以上		○
			(次頁に続く)					

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験 (粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材－第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材－第2部:フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第3部:銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第4部:電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材－第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回以上/年以上12か月及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材: 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材: 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回以上/年以上12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 製作開始前、1回以上/4ヶ月以上12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 製作開始前、1回以上/4ヶ月以上12か月及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	1回/月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)			○
			コンクリート用混和剤・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201(フライアッシュ) JIS A 6202(膨張材) JIS A 6204(化学混和剤) JIS A 6206(高炉スラグ微粉末) JIS A 6207(シリカフューム)	1回/月以上 JIS A 6204(科学混和剤)は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	1回以上/年以上12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
	必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532	1回/月又は入荷の都度		試験成績表による。	○
施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数			

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦たれ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害(著しい折れやボルトによる締付け傷等)と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督員等と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害(著しい折れやボルトによる締付け傷等)と認められる欠陥があつてはならない。			
	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦たれ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害(著しい折れやボルトによる締付け傷等)と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害(著しい折れやボルトによる締付け傷等)と認められる欠陥があつてはならない。			
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。	
6 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○
	施工	必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下	・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1016mmを超え2000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。		

(次頁に続く)

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認等
6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透深傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343 ~1,2,3,4,5,6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343~1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする		
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		
	施工	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。	
			鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
7 基礎工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周囲定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値: 20N/mm ²	
			支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。		中掘り杭工法(セメントミルク噴出攪拌方式)、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値(オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値)の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。 道路橋示方書・同解説下部構造Ⅳ編 平成29年11月 P456~P458	
	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による。		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する 杭基礎施工便覧 令和2年9月 P316	
			孔底処理	検測テープ	設計図書による。		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する 道路橋示方書・同解説下部構造Ⅳ編 平成29年11月P502	
9 既製杭工(中掘り杭工コンクリート打設方式)	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による。		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する 道路橋示方書・同解説下部構造Ⅳ編 平成29年11月P502	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等
10 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4] - 68	粒状路盤: 修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照			○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 6以下			○
	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4] - 80	1.5%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・CS: クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m ² 未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし			○
	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m ² 未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等
10 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所:設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3箇 孔 の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m2:10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合:6,000m2/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合は1工事あたり3孔以上で測定する。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		全幅、全区間について実施する。	・確認試験である。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
			平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割合で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		中規模以上の工事:異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下			
	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	中規模以上の工事:異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは、使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
11 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90% 以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m3未満)。	○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m3未満)。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m3未満)。	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下		・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m3未満)。	○
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-73	呈色なし		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m3未満)。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下			○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1.2Mpa以上(14日)		・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m3未満)。	○
(次頁に続く)								

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認	
11 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]~131	1.50kg/L以上		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m3未満)。	○	
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m3未満)。	○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m3未満)。	○	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]~256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道部 X6 90%以上 X3 90%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m2: 10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合: 6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合は1工事あたり3孔以上で測定する。			
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]~16	2.36mmふるい: ±15%以内	・中規模以上の工事:定期的または随時(1回~2回/日)			・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは、使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]~16	75μmふるい: ±6%以内				
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。			
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	観察により異常が認められたとき。				
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。					

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等
12 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
13 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ[7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ[7日間] 2.9Mpa(アスファルト舗装)、 2.0Mpa(セメントコンクリート舗装)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m ² 未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。	○
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m ² 未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧[4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下			
	施工	必須	粒度(2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時(1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度(75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合は1工事あたり3孔以上で測定する。		
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧[4]-293 [4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時(1回～2回/日)	中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2000m ² 以上とする。	
14 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m ² 未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
14 アスファルト舗装	材料	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率 :3.0%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m ² 未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片:10%以下			○
			フィラー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			○
			フィラー(舗装用石灰石粉)の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
	その他		フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・火岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m ² 未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。	○
			フィラーのフロー性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下			○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下			○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比:2.0%以下			○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率 :3.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石:30%以下 CSS :50%以下 SS :30%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・センプローンアスファルト:表3.3.4			○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3			○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・センプローンアスファルト:表3.3.4			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・センプローンアスファルト:表3.3.4			○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・センプローンアスファルト:表3.3.4			○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1			○
(次頁に続く)								

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分 その他	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3 ・セミフロンアスファルト: 表3.3.4	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m ² 未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。	○
			高温粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミフロンアスファルト: 表3.3.4			○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224	舗装施工便覧参照 ・セミフロンアスファルト: 表3.3.4			○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3			○
	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m ² 未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。	○
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内			○
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による	配合設計で決定した混合温度。			○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による	設計図書による	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44				○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18				○
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所: 設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² : 10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合: 6,000m ² ／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合は1工事あたり3孔以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	
			温度測定(初転圧前)	温度計による	110℃以上	随時	トラック1台毎に行う。測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	
			外観検査(混合物)	目視	※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定			
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクスドコンクリートを使用する場合は除く）	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-31による。 目標値 修正VC値: 50秒	当初		
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-31による。 目標値 締固め率: 96%			
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-31による。 目標値 締固め率: 97%			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。		
	その他		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。			○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下		ホワイトベースに使用する場合: 40%以下	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実積率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下(ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)			
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		濃い場合は、JIS A1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%未満 粗骨材: 12%以下		寒冷地で凍結のある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm-mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/年以上12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合: JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量: 200ppm-mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/年以上12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度が1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分 その他	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
15 転圧コンクリート	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/年以内12ヶ月。	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502		コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/年以内12ヶ月。	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施工	必須	コンシステンシーVC試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	修正VC値の±10秒	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			マーシャル突き固め試験		目標値の±1.5%			
			ランマー突き固め試験					
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合は、 全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)。		
			温度測定(コンクリート)	温度計による		2回/日(午前・午後)以上		
			現場密度の測定	Ri水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mlに1回(横断方向に3箇所)		
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定		
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m ² 未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度: 2.45g/cm ³ 以上 吸水率: 3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下			○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等
16 グース アスファルト 舗装	材 料	必 須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは偏平な石片:10%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m ² 未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。	○
			フィラー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	便覧3-3-17による。			○
			フィラー(舗装用石灰石粉)の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
		そ の 他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m ² 未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	15~30(1/10mm)		・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクスアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m ² 未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。	○
			軟化点試験	JIS K 2207	58~68℃			○
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上(25℃)			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86~91%			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上			○
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○
			密度試験	JIS K 2207	1.07~1.13g/cm ³			○
	プ ラ ント	必 須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-402	貫入量(40℃)目標値 表層:1~4mm 基層:1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			リュエール流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-407	3~20秒(目標値)			○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	300以上			○
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-79	破断ひずみ(-10℃、50mm/min) 8.0×10-3以上			○
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい:±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事:定期的又は随時。・小規模以下の工事:異常が認められたとき。印字記録の場合:全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2000m ² 以上とする。 小規模とは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000m ² 未満	○
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい:±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量:±0.9%以内			○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
16 グース アスファルト 舗装	プ ラ ン ト	必須	温度測定(アス ファルト・骨材・ 混合物)	JIS Z 8710	アスファルト:220℃以下 石 粉:常温~150℃	随時		○
		舗 設 現 場	温度測定(初転圧前)	温度計による		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午 後各2回)	
17 路床安 定処理工	材 料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したと き。		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227 [4]-230	設計図書による。			
	施 工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種 類)のいずれかを実施 する。	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法 JIS A 1214 最大粒径 > 53mm: 突砂法 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	設計図書による。	500m ² につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で 判定を行う。		
			または、 RI計器を用いた盛 土の締固め管理要 領(案)		設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割 して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理 単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工 面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2 管理単位以上に分割するものとする。1管理単 位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満:5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満:10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。・左記の 規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っ ている点が存在した場合は、監督員等との協議 の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、「TS・GNSSを用 いた盛土の締固め管理 要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規 定回数だけ締め固められたことを確認する。た だし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れ ない構造物周辺は除く。		1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に 分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当 たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。2,000 m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以 上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理 単位を複数層にまたがらせることはしないもの とする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合に は、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械 と同等以上の締固効果を持つローラやトラック 等を用いるものとする。	
			平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分 その他	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
18 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法 JIS A 1214 最大粒径 > 53mm: 突砂法 舗装調査・試験法便覧 [4]~185	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径 ≤ 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
	施工	必須	または、 Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)		設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上1000m2未満: 10点 ・1000m2以上2000m2未満: 15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床と1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]~288		路床仕上げ後、全幅全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
			平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。			
			含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [2]~16 (ベンゲルマンビーム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		
	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	当初及び土質が変化したとき	配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体採取する。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質が変化したとき	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は、監督員等の指示による。	・ボーリング等により供試体採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員等の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認等
20 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)／日		
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10～18秒 Pロート グランドアンカー設計施工マニュアルに合わせる	練りませ開始前に試験は2回 行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
21 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル				○
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左 アルによる。	設計図書による。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法 JIS A 1214 最大粒径>53mm: 突砂法 舗装調査・試験法便覧 [4]-256	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。または、設計図書による。	500m ² につき1回の割合で行う。 但し、1,500m ² 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は下記のとおりとする。 【締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法】 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
			または、 Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)		次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位あたりの現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満:5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満:10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員等と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は下記のとおりとする。 【締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法】 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等
22 吹付工	材 料	必 須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他(「JISマーク表示されたレディミックスコンクリート」を使用する場合を除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材－第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材－第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材－第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/年以上12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回以上/6ヶ月以上12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回以上/年以上12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合 JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm-mg/L以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/年以上12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道以外の水の規定に適合するものとする。	○
				回収水の場合: JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量:200ppm-mg/L以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/年以上12か月及びスラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認等
22 吹付工	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
		その他	計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は ±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量の 偏差率: 0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の 偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート中の空気量の 偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/年以上12か月	・小規模工種(※)で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、并筋基礎等)、橋梁上部工(桁、床板、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
				連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/年以上12か月		○
(次頁に続く)	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前にを行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種(※)で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-G502-2023.503-2023)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種については、ミキサの練り混ぜ性能試験の適用を参照	
			スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種(※)で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JIS表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、ミキサの練り混ぜ性能試験の適用を参照	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F 561-2013-23	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種(※)で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JIS表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、ミキサの練り混ぜ性能試験の適用を参照	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等
22 吹付工	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度 と工事の規模に応じて20～ 150m3ごとに1回、および荷卸 し時に品質変化が認められた 時。	・小規模工種(※)で1工種当りの総使用量 が50m3未満の場合は1工種1回以上 の試験、またはレディーミクストコンクリート 工場(JIS表示認定工場)の品質証明 書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m3以上の 場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、ミキサの 練り混ぜ性能試験の適用を参照	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合 に行う。		
23 現場吹 付法砕工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日付け国官技 第112号、国港環第35号、国空 建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事 開始前、工事中1回/6ヶ月以上 及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上 および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、 フェロニッケルスラグ細骨材、銅 スラグ細骨材の規格値については 摘要を参照)		JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材ー第1 部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材ー第2 部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材ー第3 部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材ー第4 部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材ー第5 部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が 58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける 場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用 を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり 作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上 およびおよび産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回 ／週以上)		○
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも 圧縮強度が90%以上の場合は使用 できる。	工事開始前、工事中1回以上/年以上12か月及 び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A1142「有機不純物を含む細 骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における 溶液の色が標準色液の色より 濃い場合。		○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上 及び産地が変わった場合。		○	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回以上/6ヶ月以上12か 月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石: 工事開始前、工事中1回以上/年以上12か月及 び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に 適用する。	○	
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)			○	

(次頁に続く)

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認等
23 現場吹付法砕工	材 料	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm-mg/L以下	工事開始前、工事中1回以上/年以内12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
					セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上			
				回収水の場合: JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量: 200ppm-mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上			
						工事開始前、工事中1回以上/年以内12か月及びスラッジ水の濃度は1回/日		
	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
		その他	計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
	その他		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/年以内12か月	・小規模工種(※)で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打ち杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床板、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
				連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/年以内12か月		
(次頁に続く)	施 工	その他	スラブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スラブ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スラブ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ² ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種(※)で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場(JIS表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、ミキサの練り混ぜ性能試験の適用を参照	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F 561-2013-23	設計図書による。	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間および28日間開放後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	・参考値: 18N/m ² 以上(材令28日) ・小規模工種(※)で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場(JIS表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、ミキサの練り混ぜ性能試験の適用を参照	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等に よる確認等
23 現場吹 付法砕工	施 工	そ の 他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐 久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と 午後にまたがる場合は、午前 に1回コンクリート打設前 に行い、その試験結果が塩化物 総量の規制値の1/2以下の場 合は、午後の試験を省略する ことができる。(1試験の測定 回数は3回)試験の判定は3 回の測定値の平均値。	・小規模工種(※)で1工種当りの総使用量が 50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、また はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表 示認証工場)の品質証明書等のみとすることが できる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の 場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化 物イオン含有率試験方法」(JSCÉ-C502－ 2023.503－2023)または設計図書の規定により 行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は 省略できる。 ※小規模工種については、ミキサの 練り混ぜ性能試験の適用を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許公差)	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度 と工事の規模に応じて20～ 150m ³ ごとに1回、および荷卸 し時に品質変化が認められた 時。	・小規模工種(※)で1工種当りの総使用量 が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上 の試験、またはレディーミクストコンクリート 工場(JIS表示認定工場)の品質証明 書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の 場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、ミキサの 練り混ぜ性能試験の適用を参照	
			ロックボルトの引 抜き試験	参考資料 ロック ボルトの引抜き試験	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			コアによる強度試 験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合 に行う。		
24 河川 土工	材 料	必 須 そ の 他	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑 性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と 解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と 解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいず れかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 JIS A 1214 最大粒径>53mm: 突砂法 舗装調査・試験法便覧 [4]-256	最大乾燥密度の90%以上 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または 空気間隙率の規定によることができる 【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%<Sr≦95または空気間隙率Va が2%<Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、 または堤体延長20mに3回の割 合の内、測定頻度の高い方で 実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、 3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、 規格値を著しく下回っている点が存 在した場合は、監督員等と協議の上 で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、 Ri計器を用いた盛 土の締固め管理要 領(案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾 燥密度の92%以上 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または 空気間隙率の規定によることができる 【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%<Sr≦95または空気間隙率Va が2%<Va≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割 して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は1日の1層あたりの施工面積を基準とす る。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日 の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工 面積を2管理単位以上に分割するものとする。1 管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示 す。 ・500m ² 未満:5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満:10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用す る。 ・左記の規格値を満たしていても、 規格値を著しく下回っている点が存 在した場合は、監督員等と協議の上 で、(再)転圧を行うものとする。		
(次頁に続く)								

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認	
24 河川 土工	施工	必須		または、 「TS・GNSSを用いた 盛土の締固め管理 要領」	施工範囲を小分割した管理ブロッ クの全てが規定回数だけ締め固め られたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以 下「管理単位」)に分割して 管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路 床とも1日の1層当たりの施 工面積は1,500m ² を標準とす る。また、1日の施工面積が 2,000m ² 以上の場合、その施 工面積を2管理単位以上に分割 するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及 ぶ場合でも1管理単位を複数 層にまたがらせることはしな いものとする。 4. 土取り場の状況や土質状 況が変わる場合には、新規の 管理単位として取り扱うもの とする。			
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。			
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273		トラフィカビリティが悪いとき。			
25 砂防土 工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいず れかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm： 砂置換法 JIS A 1214 最大粒径 > 53mm： 突砂法 舗装調査・試験法便覧 [4]-256	最大乾燥密度の85%以上 または設計図書に示された値	1,000m ² につき1回の割合、 または設計図書による。	左の規格値を満たしていても、 規格値を著しく下回っている点が 存在した場合は、監督員等 と協議した上で、(再)転圧を行う ものとする。		
					または、 RI計器を用いた盛 土の締固め管理要 領(案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾 燥密度の90%以上、または設計図書による	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割 して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は1日の1層あたりの施工面積を基準とし、1日 の施工面積は1,500m ² を標準とし、1日 の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工 面積を2管理単位以上に分割するものとする。1 管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示 す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用す る。 ・左記の規格値を満たしていても、 規格値を著しく下回っている点が存 在した場合は、監督員等と協議の上 で、(再)転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた 盛土の締固め管理 要領」	施工範囲を小分割した管理ブロッ クの全てが規定回数だけ締め固め られたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以 下「管理単位」)に分割して 管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路 床とも1日の1層当たりの施 工面積は1,500m ² を標準とす る。また、1日の施工面積が 2,000m ² 以上の場合、その施 工面積を2管理単位以上に分割 するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及 ぶ場合でも1管理単位を複数 層にまたがらせることはしな いものとする。 4. 土取り場の状況や土質状 況が変わる場合には、新規の 管理単位として取り扱うもの とする。			
	26 道路土 工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時 (材料が岩砕の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は 除く。		
CBR試験 (路床)				JIS A 1211	当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)				
その他			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			土粒子の密度試験	JIS A 1202					
			土の含水比試験	JIS A 1203					
(次頁に続く)									

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
26 道路土工	材 料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施 工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法 JIS A 1214 最大粒径 > 53mm: 突砂法 舗装調査・試験法便覧 [4] - 256	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JISA 1210) A・B法) ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JISA 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JISA 1210) C・D・E法) 【粘性土】 ・路体: 自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a < 10\%$ または飽和度 S_r が $85\% \leq S_r < 95\%$ ・路床及び構造物取付け部: トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a < 8\%$ ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合: 500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で実施し、3孔の最低値で判定を行う。		
			または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JISA 1210) A・B法) ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JISA 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JISA 1210) C・D・E法) 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部: 自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体、路床とも1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満: 10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満: 15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員等と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
26 道路土工	施工	必須		または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1000m3につき1回の割合で行う。ただし、5000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1500m3未満の工事は、1工事当たり3回以上		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273		必要に応じて実施 (例)トラフィカビリティが悪いとき。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284 (ベンゲルマンビーム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
27 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監員等承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石 : 約2.7～2.5g/cm3 ・準硬石 : 約2.5～2g/cm3 ・軟石 : 約2g/cm3未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006			・500m3以下は監督員等承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石 : 5%未満 ・準硬石 : 5%以上15%未満 ・軟石 : 15%以上	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m3以下は監督員等承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石 : 4903N/cm ² 以上 ・準硬石 : 980.66N/cm ² 以上 4903N/cm ² 未満 ・軟石 : 980.66N/cm ² 未満	○
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぱらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m ² につき1回の割で行う。ただし、5,000m ² 以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督員等承諾を得て省略できる。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等
28 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクスドコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2013 23年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/年以上12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが、砕石粉のときには3.0%以下 細骨材：・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は、3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/6ヶ月以上12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/年以上12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm-mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/年以上12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合：JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量：200ppm-mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/年以上12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
28 コンクリートダム	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	設計図書による	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
		その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量の 偏差率: 0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の 偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート中の空気量の 偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/年以上12か月。		○
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容 積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/年以上12か月。			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にあたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種(※)で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCC-G502—2023.503—2023)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床板、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
(次頁に続く)			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案) (平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。 その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施する その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等
28 コンクリートダム	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種(※)で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JIS表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)		※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床板、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1. 1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員等と協議するものとする。 2. 1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員等と協議するものとする。 3. ビア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4. 上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割で行う。		
			温度測定(気温・コンクリート)	温度計による		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
		その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による。	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値:2.3t/m ³ 以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
29 覆工コンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材－第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材－第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材－第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回以上/年以上12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
29 覆工コンクリート (NATM)	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材： 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/年以上12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/6ヶ月以上12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/年以上12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm-mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/年以上12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量：200ppm-mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上			
	製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/年以上12か月		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/年以上12か月		○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
29 覆工コンクリート (NATM)	同上	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			単位水量測定	「レディーミストコンクリート単位水量測定要領(案) (平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し生コン製造業者に改善を指示しなければならない。 その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ³ ごとに1回。なおテストピースは、打設場所で作製し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがえる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023.503-2023)または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		
	その他	試験	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
(次頁に続く)			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等
29覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSOE-G 504	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所周辺において5ヶ所実施。材齢28日～91日間の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
30吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他 (JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下			○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0% (ただし、粒形判定実積率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)			○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		濃い場合は、JIS A1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下		細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
		(次頁に続く)						

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認等
30吹付け コンクリート(NATM)	材 料 その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	粗骨材の粒形判定 実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。			○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm-mg/L以下	工事開始前、工事中1回以上/年以内12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
		回収水の場合: JIS A 5308付属書JC		セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上				○
				塩化物イオン量:200ppm-mg/L以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/年以内12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○
		製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下 以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差5%以下	工事開始前及び工事中1回以上/年以内12か月		○
			ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/年以内12か月		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前には1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023.503-2023)または設計図書の規定により行う。	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
30吹付け コンクリート(NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F561-2013-23	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023.503-2023)または設計図書の規定により行う。	
			吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	(JSCE-F561) 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561)	1日強度で5N/mm ²	トンネル施工長ごとに1回		
		その他	スラブ試験	JIS A 1101	スラブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スラブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
31 ロック ボルト (NATM)	材料	その他	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
		施工	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	設計図書による。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。		
32 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図で描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m ² 未満の場合が該当する。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:9以下			
	その他		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
32 路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m2:10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合:6,000m2/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事当たり3,000m2以下の場合(維持工事を除く)は1工事当たり3孔以上で測定する。		
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203			1～2回/日	
33 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点					
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218				
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309				
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318				
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16				
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左			○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m2:10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合:6,000m2/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事当たり3,000m2以下の場合(維持工事を除く)は1工事当たり3孔以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等
33 路上表層再生工	施工	必須	温度測定	温度計による	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
			かきほぐし深さ	舗装再生便覧 付録-8に準じる	-0.7cm以内	1,000m ² 毎		
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内			
		その他	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内			
34 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重: 2.45以上 吸水率 : 3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下			○
			フィラー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			○
			フィラー(舗装用石灰石粉)の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーのフロー性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比: 2.0%以下			○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認等	
34 排水性 舗装工・透 水性舗装工	材 料	必 須	粗骨材のすりへり 試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS): 30%以下			○	
			硫酸ナトリウムに よる骨材の安定性 試験	JIS A 1122	損失量:12%以下			○	
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上			○	
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上			○	
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)			○	
	材 料	そ の 他	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上			○	
			薄膜加熱質量変化 率	JIS K 2207	0.6%以下			○	
			薄膜加熱針入度残 留率	JIS K 2207	65%以上			○	
			タフネス・テナシ ティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	タフネス:20N・m			○	
			密度試験	JIS K 2207				○	
(次頁に続く)									

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
34 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事:定期的又は随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合:全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内			○
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による	配合設計で決定した混合温度。			随時
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-18			アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○
			カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧[3]-110			アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
	舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による	140～160℃	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧[1]-154	X ₁₀ 1000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上(歩道箇所)	1,000m ² ごと。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-224	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所:設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m2:10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合:6,000m2/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事当たり3,000m2以下の場合(維持工事を除く)は1工事当たり3孔以上で測定する。		
			外観検査(混合物)	目視		随時		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等
35プラント 再生舗装工	材 料	必 須	再生骨材 アスファルト抽出 後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		再生骨材使用量500tごとに1 回。		○
			再生骨材 旧アスファルト含 有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	3.8%以上			○
			再生骨材 旧アスファルト針 入度	マーシャル安定度 試験による再生骨 材の旧アスファル ト性状判定方法	20(1/10mm)以上(25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500t を超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t 未満の場合は、再生骨材を使 用しない日を除いて2日に1回 とする。		○
			再生骨材 洗い試験で失われ る量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1 回。	洗い試験で失われる量とは、試料の アスファルトコンクリート再生骨材 の水洗前の75 μ mふるいにとどまるも のと、水洗後の75 μ mふるいにとどま るものを気乾もしくは60℃以下の炉 乾燥し、その質量の差からもとめ る。	○
			再生アスファルト 混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
	プ ラ ン ト	必 須	粒度(2.36mmフル イ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: $\pm 12\%$ 以内 再アス処理の場合、2.36mm: $\pm 15\%$ 以内 印字記録による場合は、舗装再生 便覧表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合: 1 ～2回/日 ・中規模以上の工事: 定期的 又は随時。 ・小規模以下の工事: 異常が 認められるとき。 印字記録の場合: 全数		○
			粒度(75 μ mフル イ)		75 μ mふるい: $\pm 5\%$ 以内 再アス処理の場合、75 μ m: $\pm 6\%$ 以内 印字記録による場合は、舗装再生 便覧表-2.8.5による。			○
			再生アスファルト 量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: $\pm 0.9\%$ 以内 再アス処理の場合、アスファルト 量: $\pm 1.2\%$ 以内 印字記録による場合は舗装再生便 覧表-2.8.5による。			○
		そ の 他	水浸ホイールトラ ッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
			ホイールトラッキ ング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			耐摩耗性の確認	○
	舗 設 現 場	必 須	外観検査(混合 物)	目視		随時		
			温度測定(初期締 固め前)	温度計による			測定値の記録は、1日4回(午前・午 後各2回)	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の 93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94% 以上を満足するものとし、かつ平均値について 以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規 格値を満足するものとする。また、10孔の測定 値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3 が規格値を満足するものとするが、X3が規格値 をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた 平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、 10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔 で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² : 10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加 し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合: 6,000m ² /1ロット毎に 10孔、合計20孔 なお、1工事当たり3,000m ² 以下の場合(維持 工事を除く)は1工事当たり3孔以上で測定す る。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等
36工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格 (主部材)	現物照合 帳票確認		現物立会による目視及びリングマーク照合を行い、一致すること。 その他すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。		
			機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督員と協議のうえ選定する。	
			外観検査 (付属部材)	目視及び計測				
37ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 μ m以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μ m以下 (ただし、切削による場合は50 μ m以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601に規定する最大高さ粗さRZとする。	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材:ノッチがあってはならない 二次部材:1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
			ベベル精度	計測器による計測				
			真直度					
38 溶接工	施工	必須	引張試験:開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状:JIS Z 3121 1号 試験片の個数:2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
			型曲げ試験(19mm未満妻曲げ) (19mm以上側曲げ):開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状:JIS Z 3122 試験片の個数:2		
			衝撃試験:開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属および溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれ3個の平均値)。	試験片の形状:JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置:「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ 鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数:各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ 鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
			マクロ試験:開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数:1		

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認等
38溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm ² 以上、引張強さは 400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたいきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書 4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書 4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合は、JIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合は、JIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解 20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解 20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	
			外観検査（割れ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
38溶接工	施工	必須	外観検査 (ビート表面のビツ)	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビート表面にビツがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビツの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査 (ビード表面の凹凸)		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			外観形状検査 (アンダーカット)		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.3.2継手の強度等級に示されている。	
			外観形状検査 (オーバーラップ)	・目視	あつてはならない。		検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。	
		その他	外観検査 (すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観検査 (余盛高さ)		設計図書による 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビート形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビート幅(B[mm]) 余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≦3 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦(4/25)・B			
			外観検査 (アークスタッド)		・余盛り形状の不整:余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み:あつてはならない。 ・アンダーカット:するどい切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ:(設計値±2mm)を超えてはならない。			
			ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜き取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにておくものとする。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
39中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない。	材 料	必 須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			土の湿潤密度試験	JIS G 0191				
			テーブルフロー試験	JIS R 5201				
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216				
		そ の 他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
			土の粒度試験	JIS A 1204				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土懸濁液のpH試験	JGS 0211			有機質土の場合は必要に応じて実施する。	
	施 工	必 須	土の強熱減量試験	JGS 0221				
			深度方向の品質確認 (均質性)	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1. 実施頻度は、監督員等との協議による。 2. ボーリング等により供試体採取する。	
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの。	1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督員等との協議による。	
	40区画線	施 工	必 須	材料の使用量	キャリブレーション試験	「積算基準及び標準歩掛(土木工事編)長野県建設部」第Ⅵ編 市場単価及び土木工事標準単価 第1章 ②区画線工 に記載の使用量による。	キャリブレーション試験により吐出量を測定し、規格値を満たす施工速度を決定すること。 タコグラフ等で施工速度を確認すること。	・施工予定日から1年以内の県の認定を受けた検定結果の提出により試験を省略できる。 ・上記によらず、主たる工種が区画線の工事は、現場毎のキャリブレーション試験を必須とする。 ・小規模維持補修工事において、パッチングや穴埋めなど局部的な舗装修繕に伴う区画線の施工では、試験及び検定結果の提出を省略できる。
41鉄筋挿入工	材 料	必 須	品質検査 (芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による	材料入荷時		○
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回及び定着材の材料や配合変更時に実施。 1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
		そ の 他	外観検査 (芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による	材料入荷時		
			圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による	施工開始前1回及び施工日ごと1回(3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
	施 工	必 須	引き抜き試験 (受入れ試験) 引き抜き試験 (適合性試験)	地山補強施工法 設計・施工マニュアル	設計図書による	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		
			適合性試験	地山補強施工法 設計・施工マニュアル	設計図書による	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0KNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		

品質管理基準及び規格値（共通）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
コンクリート工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「コンクリートの耐久性向上」	「コンクリートの耐久性向上」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	J IS A 1102 J IS A 5005 J IS A 5011-1～4	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	J IS A 1109 J IS A 1110 J IS A 5005 J IS A 5011-1～4	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○
			骨材のすりへり試験	J IS A 1121 J IS A 5005	舗装コンクリートは35%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	J IS A 1103 J IS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
コンクリート工	材料	その他	砂の有機不純物試験	J IS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、J IS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験方法	J IS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	J IS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	J IS A 1122 J IS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	J IS R 5201	J IS R 5210 (ポルトランドセメント) J IS R 5211 (高炉セメント) J IS R 5212 (シリカセメント) J IS R 5213 (フライアッシュセメント) J IS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
コンクリート工	材料	その他	セメントの化学分析	J IS R 5202	J IS R 5210 (ポルトランドセメント) J IS R 5211 (高炉セメント) J IS R 5212 (シリカセメント) J IS R 5213 (フライアッシュセメント) J IS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	土木学会規準 JSCE-B 101	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 水素イオン濃度：PH5.8～8.6 モルタルの圧縮強度比：材齢1，7および28日で90%以上 空気量の増分：±1%	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に替え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： J IS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7および28日で90%以上	工事開始前および工事中1回/年以上および水質が変わった場合。		○
	施工	必須	塩化物総量規制	J IS A 1144の方法または信頼できる機関での評価を受けた試験方法	原則0.3kg/m ³ 以下	荷卸し時 海砂を使用する場合は2回/日 その他の場合は1回/週	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（J ISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
コンクリート工	施工	必須	スランブ試験	J IS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランブ2.5cm：許容値±1.0cm (道路橋床版の場合) スランブ8cmを標準とする。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクスコンクリート工場(J ISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
			コンクリートの圧縮強度試験	J IS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクスコンクリート工場(J ISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
			空気量測定	J IS A 1116 J IS A 1118 J IS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクスコンクリート工場(J ISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
		その他	コンクリートの曲げ強度試験	J IS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。 なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクスコンクリート工場(J ISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
			コアによる強度試験	J IS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	J IS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			レディーミクスコンクリート単位水量測定	エアメータか、これと同程度の方法	配合設計±15kg/m3	2回/日(午前・午後各1回、または重要構造物では重要度に応じて100～150m3に1回。) 荷下ろし時に品質の変化が認められたとき。		

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
鉄筋工	材料	その他	棒鋼の形状寸法、重量		J IS G 3112の規格に適合すること。	製造会社の「規格証明書」（品質を含む）又は「試験成績表」を提出する。		○
			引張り試験	J IS Z 2241	J IS G 3112の規格に適合すること。	「規格証明書」のないものは試験を行う。		○
			曲げ試験	J IS Z 2248				
	施工前	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 折れ曲がり等 ・ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下。 ⑤著しい垂れ下がり、焼き割れ、折れ曲がりがない。 熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、線状きず、へこみがない。 ②ふくらみの長さが1.1D以上。 ③著しい折れ曲がりがない。 ④軸心の偏心がD/10以下。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径ごとに自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 ・手動ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。	

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
鉄筋工	施工後	必須	外観検査	- 目視 - 圧接面の研磨状況 - 垂れ下がり - 焼き割れ - 折れ曲がり等 - ノギス等による計測（詳細外観検査） - 軸心の偏心 - ふくらみ - ふくらみの長さ - 圧接部のずれ等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下。 ⑤著しい垂れ下がり、焼き割れ、折れ曲がりがない。	- 目視は全数実施する。 - 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 - 規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督職員の承諾を得ること。 ①は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ②③は、再加熱し、圧接を加えて所定のふくらみに修正し、外観検査を行う。 ④は、圧接部を切り取って再圧接修正し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ⑤は、著しい焼き割れおよび垂れ下がりなどが生じた場合は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、線状きず、へこみがない。 ②ふくらみの長さが1.1D以上。 ③著しい折れ曲がりがない。 ④軸心の偏心がD/10以下。 ⑤オーバーヒート等による表面不整がない。		熱間押抜法以外の場合 - 規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督職員の承諾をえること。 ①②⑤は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ③は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ④は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査を行う。	
			ガス圧接継手引張り試験	J IS Z 3120	供試体の全数が母材の規格強度以上であること。	原則として1組の作業班が行った1日の圧接箇所につき3ヶ所から採取した試験片で実施する。	J IS Z 3062を行った場合は必須ではない。	○
			ガス圧接継手の超音波探傷検査	J IS Z 3062	検査数が30個以上の場合、不合格数が1個以下であれば当該ロットを合格とし、検査数が30個未満の場合は、全数が合格であれば当該ロットを合格とする。 なお、可否の判定は、エコー高24dB以上を不合格とする。	検査数は、1ロット当たり10%以上とし、1ロットの大きさは1作業班が1日に施工した箇所数とする。なお、自動ガス圧接と手動ガス圧接は別ロットとする。	J IS Z 3120を行った場合は必須ではない。	○

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
鋼材	材料	その他	鋼材の型状寸法及び重量試験	J IS Z 2241 J IS Z 2242 J IS Z 2248	J IS G 3101 J IS G 3192 J IS G 3193 J IS G 3194 の規格に適合すること。	製造会社の「規格証明書」を提出する。		○
			引張り試験	J IS Z 2241		「規格証明書」のないものは試験を行う。試験の回数は製造ロット及び断面が異なるごとに、質量20 t 以下は1回、20 t を越える場合は20 t 毎及びその端数につき1回とする。		○
			曲げ及び衝撃試験	J IS Z 2242 J IS Z 2248				○
基礎工	材料 (砂)	必須	土の粒度試験	J IS A 1204	75 μ m ふるい通過量 10%以下	材料の使用前「試験成績表」を提出する。		○
	材料 (碎石 C-40)	必須	骨材のふるい分け試験	J IS A 1102	J IS A 5001 の規格に適合すること。	材料の使用前「試験成績表」を提出する。		○
	材料 (割栗石)	必須	比重、吸水率、圧縮強さ		J IS A 5006 の規格に適合すること。	材料の使用前「試験成績表」を提出する。		○

下水道関係

品質管理基準及び規格値（管きょ工事）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
管布設工（開削）	管きょ材料（下水道用鉄筋コンクリート管）	必須	外観	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。		(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法及び外圧強さ、水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	○
			形状・寸法（カラー及びゴム輪を含む）	JSWAS A-1 による	(管種の確認を行う) (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。			
			外圧強さ		検査項目	判定基準		
			水密性		管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上（短管及び異形管の場合は1/3以上）にわたるひび割れないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数 あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。		
					管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れないこと。		
					管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。		

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
管 布 設 工 （ 開 削 ）	管 き ょ 材 料 （ 下 水 道 用 硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管 ）	必 須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。		（１）外観・形状検査は、全数について行う。 （２）寸法、引張試験、偏平試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	
			寸法	JSWAS K-1 による	（管種の確認を行う） （２）検査項目及び判定基準は次のとおり。			
			引張試験		検査項目	判定基準		
					有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。（かすり傷程度のものは差し支えない）		
			偏平試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。		
					割れ	割れないこと。		
			負圧試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。		
					管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。		
			耐薬品性試験		実用上の真っすぐ	実用上、真っすぐであること。		
			ビカット軟化温度試験					

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
管布設工（開削）	管きょ材料（下水道用リブ付硬質塩化ビニル管）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、引張試験、偏平試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-13 による				
			引張試験		検査項目	判定基準		
			偏平試験		有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)		
			負圧試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。		
			耐薬品性試験		割れ	割れないこと。		
			ビカット軟化温度試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。		
					管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。		
					実用上の真っすぐ	実用上、真っすぐであること。		

下水道関係

工種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	試験成績表等 による確認
管 布 設 工（開削）	管きよ 材料（下 水道用強 化プラス チック複 合管）	必 須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。		（１）外観・形状検査は、全数について行う。 （２）寸法、外圧試験、耐薬品性試験、耐酸試験及び水密試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-2 による	（管種の確認を行う） （２）検査項目及び判定基準は次のとおり。				
			外圧試験		検査項目	判定基準			
			耐薬品性試験		有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。			
			耐酸試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。			
			水密試験		管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。			
					実用上の真つすぐ	実用上、真つすぐであること。			

下水道関係

工種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	試験成績表等 による確認													
管 布 設 工 （ 開 削 ）	管 き ょ 材 料 （ 下 水 道 用 ポ リ エ チ レ ン 管 ）	必 須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。		（１）外観・形状検査は、全数について行う。 （２）寸法、引張試験、偏平試験、水圧試験、偏平負圧試験、耐薬品性試験、環境応力き裂試験、熱間内圧クリープ試験、ピーリング試験、熱安定性試験、融着部相溶性試験、耐候性試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○													
			寸法	JSWAS K-14 による	（管種の確認を行う） （２）検査項目及び判定基準は次のとおり。																	
			引張試験	<table><tr><th>検査項目</th><th>判定基準</th></tr><tr><td>有害な傷</td><td>管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。</td></tr><tr><td>滑らかさ</td><td>明らかな凹凸がないこと。</td></tr><tr><td>割れ</td><td>割れないこと。</td></tr><tr><td>ねじれ</td><td>著しいねじれがないこと。</td></tr><tr><td>管の断面形状</td><td>管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。</td></tr><tr><td>実用上の真つすぐ</td><td>実用上、真つすぐであること。</td></tr></table>		検査項目				判定基準	有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。	滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。	割れ	割れないこと。	ねじれ	著しいねじれがないこと。	管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。	実用上の真つすぐ	実用上、真つすぐであること。
			検査項目	判定基準																		
			有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。																		
			滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。																		
			割れ	割れないこと。																		
			ねじれ	著しいねじれがないこと。																		
			管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。																		
			実用上の真つすぐ	実用上、真つすぐであること。																		
			偏平試験																			
			水圧試験																			
			偏平負圧試験																			
			耐薬品性試験																			
			環境応力き裂試験																			
熱間内圧クリープ試験																						
ピーリング試験																						
熱安定性試験																						
融着部相溶性試験																						
耐候性試験																						

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	試験成績表等による確認							
管布設工（開削）	管きょ材料（下水道用レジンコンクリート管）	必須	外観、形状及び寸法	目視による	〔外観検査〕 （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。		（１）外観・形状検査は、全数について行う。 （２）寸法及び外圧強さ、水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○							
			外圧試験	JSWAS K-11 による	（管種の確認を行う） （２）検査項目及び判定基準は次のとおり。											
			水密性試験		<table><tr><th>検査項目</th><th>判定基準</th></tr><tr><td>管軸方向のひび割れ</td><td>管の長さ方向で管長の1/4以上（短管及び異形管の場合は1/3以上）にわたるひび割れないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数 あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。</td></tr><tr><td>管周方向のひび割れ</td><td>管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れないこと。</td></tr><tr><td>管端面の欠損</td><td>管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。</td></tr></table>	検査項目				判定基準	管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上（短管及び異形管の場合は1/3以上）にわたるひび割れないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数 あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。	管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れないこと。	管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。
			検査項目	判定基準												
			管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上（短管及び異形管の場合は1/3以上）にわたるひび割れないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数 あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。												
			管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れないこと。												
			管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。												
耐酸性試験																
吸水性試験																

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	試験成績表等による確認
管 布 設 工 （ 開 削 ）	管 き ょ 材 料 （ 下 水 道 用 ボ ッ ク ス カ ル バ ー ト ）	必 須	外 観	目視による	〔外観検査〕 （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。		（１）外観検査は全数について行う。 （２）形状・寸法及びコンクリートの圧縮強度試験、曲げ強度試験、接合部の水密性試験については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			形状・寸法	JSWAS K-12、 JSWAS K-13 による	（２）検査項目及び判定基準は次のとおり。				
			コンクリートの圧縮強度試験		検査項目	判定基準			
			曲げ強度試験		ひび割れ	強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷やひび割れのないこと。			
			接合部の水密性試験		滑らかさ	粗骨材が突出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。 内面が平滑であり、水の流れに対して実用上支障のない滑らかさであること。			
					端面の欠損	端面の表面積の３％以上が欠損していないこと。			

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目		試験方法	規格値		試験基準	摘要	試験成績表等による確認
管 布 設 工 （ 開 削 ）	管 き ょ 材 料 （ 下 水 道 用 ダ ク タ イ ル 鋳 鉄 管 ）	必 須	原 管		JSWAS G-1 による			(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法及び引張試験、硬さ試験、水圧試験については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			内 装							
			外装	外 観	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。				
				形状・寸法	JSWAS G-1 による	検査項目	判定基準			
				原 管		クラック	クラックがないこと。			
						湯境	湯境がないこと。			
						鑄巣	手直しの範囲を超えるものは不可とする。			
				完 成 管		モルタルライニング	有害なひび割れがないこと。			
							管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。			
							表面は実用的に滑らかであること。			
				塗装		膜で異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗 あること。				

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
管布設工（開削）	管きよ材料（鋼管）	必須	外 観	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり		(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、成分・機械的性質等は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○	
			形状・寸法	日本下水道協会 下水道用資器材Ⅰ類 の規定による J IS G 3443						
			成分・機械的性質		検査項目	判定基準				
			非破壊又は水圧		原 管	実用的に真っ直ぐ				実用的に真っ直ぐであること。
						両端は管軸に対して直角				実用的に両端面は管軸に対して直角であること。
						有害な欠陥				はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビードの不整がないこと。
			仕上げ良好	鋼面が平滑に仕上がっていること。						
			塗 装	完成管	塗装及び塗覆装	管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがないこと。				

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	試験成績表等による確認
管推進工	管きょ材料（下水道推進工法用鉄筋コンクリート管）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。		(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、外圧強さ、コンクリートの圧縮強度及び水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法 (カラー及びゴム輪含む)	JSWAS A-2 又は A-6 による	(2)検査項目及び判定基準は次のとおり				
			外圧強さ		検査項目	判定基準			
			コンクリートの圧縮強度		管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上（短管及び異形管の場合は1/3以上）にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数 あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。			
			水密性		管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。			
					管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。			

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目		試験方法	規格値			試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
管推進工	管きょ材料（下水道推進工法用ダクタイル鑄鉄管）	必須	原 管		JSWAS G-2 による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。			(1)外観検査は全数について行う。 (2)原管、内装、外装における形状・寸法は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○	
			内 装									
			外装	外 観	目視による	検査項目		判定基準				
				形状・寸法	JSWAS G-2 による	原管	クラック	クラックがないこと。				
							湯境	湯境がないこと。				
							鑄巣	手直しの範囲を超えるものは不可とする。				
				完成管	モルタルライニング	有害なひび割れがないこと。						
						管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。						
			表面は実用的に滑らかであること。									
			塗装	異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。								

下水道関係

工種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	試験成績表等 による確認	
管推進工	管きよ材料（鋼管）	必須	外 観	目視による	〔外観検査〕 （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。		（１）外観検査は全数について行う。 （２）形状・寸法、成分・機械的性質等は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○	
			形状・寸法	日本下水道協会 下水道用資器材Ⅰ類 の規定による JIS G 3444	（２）検査項目及び判定基準は次のとおり。					
			成分・機械的性質		検査項目	判定基準				
			非破壊又は水圧		原 管	実用的に 真っ直ぐ				実用的に真っ直ぐである こと。
						両端は管軸 に対して直 角				実用的に両端面は管軸に 対して直角であること。
						有害な欠陥				はなはだしい接合部の目 違い、アンダーカット、 溶接ビードの不整がない こと。
			仕上げ良好	鋼面が平滑に仕上がって いること。						
			塗 装	完成 管	塗装及び塗 覆装	管によく密着し、実用上 平滑で、有害なふくれ、 へこみ、しわ、たれ、突 部、異物の混入などがな いこと。				

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
シールド工	管きよ材料（シールド工用標準コンクリート系セグメント）	必須	外観及び形状・寸法検査	JSWAS A-4 による	〔外観検査〕（下水道協会規格） （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 （２）有害なひび割れ、隅角部の破損等が無いこと。	（１）外観検査は全数について行う。 （２）形状・寸法、水平仮組、性能についての検査は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			水平仮組検査					
			性能検査					
			単体曲げ試験					
			継手曲げ試験					
			ジャッキ推力試験					
			つり手金具引抜き試験					
	管きよ材料（シールド工用標準鋼製セグメント）	必須	材料検査	JSWAS A-3 による	〔外観検査〕（下水道協会規格） （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 （２）有害な曲がり、そり等が無いこと。	（１）外観検査は全数について行う。 （２）材料、形状・寸法、溶接、水平仮組についての検査は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 （３）性能検査は設計図書の定めによる。		○
			形状・寸法及び外観検査					
			溶接検査					
			水平仮組検査					
			性能検査					
			ジャッキ推力試験					
			単体曲げ試験					
					〔外観検査〕（下水道協会規格外） （１）有害な曲がり、そり等が無いこと。 （２）材料、形状・寸法、溶接、水平仮組、性能に関する規格値は、JSWAS A-3 の規定による。	（１）外観検査は全数について行う。 （２）材料、形状・寸法、溶接、水平仮組、性能についての検査は、1工事中に1回行う。		

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
管きよ更生工	更生管	必須	偏平強さまたは外圧強さ	・φ600mm以下の既設管 JSWAS K-1 による偏平試験	新管と同等以上	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。	本表は、最新版の「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」に準拠して実施する。	○
				・φ700mm以上の既設管 JSWAS K-2 による外圧試験（2種に対応）				
			曲げ強度（長期）	・ガラス繊維あり JIS K 7039 による曲げ強度試験	構造（管厚み）計算で用いる設計値（申告値）以上	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。 熱可塑性樹脂材については、認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
				・ガラス繊維なし 短期値を安全率で除した値				
			曲げ弾性係数（長期）	・ガラス繊維あり JIS K 7035 による曲げ弾性試験				
				・ガラス繊維なし JIS K 7116 による曲げ弾性試験				
			曲げ強度（短期）	JIS K 7171 による	1) 曲げ強度値が設計曲げ強度（申告値：短期値）を上回ること。 2) 曲げ弾性係数の試験結果が、曲げ弾性係数（申告値：短期値）を上回ること。	原則、施工スパン毎とする。 熱可塑性樹脂材については、認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
			曲げ弾性係数（短期）					
			耐摩耗性	JIS K 7204 又は JIS A 1452 等による	下水道用硬質塩化ビニル管（新管）と同等程度	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
			耐ストレインコロージョン性	・ガラス繊維ありのみが対象 JIS K 7034 による	JSWAS K-2 に基づいて求められる値を下回らない			
			水密性	JSWAS K-2 に準拠した試験（内外水圧に対する水密性）	0.1MPaの水圧で漏水がない			
			耐劣化性	・ガラス繊維なしのみが対象 JIS K 7116 を準用した1,000時間水中曲げクリープ試験を行う。	50年後の曲げ強度の推計値の最小値が設計値（≒申告値÷安全率）を上回ること	工法毎とする。熱可塑性樹脂材については、引張強度、圧縮強度を認定工場制度の工場検査証明書類による確認とすることが出来る。		
			耐震性能	JIS K 7161 による引張強度等試験	引張強度（短期）、引張弾性係数（短期）、圧縮強度（短期）、圧縮弾性係数（短期）が申告値を上回ること			
				JIS K 7181 による圧縮強度等試験				
			外観	目視あるいは自走式テレビカメラによる	流下能力、耐久性を低下させる有害な欠陥（シワなど）がないこと。	施工スパン毎とする。		

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
管きよ更生工	更生管表面部材	必須	複合管断面の破壊強度・外圧強さ	既設管の劣化状態等を反映し限界状態設計法により確認、又は鉄筋コンクリート管（新管）を破壊状態まで載荷後更生し、JSWAS A-1 により破壊荷重試験	設計条件に基づいた耐荷力以上新管と同等以上	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。	本表は、最新版の「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」に準拠して実施する。	○
			圧縮強度	JSCE G 521 等による	圧縮強度値が設計基準強度を上回ること。	小口径（既設管径800mm未満）の場合、施工延長100m毎に1回とする。		
			耐薬品性能	JSWAS K-1 又は JSWAS K-14	・表面部材が塩ビ系の場合はJSWAS K-1 の試験方法で、質量変化度±0.2mg/cm2以内 ・表面部材がポリエチレン系では、JSWAS K-14 の試験方法で、質量変化度±0.2mg/cm2以内	製管工法では、工法毎に1回とする 認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
			耐摩耗性	JIS K 7204 又は JIS A 1452 等による	下水道用硬質塩化ビニル管（新管）と同等程度	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
			水密性	JSWAS K-2 に準拠した試験（内外水圧に対する水密性）	0.1MPaの水圧で漏水がない	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。 認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
			一体性	JIS A 1171 に準拠した一体破壊試験	既設管と充てん材が界面はく離しないこと	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
			耐震性能	「下水道施設の耐震対策指針と解説」における「差し込み継ぎ手管きよ」「ボックスカルバート」等の考え方を勘案し、性能照査を行う	継ぎ手部の屈曲角と抜け出し量が許容値内であること	工法毎とする。 公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
				耐震計算により継手部の照査が困難な場合は、耐震実験による表面部材等の継手部の照査を行う	屈曲角と抜け出し量が許容範囲であること			
			外観	目視あるいは自走式テレビカメラによる	更生管の変形、更生管浮上による縦断勾配の不陸等の欠陥や異常箇所がないことを確認する。	施工スパン毎とする。		

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
マンホール設置工	管きよ材料（組立マンホール側塊）	必須	外 観	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、コンクリートの圧縮強度試験、軸方向耐圧試験、接合部の水密性試験、側方曲げ強さ試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			形状・寸法	JSWAS A-11 による				
			コンクリートの圧縮強度試験					
			軸方向耐圧試験					
			接合部の水密性試験					
			側方曲げ強さ試験					
	管きよ材料（下水道用鑄鉄製マンホールふた）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)有害なきずが無く、外観がよいこと	(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法・構造、材質試験、荷重たわみ試験及び耐荷重試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法・構造	JSWAS G-4 による				
			材質試験					
			荷重たわみ試験					
			耐荷重試験					

下水道関係

工種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認	
マンホール設置工	管きよ材料（マンホール足掛け金物）	必須	外 観	目視による	〔外観検査〕 被覆材は有害なわれ、破損等が無いこと。	外観検査は全数について行う。		○	
			形状・寸法		品質を判定できる資料又は試験成績表を提出する。	(1)芯材 JIS G 4303(SUS403 , SUS304)、 JIS G 3507(SWRCH12R , SWCH12R)、 JIS G 3539(SWCH12R) の規格に適合すること。			
			材質						
	管きよ材料（下水道用塩化ビニル製小型マンホール）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。	(1)外観・形状検査は、全数について行う。		○	
			寸法	JSWAS K-9 による。 内ふたは、 JSWAS K-7、 防護ふたは、 JSWAS G-3 による。	(2)検査項目及び判定基準は次のとおり。				
			引張試験			検査項目			
			荷重試験		有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。（かすり傷程度のものは差し支えない）			
					負圧試験	滑らかさ			明らかな凹凸がないこと。
			耐薬品性試験			割れ			割れないこと。
					ビカット軟化温度試験	ねじれ			著しいねじれがないこと。

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
ます設置工	管きよ材料（下水道用鑄鉄製防護ふた）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)有害なきずが無く、外観がよいこと	(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、荷重たわみ試験、耐荷重試験及び材質試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS G-3 による				
			荷重たわみ試験					
			耐荷重試験					
			材質試験					
ます設置工	管きよ材料（下水道用硬質塩化ビニル製ます）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-7 による。 防護ふたは、 JAWAS G-3、 立上り部は、 JSWAS K-1 による。				
			引張試験		検査項目	判定基準		
			荷重試験		有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。（かすり傷程度のものは差し支えない）		
					滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。		
			負圧試験		割れ	割れないこと。		
			耐薬品性試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。		
			ビカット軟化温度試験					

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	試験成績表等による確認
ます設置工	管きよ材料（下水道用ポリプロピレン製ます）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。		(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及び荷重たわみ温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-8 による。 防護ふたは、 JSWAS G-3 による。	(2)検査項目及び判定基準は次のとおり。				
			引張試験		検査項目	判定基準			
			荷重試験		有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。（かすり傷程度のものは差し支えない）			
			負圧試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。			
			耐薬品性試験		割れ	割れないこと。			
			荷重たわみ温度試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。			

下水道関係

品質管理基準及び規格値（処理場・ポンプ場工事）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
基礎杭工（既製杭）	材料（鋼管杭・H鋼杭）	必須	外観	目視による	（１）外観検査 使用上、有害な欠陥（変形など）が無いこと。 （２）形状・寸法及び材料等は、JIS A 5525、JIS A 5526 の規格に適合すること。	（１）外観検査は全数について行う。その他は、係員の指示により行う。 （２）形状・寸法及び材料等は、「規格証明書」（品質を含む）又は「試験成績表」を提出する。		○
			形状・寸法					
			材料検査 （化学成分・機械的性質）					
	材料（コンクリート杭）	必須	外観	目視による	（１）外観検査 使用上、有害な欠陥（ひび割れ・損傷など）が無いこと。 （２）形状・寸法及び性能等は、JIS A 5373 の規格に適合すること。	（１）外観検査は全数について行う。その他は、係員の指示により行う。 （２）形状・寸法及び材料等は、「規格証明書」（品質を含む）又は「試験成績表」を提出する。		○
			形状・寸法					
			性能検査					
	材料（合成杭）	必須	外観		（財）日本建築センターの評定又は評価基準 （社）コンクリートパイル建設技術協会の評価基準に適合すること。	（１）外観検査は全数について行う。その他は、係員の指示により行う。 （２）形状・寸法及び材料等は、「規格証明書」（品質を含む）又は「試験成績表」を提出する。		○
			形状・寸法					
			性能検査					

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
基礎杭工（既製杭）	施工（鋼管杭、H鋼杭の現場溶接）	必須	外観	目視による	溶接部の割れ、ビット、アッターカット、オーバーラップ、サイズ不足、溶け落ちが無いこと。	溶接継手部の全数について溶接前、溶接中、溶接後の各工程ごとに行う。		
		その他	超音波探傷試験	JIS Z 3060 による	JIS Z 3060 の3類以上	突合せ溶接線（溶接長さ）の10%以上について行う。 （社）日本非破壊検査協会（超音波検査）の認定技術者が行う。		
	施工（セメントミルク工法）	その他	根固め液及び杭周固定液の圧縮強度試験	JIS A 1108 による（コンクリートの圧縮強度試験）	圧縮強度（N/mm ² ） ・根固め液 20以上 ・杭周固定液 0.5以上	(1)本杭で継手のない場合は、30本ごと又はその端数につき1回行う。 (2)本杭で継手のある場合は、20本ごと又はその端数につき1回行う。 1回の試験の供試体の数は3個とする。 ※供試体は土木学「PC設計施工指針」のブリージング率及び膨張率試験方法案による。		
	施工	その他	支持力試験	杭の載荷試験		設計図書による		○
基礎杭工（場所打ち杭）	施工	必須	安定液等の孔内水位、安定液の有効性試験			(1)孔内水位については杭ごとに必要に応じて測定する。 (2)有効性試験（比重、粘性、ろ過水量、PH、砂分）は杭ごとに又は1日に1回測定する。		
		その他	支持力試験	杭の載荷試験		設計図書による		○

下水道関係

[参考資料]

ロックボルトの引抜試験

(1) 計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

(2) 計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後3日経過後とし、引抜試験耐力はロックボルト引抜耐力の80%程度以上とする。

(3) 結果の報告

計測結果は図4-1の要領で整理する。

(4) 試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図4-1のA領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のB領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等をして、ロックボルトの設計を修正する。

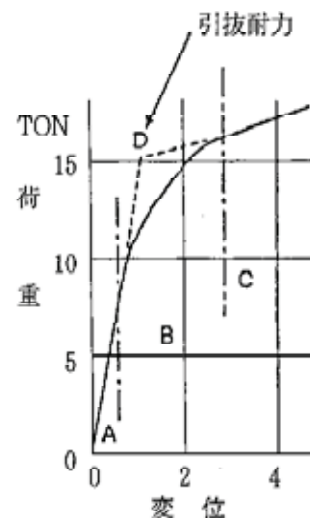


図4-1 ロックボルト引抜試験

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法はISRMの提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Mechanics, Commission on Standardization of Laboratory and Field Tests, Comitee on Field Tests Document No.2. 1974)

(1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図4-2のように反力プレートをボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏をはりつける。

(2) 引抜試験

引抜試験は、図4-3のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで1ton毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

(イ)吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。

- (ロ)反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は 大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。
- (ハ)ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

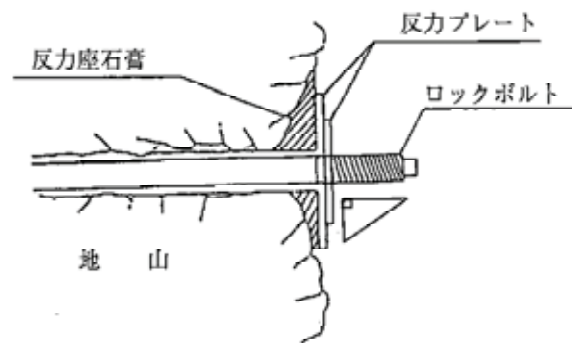


図 4-2 反力座の設置

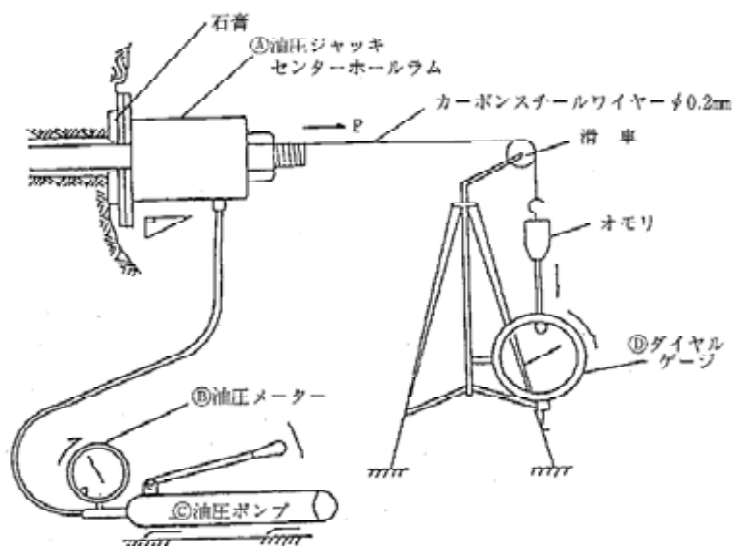
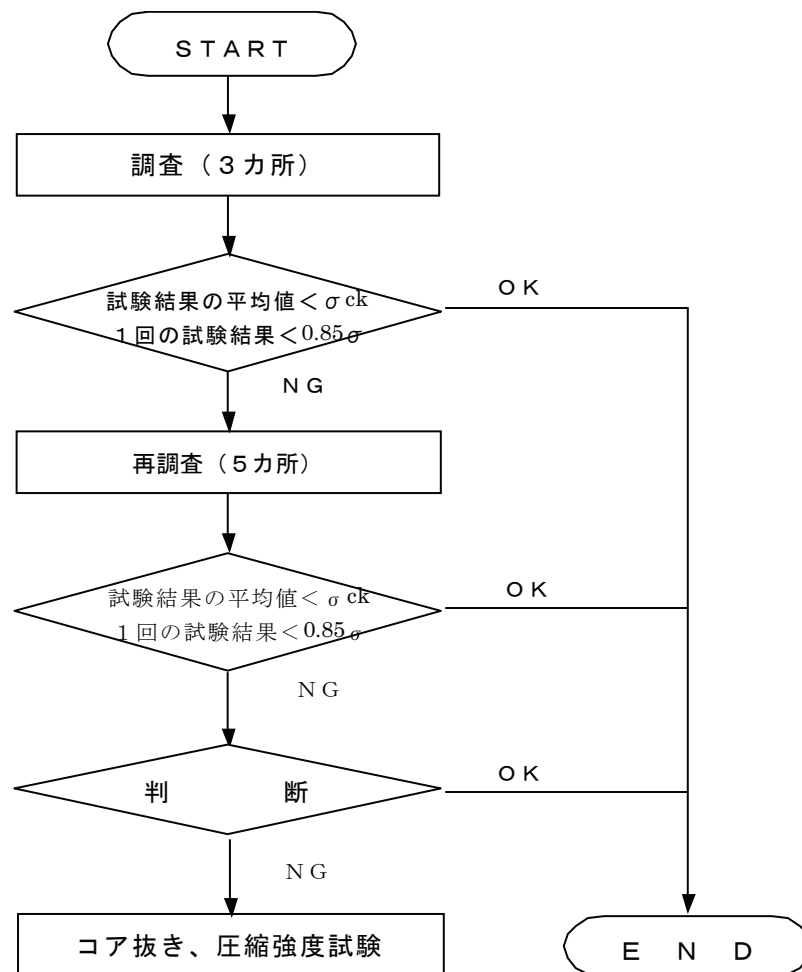


図 4-3 引抜試験概要図

〔参考資料〕

テストハンマーによる強度推定調査について

1. テストハンマーによる強度推定調査は、以下に基づき実施すること。
運用フロー



(1) 適用範囲

強度確認調査の対象工種については、高さが 5m 以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が 25m^2 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが 3m 以上の堰・水門・樋門とする。

ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは測定の対象としない。

(2) 調査単位

調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間で行う、ただし、100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1箇所で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とする。

(3) 調査手順

- 1) 各単位につき3カ所の調査を実施する。
- 2) 調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において再調査を5カ所実施する。
- 3) 再調査の結果でも、平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、必要に応じて土木研究所に相談して原位置コアを採取し圧縮強度試験を実施する。

(4) 調査時期

材齢28日～91日の間に試験を行うことを原則とする。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、以下の方法に従い、再調査の必要性等を判断する。

- ・材齢10日で試験を行う場合は、推定強度を1.55倍して評価する。
- ・材齢20日で試験を行う場合は、推定強度を1.12倍して評価する。
- ・材齢10日～28日までの間で、上に明示していない場合は、前後の補正値を比例配分して得られる補正値を用いて評価する。
- ・材齢10日以前の試験は、適切な評価が困難なことから、実施しない。
- ・材齢92日以降の試験では、材齢28日～91日の間に試験を行う場合と同様、推定強度の補正は行わない。

(5) 反発度の測定、推定強度の計算方法について（補足説明）

- ①水平方向に打撃する事を原則とする。構造物の形状等の制約から水平方向への打撃が困難な場合は、土木学会規準（JSC E-G504）の解説に示された方法で、傾斜角度に応じた補正値を求める。
- ②気乾状態の箇所で測定することを原則とする。やむを得ず表面が濡れた箇所や湿っている箇所で測定する場合には、測定装置のマニュアルに従って補正する。不明な場合は、以下の値を用いても良い。
 - ・測定位置が湿っており打撃の跡が黒点になる場合→反発度の補正値+3
 - ・測定位置が濡れている場合→反発度の補正値+5
- ③強度推定は以下の式（材料学会式）による。

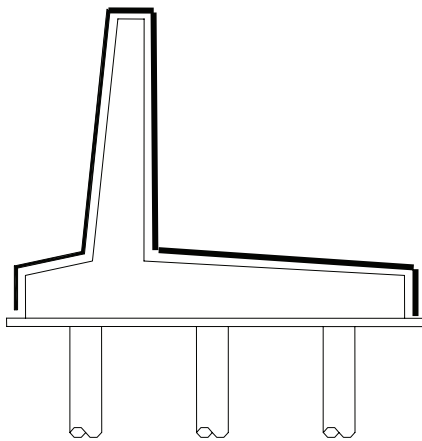
$$F \text{ (N/mm}^2\text{)} = 0.098 \times (-184 + 13.0 \times R)$$

ここで、F：推定強度

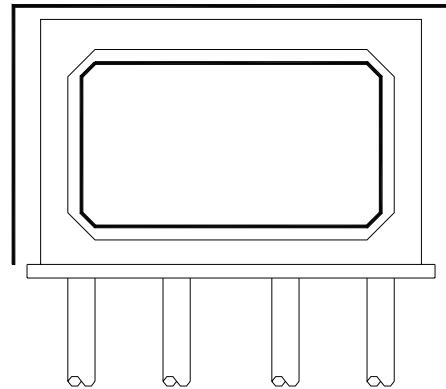
R：打撃方向と乾燥状態に応じた補正を行った反発度

※測定装置は、較正が行われているものを用いる。

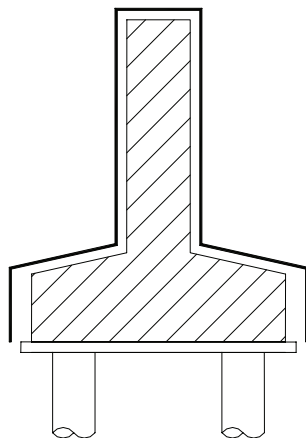
2. ひび割れ調査は、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。
 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については、竣工前に調査する。
 ひび割れ調査の面積計上について、代表的な構造物について下図のとおりとする。



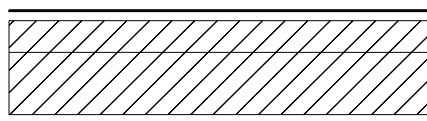
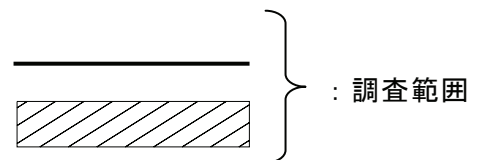
図－1 擁壁



図－2 カルバート



図－3 橋梁下部



図－4 橋梁上部

写真管理基準

写真管理基準

1. 総 則

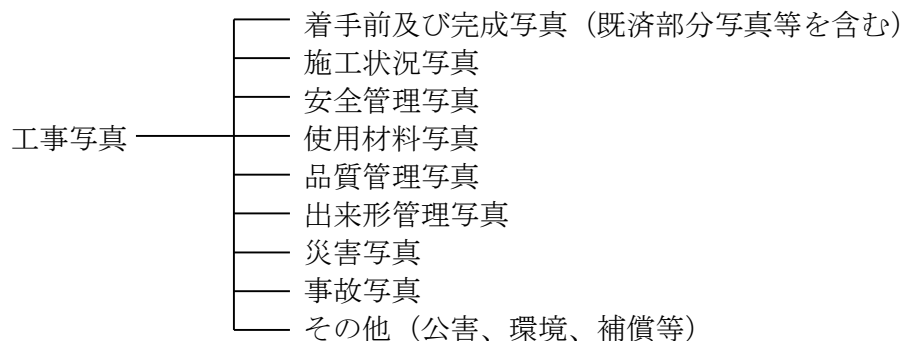
1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

また、写真を映像と読み替えることも可とする。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



2. 撮 影

2-1 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法 ・・・ （ ）書き表示する。
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

小黒板の判読が困難となる場合は、国土交通省の「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。

また、特殊な場合で監督員等が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督員等または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。

2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の黒板情報電子化について』(令和5年3月15日付け、国技建管第6号)に基づく黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

黒板情報の電子化について、工事契約後に監督員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合は、以下の(1)から(6)により実施するものとする。

- (1) 黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、施工管理基準に示す項目について、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のための参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。
 - (2) 機器等は、受注者が準備し、使用の前に監督員の承諾を得るものとする。
- (参考) 使用機器の事例

URL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) 記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照。ただし、この事例中の機器の事例に限定するものではない。

- (3) (1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
 - (4) 工事写真の取扱いは、施工管理基準及び要領等によるものとする。
 - (5) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。
 - (6) (3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を工事完成時に納品するものとする。
- なお、受注者は納品時にURL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員へ提出するものとする。

2-6 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は黒板の文字が判読できることを指標とする。
(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)
映像と読み替える場合は、以下も追加する。
- (3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
- (4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。
高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員等と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

2-7 撮影の留意事項

撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員等の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
- (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員等と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

3. 整理提出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員等に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は国土交通省「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

4. その他

撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義

- (1) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (2) フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「長野県土木工事施工管理基準 令和 2-4 年10月 版」の写真管理基準を参考に監督員と提出頻度等を協議の上、取扱を定めるものとする。

撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	
			高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合は、撮影毎に1回(写真測量に使用した全ての画像(ICONフォルダに格納)) 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における地上型レーザースキャナー(TLS)、地上移動体搭載型レーザースキャナー(地上移動体搭載型LS)、無人航空機搭載型レーザースキャナー(UAVレーザー)、TS(ノンプリズム方式)、TS等光波方式、RTK-GNSSによる場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	工事打合簿に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	実施状況資料に添付する。

撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	品質証明に添付する。
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回	
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕	
品質管理写真		別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載		
		不可視部分の施工	適宜	
出来形管理写真		別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載		
		不可視部分の施工	適宜	
		出来形管理基準が定められていない	監督職員と協議事項	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	発生前は 付近の写真でも可
その他	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	

品質管理写真撮影箇所一覧

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工 コンクリート・吹付け コンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの。
		スランブ試験		
		コンクリートの圧縮強度試験		
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 〔試験実施中〕	
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕	コンクリート舗装の場合適用
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕	
	コンクリートの洗い分析試験			
	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工 コンクリート・吹付け コンクリートを除く) (施工後試験)	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」により施工完了時の状況(全周)の提出によりひび割れ調査写真を代替することができる。	
		テストハンマーによる強度推定調査	対象構造物毎に1回 〔試験実施中〕	
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 〔試験実施中〕	
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回	
		超音波探傷検査	〔検査実施中〕	
3	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 〔検査実施中〕	
		浸透探傷試験	試験毎に1回 〔試験実施中〕	
		放射線透過試験		
		超音波探傷試験		
		水セメント比試験		
		セメントミルクの圧縮強度試験		
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 〔試験実施中〕	
		ブルフローリング	路盤毎に1回 〔試験実施中〕	
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 〔試験実施中〕	
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕	
		土の液性限界・塑性限界試験		
		含水比試験		
5	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 〔試験実施中〕	
		粒度		
		平板載荷試験	観察により異常が認められた場合 〔試験実施中〕	
		土の液性限界・塑性限界試験		
		含水比試験		
6	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		

品質管理写真撮影箇所一覧

番号	工種	写真管理項目		摘要	
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
7	セメント安定処理路盤 (施工)	粒度	各種路盤毎に1回 〔試験実施中〕		
		現場密度の測定			
		含水比試験	観察により異常が認められた場合 〔試験実施中〕		
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕		
8	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕		
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ホイールラッキング試験			
		ホイールラッキング試験			
		ラベリング試験			
	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕		
		温度測定			
		外観検査			
		すべり抵抗試験			
9	転圧コンクリート (施工)	コンシステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕		
		マーシャル突き固め試験			
		ランマー突き固め試験			
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 〔温度測定中〕		
		温度測定 (コンクリート)			
		現場密度の測定			コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕
		コアによる密度測定			
10	グースアスファルト舗装 (プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕		
		リュエル流動性試験240℃			
		ホイールラッキング試験			
		曲げ試験			
		粒度			
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
	グースアスファルト舗装 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕		
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床または施工箇所毎に1回〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。		
		ブルーフローリング	路床毎に1回 〔試験実施中〕		
		平板載荷試験			
		現場CBR試験			
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 〔試験実施中〕		
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 〔試験実施中〕		

品質管理写真撮影箇所一覧

番号	工種	写真管理項目		摘要	
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 〔試験実施中〕		
		現場密度の測定	材料毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。		
		ブルーフローリング	工種毎に1回 〔試験実施中〕		
		平板載荷試験	材質毎に1回		
		現場CBR試験	〔試験実施中〕		
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 〔試験実施中〕		
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 〔試験実施中〕		
14	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 〔試験実施中〕		
		モルタルの圧縮強度試験			
		多サイクル確認試験			
		1サイクル確認試験			
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。		
16	吹付工(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 〔試験実施中〕	モルタルを除く	
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合 〔試験実施中〕		
		空気量測定			
		コアによる強度試験			品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕
17	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 〔試験実施中〕		
		塩化物総量規制			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕		
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合 〔試験実施中〕		モルタルを除く
		空気量測定			
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 〔試験実施中〕		
18	河川・海岸土工(施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。		
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 〔試験実施中〕		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 〔試験実施中〕		

品質管理写真撮影箇所一覧

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
19	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。	
20	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。	
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]	
		現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]	
21	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	
		岩石の吸水率		
		岩石の圧縮強さ		
		岩石の形状		

品質管理写真撮影箇所一覧

番号	工種	写真管理項目		摘要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]		
22	コンクリートダム(材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 [試験実施中]		
		骨材の密度及び吸水率試験			
		骨材のふるい分け試験			
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回 [試験実施中]		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験			
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回 [試験実施中]		
		粗骨材中の軟石量試験			
		骨材中の粘土塊量の試験			
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験			
		粗骨材のすりへり試験			
		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験			
		練り混ぜ水の水質試験			
	コンクリートダム(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]		
		スランブ試験			
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの。	
		温度測定			気温・コンクリート
		コンクリートの単位容積質量試験			
		コンクリートの洗い分析試験			
		コンクリートブリーディング試験			
		コンクリートの引張強度試験			
		コンクリートの曲げ強度試験			

品質管理写真撮影箇所一覧

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
23	覆工コンクリート(NATM)	スランブ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		塩化物総量規制		
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
24	吹付けコンクリート(NATM)	コンクリートの洗い分析試験		圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの。
		塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	
		コンクリートの圧縮強度試験		
		スランブ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		空気量測定		
25	ロックボルト(NATM)	コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		吹付コンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回	
		モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		モルタルのフロー値試験		
		ロックボルトの引抜き試験	適宜	
26	路上再生路盤工(材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 [試験実施中]	
		土の粒度試験		
		土の含水比試験		
		土の液性限界・塑性限界試験		
	路上再生路盤工(施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]	
27	路上表層再生工(材料)	土の一軸圧縮試験		
		CAEの一軸圧縮試験		
	路上表層再生工(施工)	含水比試験		
		旧アスファルト針入度	材料毎に1回 [試験実施中]	
		旧アスファルトの軟化点		
		現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]	
		温度測定		
		かきほぐし深さ		
		粒度		
		アスファルト量抽出粒度分析試験		

品質管理写真撮影箇所一覧

番号	工種	写真管理項目		摘要		
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕			
28	排水性舗装工・透水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]			
		アスファルト量抽出粒度分析試験				
		温度測定				
		水浸ホイールラッキング試験				
		ホイールラッキング試験				
		ラベリング試験				
		カンタプロ試験				
	排水性舗装工・透水性舗装工 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]			
		現場透水試験				
		現場密度の測定				
		外観検査				
29	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]			
		再生アスファルト量				
		水浸ホイールラッキング試験				
		ホイールラッキング試験				
		ラベリング試験				
	プラント再生舗装工 (舗設現場)	外観検査	合材の種類毎に1回 [試験実施中]			
		温度測定				
		現場密度の測定				
	30	ガス切断工	表面粗さ		試験毎に1回 [試験実施中]	
			ノッチ深さ			
			スラグ			
上縁の溶け						
平面度						
ベベル精度						
真直度						
31	溶接工	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]			
		型曲げ試験				
		衝撃試験				
		マクロ試験				
		非破壊試験				
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査				
		外観検査				
		曲げ試験				
		ハンマー打撃試験			外観検査が不合格となったスタッドジベルについて[試験実施中]	
	32	工場製作工	外観検査		1橋に1回又は1工事に1回〔現物照合時〕	
在庫品切出			当初の物件で1枚〔切出時〕※他は焼き増し			
機械試験			1橋に1回又は1工事に1回〔試験実施中〕			
33	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 [試験実施中]			
		土の一軸圧縮試験	材料毎に1回 [試験実施中]			

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	3 土工	3 河川土工・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編」による場合は、1工事に1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」における空中写真測量(UAV)および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	
1 共通編	3 土工	3 河川土工・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編」による場合は、1工事に1回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」における空中写真測量(UAV)および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	3 土工	3 河川土工・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	3 土工	3 河川土工・砂防土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所に1回〔仕上げ時〕	
1 共通編	3 土工	3 河川土工・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	3 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編—多点計測技術(面管理の場合)」による場合は、 1工事に1回 〔掘削後〕	
1 共通編	3 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)多点計測技術(面管理の場合)」における空中写真測量(UAV)および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は、 1工事に1回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)及び地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	3 土工	4 道路土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所1回〔仕上げ時〕	
1 共通編	4 無筋、鉄筋コンクリート	6 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	
						かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	
1 共通編	4 無筋、鉄筋コンクリート	6 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のコンクリート構造物の内、橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、電磁波レーダ法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は1施工箇所1回〔打込前後〕	
						変位	40m又は1施工箇所1回〔打込後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工(縁石・アスカーブ)	出来ばえ	種別毎に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	
						パイプ取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	1	路側防護柵工(ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	
						ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	2	路側防護柵工(ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	
						ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	
						出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	
						素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	2	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	13		ポストテンション桁製作工	シーす、PC鋼材配置 状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外後〕	
						中詰め及びグラウト 状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	14	1	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	断面の外形寸法	1スパンに1回 〔製作後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	組立状況	1スパンに1回 〔組立時〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		PCホロースラブ製作工	シーす、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅 厚さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	1	PC箱桁製作工	シーす、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 円空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	2	PC押し箱桁製作工	シーす、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 円空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工	幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	22		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	1	伸縮装置工(ゴムジョイント)	設置状況	1スパン に1回 〔設置後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	2	伸縮装置工(鋼製フィンガー ジョイント)	設置状況	1スパン に1回 〔設置後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	
						法長	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	刃口工 (じゃかご)	法長 厚さ	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	刃口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	
						※幅 ※高さ	200m又は1施工箇所1回 (※印は場所打ちのある場合)〔埋 戻し前〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所1回〔埋戻し前〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	幅 深さ	120m又は1施工箇所1回〔埋戻し前〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水桝工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	31		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	
						ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕	
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工護岸(現場打)	幅 高さ	200m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕	
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工護岸(プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所1回 〔打込後〕	
						根入長	1施工箇所1回 〔打込前〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
						杭頭処理状況	1施工箇所1回 〔処理前、中、後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	根入長	1施工箇所1回 〔施工中〕	
						偏心量	1施工箇所1回 〔打込後〕	
						数量、杭径	全数量 杭頭余盛部の撤去前、 杭頭処理後	
						杭頭処理状況	1施工箇所1回 〔処理前、中、後〕	
						鉄筋組立状況	1施工箇所1回 〔組立後〕	
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	根入長	全数量 〔掘削後〕	
						偏心量	全数量 〔施工後〕	
						数量		
						ライナープレート設置状況	1施工箇所1回 〔掘削後〕	
						土質	土質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	鉄筋組立状況	全数量 〔組立後〕	
						杓	1基に1回 〔据付後〕	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕	
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	杓	1基に1回 〔据付後〕	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕	
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	杓	1基に1回 〔据付後〕	
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基に1回 〔設置後〕	
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	
						法長 厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	法長	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	
1 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工(天端保護ブロック)	幅	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	
						法長 厚さ(ブロック)	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所(1回) 〔施工中〕	
						法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所(1回) 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回〔整正 後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回〔整正 後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回〔整正 後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場 合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工(加熱アス ファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場 合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						浸透性ミルク注入状況	400mに1回 〔注入時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回〔整正 後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場 合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回〔整正 後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回〔整正 後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プライム コート	各層毎に1回 〔散布時〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プライム コート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回〔整正 後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回〔整正 後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回〔整正 後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回〔整正 後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工(アスファルト 中間層)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工(コンクリート 舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事1回〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回〔整正 後〕	
						目地段差	1工事に1回	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回〔整正 後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回〔整正 後〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工(加熱アス ファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プライム コート	各層毎に1回 〔散布時〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は1工事に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所1回 〔施工後〕	
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7 8		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1施工箇所に1回〔打込み前後、施工中〕	
						杭径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						砂の投入量	全数量〔打込前後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕	
							ただし、(スラリー攪拌工)において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編 固結工(スラリー攪拌工)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1施工箇所に1回 〔打込前〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工(アンカー工)	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工(連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工(締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所1回〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工(中詰盛土)	出来ばえ	250m又は1施工箇所1回〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所1回〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所1回〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	22		法面吹付工		第1編2-14-3 吹付工に準ずる	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	1	鋳造費(金属支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	2	鋳造費(大型ゴム支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	3	仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所1回 〔仮組立時〕	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	1	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	※シミュレーション仮組立検査の場合は仮組立寸法を省略
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	2	桁製作工(仮組立検査を実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	3	桁製作工(鋼製堰堤製作工(仮組立時))	仮組立寸法(撮影項目は適宜)	1基に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	4		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	9		プレバーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	
						素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工	+		架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	14 法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	
						土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	
						法長	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	14 法面工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1施工箇所1回 〔清掃後〕	
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は1施工箇所1回 〔吹付前〕	
						厚さ(検測孔)	200m ² 又は1施工箇所1回 〔吹付後〕	
						法長	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
						材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	
1 共通編	2 一般施工	14 法面工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所1回 〔清掃後〕	
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は1施工箇所1回 〔吹付前〕	
						法長	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
						厚さ(検測孔)	200m ² 又は1施工箇所1回 〔吹付後〕	
1 共通編	2 一般施工	14 法面工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	2 一般施工	14 法面工	4	2	法枠工(プレキャスト法枠工)	法長	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	14 法面工	6		アンカー工	削孔深さ	1施工箇所につき1回 〔削孔後〕	
						配置誤差	1施工箇所につき1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	15 擁壁工	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所につき1回 〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は1工事に1回	
						厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は1工事に1回〔型枠取外し後〕	
1 共通編	2 一般施工	15 擁壁工	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所につき1回〔埋 戻し前〕	
1 共通編	2 一般施工	15 擁壁工	3		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工 法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補 強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	15 擁壁工	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所につき1回 〔施工中〕	
						法長 厚さ	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	16 浚渫工	3-1		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	18 床版工	2-1		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効 高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 〔打設前後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	
3 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所1回 〔打込み前〕	
						幅 方向	1施工箇所1回 〔施工後〕	
3 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	配管状況	100m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
3 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
3 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工(本体工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕	
3 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	120m又は1施工箇所1回 〔巻立前〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	7		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	
3 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	8		水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	
3 河川編	4 水門	6 水門 本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	
3 河川編	4 水門	9 鋼管 埋橋上部工	10	1	支承工(鋼製支承)	支承取付状況	1スパン に1回 〔取付後〕	
3 河川編	4 水門	9 鋼管 埋橋上部工	10	2	支承工(ゴム支承)	支承取付状況	1スパン に1回 〔取付後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工(鋼管理橋)	5 6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工(鋼管理橋)	7		検査路工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
3 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1施工箇所1回 〔施工後〕	
3 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	
3 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	
3 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	
3 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6	+	本体工(床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
3 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8	+	水叩工	幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第4編 砂防編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
4 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
						製作状況	適宜〔製作中〕	
4 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に1回〔施工中〕	
						打継目処理 打込・養生	4リフト毎に1回 〔施工中〕	
						天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工(不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工(透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第4編 砂防編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
4 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	幅 高さ 厚さ	200m又は測定箇所毎に1回〔施工後〕	
4 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕	
4 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所に1回〔施工後〕	
4 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所に1回〔施工後〕	
4 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	偏心量	1施行箇所に1回〔施工後〕	
						数量	全数量〔打込後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第5編 ダム編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
5 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(本体)	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
5 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(水叩)	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
						打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部中間リフトに1回	
5 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(副ダム)	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
5 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(導流壁)	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
5 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	5		コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
5 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	6		フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第5編 ダム編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
5 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	7		ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
5 ダム編	2 フィルダム				フィルダム(洪水吐)	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
5 ダム編	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 〔施工中〕	
						コアー	地質変化毎全数量 〔抜取後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第6編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所に1回 〔製作後〕	
6 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
6 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第6編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所につき1回 〔施工後〕	
6 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mにつき1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mにつき1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mにつき1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mにつき1回 〔整正後〕	
6 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	400mにつき1回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎につき1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
6 道路編	2 舗装	5 排水構造物工(路面排水工)	9		排水性舗装用路肩排水工	据付状況	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工中〕	
6 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	<コンクリート工> 各部の厚さ 各部の長さ	1施工箇所につき1回 〔施工後〕	
						<ラバーシュー> 各部の長さ 厚さ		
						<アンカーボルト> 中心のずれ アンカー長		
6 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工(標識基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所につき1回 〔施工後〕	
6 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工(標識柱工)	設置高さ	1施工箇所につき1回	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第6編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	配管状況	100m又は1施工箇所1回〔施工後〕	
6 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工(ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所1回〔施工後〕	
6 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工(照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕	
6 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕	
6 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	
6 道路編	3 橋梁下部	7 RC 橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第6編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工(ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	
6 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工(I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外後〕	
6 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工(門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外後〕	
6 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工(I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	
6 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工(門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	
6 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所1回 〔施工後〕	
6 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第6編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 道路編	4 橋梁上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	1施工箇所1回〔削孔後〕	
6 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工(現場)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法(撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕	
						幅高さ	桁毎に1回〔型枠取外し後〕	
6 道路編	6 トンネル(NATM)	4 支保工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回〔掘削中〕	
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
						吹付面の清掃状況	80m毎に1回〔清掃後〕	
						金網の重合せ状況	80m毎に1回〔2次吹付前〕	
						吹付け厚さ(検測孔)	80m毎に1回〔吹付後〕	
6 道路編	6 トンネル(NATM)	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は80mに1断面〔穿孔中〕	
						ロックボルト注入状況	施工パターン毎又は80mに1断面〔注入中〕	
						ロックボルト打設後の状況	施工パターン毎又は80mに1断面〔打設後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第6編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1セントルに1回 〔型枠組立後〕	
						覆工 (厚さ)	1セントルに1回 〔型枠取外し後〕	
						幅 高さ	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
6 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 厚さ	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
6 道路編	6 トンネル (N A T M)	6 イン バート工	4		インバート本体工	インバート (厚さ)	40m又は1施工箇所1回 〔埋戻し前〕	
						幅(全幅)	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
6 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	4		坑門本体工	幅 高さ	1施工箇所1回 〔埋戻し前〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第6編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	40m又は1施工箇所1回〔型 枠組立後〕	
						覆工 (厚さ)	40m又は1施工箇所1回〔型枠 取外し後〕	
						幅(全幅) 高さ(内法)	200m又は1施工箇所1回〔施 工後〕	
6 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	厚さ 内空幅 内空高	200m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕	
6 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	1施工箇所に1回 〔設置後〕	
6 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工(防水)	幅	100m又は1施工箇所に1回〔施 工後〕	
6 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工(防水保護工)	厚さ	100m又は1施工箇所に1回〔施 工後〕	
6 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工(防水壁)	高さ 幅 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第6編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	据付状況	200m又は1施工箇所1回〔埋戻し前〕	
6 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工(管路部)	敷設状況	100m又は1施工箇所1回〔敷設後〕	
6 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工(特殊部)	据付状況	100m又は1施工箇所1回〔据付後〕	
6 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	4		現場打ちボックス工(特殊部)	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所1回〔型枠取外し後〕	
6 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所1回〔型枠取外し後〕	
6 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所1回〔施工後〕	
						タックコート	各層毎に1回〔散布時〕	
						整正状況	400mに1回〔施工後〕	
6 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	敷均厚 転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕	
						整正状況 厚さ	各層毎400mに1回〔整正後〕	
6 道路編	14 道路維持	4 舗装工	11		グレーピング工	出来ばえ	施工日に1回(施工前後)	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第6編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
						製作状況	適宜〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕	
6 道路編	16 道路修繕	22 橋梁付属物工	4		落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 (材料搬入時)	
						出来ばえ	適宜（施工中）	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【その他】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他				舗装工関係 ダム工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所1回〔施工中〕	
					仮排水路	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所1回〔型枠取外し後〕	
					仮締切(土石)	巻出し厚	100m又は1施工箇所1回〔巻出し時〕	
						転圧状況	転圧機械が変わる毎に1回〔締固時〕	
					仮締切(コンクリート)	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所1回〔型枠取外し後〕	
					基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械変わる毎に1回〔施工中〕	
						土質、岩質	土質、岩質変わる毎に1回〔掘削中〕	
						岩盤清掃状況	1施工箇所1回〔清掃前後〕	
					堤体コンクリート打設	骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	月に1回〔施工中〕	
						打継目処理、打込養生	8リフト毎に1回〔施工中〕	
					堤体止水	止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎に1回〔据付後〕	
					堤体排水工	排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎に1回〔据付後〕	
				堤体冷却工	配管間隔、通水状況	5リフト毎に1回〔据付後〕		
				堤体埋設計器	器種、位置、間隔	1施工箇所1回〔据付後〕		
				トンネル関係	トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所1回〔埋戻し前〕	
					トンネル(矢板工法)	岩質	岩質の変わる毎に1回〔掘削中〕	
						湧水状況	適宜〔掘削中〕	
						埋設支保工(建込間隔、寸法、基数)	100m又は1施工箇所1回〔建込後〕	
						湧水処理工設置状況	全数量〔設置後〕	
						集水渠(幅、高さ、位置)	100m又は1施工箇所1回〔設置後〕	
						地下排水工(管接合据付状況)		
						地下排水工(フィルター厚さ)	100m又は1施工箇所1回〔投入前後〕	
				矢板設置状況		岩質の変わる毎に1回〔設置後〕		
					グラウト材料使用量	全数量〔使用前後〕		

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【その他】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他					トンネル関係	シールド掘削の地山状態	地質の変化の毎に1回 〔掘削中〕	
						セグメント組立状況	1工事に1回 〔組立後〕	
						二次覆工(セグメント清掃状況)	1工事に1回 〔清掃後〕	
						二次覆工の厚さ	1スパンに1回 〔型枠取外し後〕	
				維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 〔施工前後〕	
					コンクリート舗装	目地掃除	3,000㎡に1回 〔施工前後〕	
						目地充填	3,000㎡に1回 〔施工後〕	
						注入工、削孔状況(位置、間隔)	2,000㎡に1回 〔削孔後〕	
						注入工、注入圧	2,000㎡に1回 〔注入時〕	
						目地亀裂防止材、張付け状況	3,000㎡に1回 〔張付け後〕	
						局部打換、各層厚さ	各層毎100mに1回又は1施工箇所 に1回 〔施工前後〕	
					路肩、路側路盤工	厚さ	100mに1回又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
					道路除草	出来ばえ	2kmに1回(1回刈毎) 〔施工前後〕	
					路肩整正	出来ばえ	1kmに1回	
					新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回(施工前は必要 に応じて) 〔施工前後〕	
					新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回(施工 前は必要に応じて)〔施工前後〕	
					新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回(施工 前は必要に応じて)〔施工前後〕	
					視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回 〔施工後〕	
					清掃(路面、標識、側溝、集水 樹)	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	
					区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	
						材料使用量	全数量〔施工前後〕	
					街路樹植樹	出来ばえ	適宜〔施工前後〕	
					街路樹補強補植	出来ばえ	適宜〔施工前後〕	
					街路樹剪定	出来ばえ	街路樹50本1回、グリーンベルト 100m1回〔施工前後〕	
					街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本1回、グリーンベルト 100m1回〔施工中〕	
					街路樹雪囲	出来ばえ	適宜〔施工後〕	
					排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回 施工中	
					凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回 施工中	
						材料使用量	全数量〔施工前後〕	
					河川除草	出来ばえ	1kmに1回(1回刈毎) 〔施工前後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【その他】

編	章	節	条	枝番	工	種	写真管理項目		摘要
							撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他				維持修繕工関係	鉄筋・無筋コンクリート関係	配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所に1回 〔組立後〕	
						コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況	工種種別毎に1回 〔施工時〕	
						養生	養生状況	工種種別毎に1回、養生方法毎に1回 〔養生時〕	

出来形管理写真撮影箇所一覧表（管きょ工事）

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
下 水 道	1 管 路	3 管 き ょ 工 （ 開 削 ）	3 管 路 土 工		管路掘削	掘削状況	マンホール間ごとに1回 [施工中]		
						深さ	マンホール間ごとに1回		
						幅	[掘削後]		
下 水 道	1 管 路	3 管 き ょ 工 （ 開 削 ）	3 管 路 土 工		管路埋戻	埋戻状況	マンホール間ごとに1回 [施工中]		
下 水 道	1 管 路	3 管 き ょ 工 （ 開 削 ）	4 管 布 設 工		管布設 （自然流下 管）	布設状況	マンホール間ごとに1回 [施工中]		
						中心線の変位(水 平)	マンホール間ごとに1回 [布設後]		
下 水 道	1 管 路	3 管 き ょ 工 （ 開 削 ）	4 管 布 設 工		矩形渠 （プレキャ スト）	布設状況	施工延長20mにつき1回 [施工中]		
						中心線の変位(水 平)	施工延長20mにつき1回 [布設後]		
下 水 道	1 管 路	3 管 き ょ 工 （ 開 削 ）	4 管 布 設 工		圧送管	布設状況	施工延長40mにつき1回 [施工中]		
						中心線の変位(水 平)	施工延長40mにつき1回 [布設後]		
下 水 道	1 管 路	3 管 き ょ 工 （ 開 削 ）	5 管 基 礎 工		砂基礎	施工状況	マンホール間ごとに1回 [施工中]		
						幅	マンホール間ごとに1回		
						厚さ	[施工後]		

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
下 水 道	1 管 路	3 管 き よ 工 （開削）	5 管 基 礎 工		砕石基礎	施工状況	マンホール間ごとに1回 [施工中]		
						幅	マンホール間ごとに1回 [施工後]		
						厚さ			
下 水 道	1 管 路	3 管 き よ 工 （開削）	5 管 基 礎 工		コンクリート基礎	施工状況	マンホール間ごとに1回 [施工中]		
						幅	マンホール間ごとに1回 [施工後]		
						厚さ			
下 水 道	1 管 路	3 管 き よ 工 （開削）	5 管 基 礎 工		まくら土台基礎	設置状況	マンホール間ごとに1回 [施工中]		
下 水 道	1 管 路	3 管 き よ 工 （開削）	5 管 基 礎 工		はしご胴木基礎	設置状況	マンホール間ごとに1回 [施工中]		
						幅	マンホール間ごとに1回 [設置後]		
						厚さ			
下 水 道	1 管 路	3 管 き よ 工 （開削）	6 水 路 築 造 工		現場打水路	施工状況	施工延長20mにつき1回 [施工中]		
						中心線の変位(水平)	施工延長20mにつき1回 [施工後]		
						幅			
						高さ			
						厚さ			
下 水 道	1 管 路	3 管 き よ 工 （開削）	7 管 路 土 留 工		鋼矢板土留	打込状況	施工延長20mにつき1回 [打込中]		任意仮設の場 合は除く
						根入長	施工延長20mにつき1回 [打込前後]		
						変位	施工延長20mにつき1回 [打込後]		
						数量	全数量 [打込後]		

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
下 水 道	1 管 路	4 ， 5 管 き よ 工 （ 小 口 径 推 進 、 推 進 ）	3 推 進 工		推進工	各種設備設置撤去 状況（推進設備、 掘進機、坑口、泥 水処理設備等）	1施工箇所につき1回 [施工中]		
						推進状況（掘削、 送排泥、裏込注入 等）	1施工箇所につき1回 [施工中]		
						中心線の変位（水 平）	1施工箇所につき1回 [推進後]		
下 水 道	1 管 路	4 ， 5 管 き よ 工 （ 小 口 径 推 進 、 推 進 ）	4 立 坑 内 管 布 設 工		空伏工	施工状況	1施工箇所につき1回 [施工中]		
						幅	1施工箇所につき1回 [施工後]		
						高さ 中心のずれ			
下 水 道	1 管 路	6 管 き よ 工 （ シ ー ル ド ）	3 一 次 覆 工		掘進工	各種設備設置撤去 状況（シールド 機、支圧壁、坑 口、軌条設備等）	1施工箇所につき1回 [施工中]		
						セグメント組立状 況	施工延長40mにつき1回 [施工中]		
						掘進状況（掘削、 送排泥、裏込注入 等）	1施工箇所につき1回 [掘進中]		
						中心線の変位（水 平）	施工延長40mにつき1回 [掘進後]		
下 水 道	1 管 路	6 管 き よ 工 （ シ ー ル ド ）	4 二 次 覆 工		二次覆工	各種設備設置撤去 状況	施工延長40mにつき1回 [施工中]		
						覆工状況	施工延長40mにつき1回 [施工中]		
						中心線の変位（水 平）	施工延長40mにつき1回 [覆工後]		
						二次覆工厚			
						仕上がり内径			

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
下 水 道	1 管 路	7 管 き よ 更 生 工	3 管 き よ 内 面 被 覆 工		反転・形成 工法	前処理工	1施工箇所につき1回 [施工中]		最新版の「管 きよ更正工法 における設 計・施工管理 ガイドライン (案)」に準 拠して実施す る。
						挿入状況（引込作 業状況、圧力管理 状況等）	管径毎につき1回 [施工中]		
						硬化状況（圧力管 理状況、温度管理 状況）	管径毎につき1回 [施工中]		
						管口硬化収縮状況 （内径測定状況）	1スパン毎に上下流各1回 [施工中]		
						本管管口切断状況	適宜 [施工中]		
						取付管管口せん孔 状況	管径毎につき1回 [施工中]		
						更生管口仕上がり 状況（施工前、施 工後）	1スパン毎に上下流各1回 [施工後]		
						更生管仕上がり厚 さ（ノギスで測 定）	1スパン毎に上下流各1回 [施工後]		
						更生管仕上がり内 径	1スパン毎に上下流各1回 [施工後：硬化直後、 硬化後24時間以降]		
						取付管口仕上がり 状況	1スパン毎、かつ5箇所につき1箇所 [施工後]		
下 水 道	1 管 路	7 管 き よ 更 生 工	3 管 き よ 内 面 被 覆 工		製管工法	前処理工	1施工箇所につき1回 [施工中]		最新版の「管 きよ更正工法 における設 計・施工管理 ガイドライン (案)」に準 拠して実施す る。
						製管作業状況	管径毎につき1回 [施工中]		
						充てん剤注入作業 状況	管径毎につき1回 [施工中]		
						本管管口切断状況	適宜 [施工中]		
						管口状況（仕上 り内径測定状況）	1スパン毎に上下流各1回 [施工中]		
						取付管管口せん孔 状況	管径毎につき1回 [施工中]		
						更生管口仕上がり 状況（施工前、施 工後）	1スパン毎に上下流各1回 [施工後]		
						更生管仕上がり内 径寸法測定	1スパン毎に上下流各1回 [施工後]		
						取付管口仕上がり 状況	1スパン毎、かつ5箇所につき1箇所 [施工後]		

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
下 水 道	1 管 路	7 マ ン ホ ー ル 工	3 現 場 打 ち マ ン ホ ー ル 工		現場打ちマンホール工	据付状況	1施工箇所1回 [施工中]		
						幅(内法)	1施工箇所1回 [施工後]		
						壁厚			
下 水 道	1 管 路	7 マ ン ホ ー ル 工	3 現 場 打 ち マ ン ホ ー ル 工		マンホール基礎工	施工状況	1施工箇所1回 [施工中]		
						床掘深	1施工箇所1回 [施工後]		
						基礎工幅			
						基礎工高			
						コンクリート幅			
						コンクリート高			
下 水 道	1 管 路	7 マ ン ホ ー ル 工	4 組 立 マ ン ホ ー ル 工		組立マンホール工	据付状況	1施工箇所1回 [施工中]		
下 水 道	1 管 路	7 マ ン ホ ー ル 工	5 小 型 マ ン ホ ー ル 工		小型マンホール工	据付状況	1施工箇所1回 [施工中]		
下 水 道	1 管 路	8 特 殊 マ ン ホ ー ル 工	4 軀 体 工		現場打ち特殊人孔	施工状況	1施工箇所1回 [施工中]		
						幅	1施工箇所1回 [施工後]		
						高さ			
						壁厚			
下 水 道	1 管 路	8 特 殊 マ ン ホ ー ル 工	伏せ越し室・雨水吐室工		伏せ越し室・雨水吐室	施工状況	1施工箇所1回 [施工中]		
						幅	1施工箇所1回 [施工後]		
						高さ			
						厚さ			

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
下水道	1 管路	8 特殊マン ホール工	伏せ 越し管工		伏せ越し管	布設状況	1施工箇所に1回 [施工中]		
						中心線の変位(水平)	1施工箇所に1回 [施工後]		
下水道	1 管路	8 特殊マン ホール工	越流堰 (雨水吐室)		越流堰(雨水吐室)	施工状況	1施工箇所に1回 [施工中]		
						幅(厚さ)	1施工箇所に1回 [施工後]		
						高さ(深さ)			
						延長(長さ)			
下水道	1 管路	8 特殊マン ホール工			中継ポンプ 施設	施工状況	1施工箇所に1回 [施工中]		
						幅、長さ	1施工箇所に1回 [施工後]		
						深さ			
						壁厚			
下水道	1 管路	9 取付管および ます工	4 ます設置工		公共ます	設置状況	1施工箇所に1回 [設置中]		
						ます深	1施工箇所に1回 [設置後]		
下水道	1 管路	9 取付管および ます工	5 取付管布設工		取付管	布設状況	1施工箇所に1回 [施工中]		

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
下 水 道	1 管 路	12 立 杭 工			立坑工	施工状況（立坑設置状況、立坑基礎設置状況）	1施工箇所1回 [施工中]		
						寸法	1施工箇所1回		
						深さ	[施工後]		
下 水 道	1 管 路	12 立 杭 工			立坑土工	施工状況	1施工箇所1回 [施工中]		
						碎石基礎幅	1施工箇所1回		
						碎石基礎厚	[施工後]		
						底版コンクリート幅			
						底版コンクリート厚			

出来形管理写真撮影箇所一覧表（処理場・ポンプ場工事）

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		概要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
下 水 道	2 処 理 場 ・ ポ ン プ 場	3 敷 地 造 成 工	4 法 面 整 形 工		盛土・切土	施工状況	施工延長40mにつき1回 [施工中]	
						幅	施工延長40mにつき1回 [施工後]	
下 水 道	2 処 理 場 ・ ポ ン プ 場	6 本 体 作 業 土 工	2 掘 削 工		土工（掘削）	施工状況	施工延長40mにつき1回 [施工中]	
						幅	施工延長40mにつき1回 [施工後]	
下 水 道	2 処 理 場 ・ ポ ン プ 場	7 本 体 仮 設 工	2 土 留 ・ 仮 締 切 工		土留・仮締切工（H鋼杭、鋼矢板）	打込状況	施工延長20mにつき1回 [打込中]	任意仮設の場合は除く
						根入長	施工延長20mにつき1回 [打込前後]	
						変位	施工延長20mにつき1回 [打込後]	
						数量	全数量 [打込後]	
下 水 道	2 処 理 場 ・ ポ ン プ 場	7 本 体 仮 設 工	3 地 中 連 続 壁 工		壁式	施工状況	施工延長40mにつき1回 [施工中]	
						地中壁の長さ	施工延長40mにつき1回 [施工後]	
						垂直変位		
下 水 道	2 処 理 場 ・ ポ ン プ 場	7 本 体 仮 設 工	4 地 中 連 続 壁 工		柱列式	施工状況	施工延長40mにつき1回 [施工中]	
						地中壁の長さ	施工延長40mにつき1回 [施工後]	
						垂直変位		
下 水 道	2 処 理 場 ・ ポ ン プ 場	8 本 体 築 造 工	3 直 接 基 礎 工		構造物基礎	施工状況	施工延長20mにつき1回 [施工中]	
						幅	施工延長20mにつき1回 [施工後]	
						厚さ		

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]			
下 水 道	2 処 理 場・ポン プ場	8 本 体 築 造 工	5 既 製 杭 工		既製杭	打込状況	1施工箇所に1回			
							[打込中]			
						根入長	1施工箇所に1回			[打込前]
						偏心量	1施工箇所に1回			[打込後]
						数量	全数量			[打込後]
杭頭処理状況	1施工箇所に1回	[処理前、中、後]								
下 水 道	2 処 理 場・ポン プ場	8 本 体 築 造 工	6 場 所 打 ち 杭 工		場所打ち杭	打込状況	1施工箇所に1回			
							[打込中]			
						根入長	1施工箇所に1回			[打込前]
						偏心量	1施工箇所に1回			[打込後]
						数量、杭径	全数量			[打込後]
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回			[処理前、中、後]
鉄筋組立状況	1施工箇所に1回	[組立後]								
下 水 道	2 処 理 場・ポン プ場	8 本 体 築 造 工	7 8 ニュー マチック ケーソン 基礎工		ケーソン基 礎	施工状況	1施工箇所に1回			
							[施工中]			
						長さ	1施工箇所に1回			[施工中][施工後]
						幅				
						高さ				
						壁厚				
偏心量										
下 水 道	2 処 理 場・ポン プ場	8 本 体 築 造 工	9 軀 体 工		池・槽の主 要構造物	施工状況	1施工箇所に1回			
							[施工中]			
						幅	測定箇所ごとに1回			[施工後]
						高さ				
						壁厚				
						長さ				
下 水 道	2 処 理 場・ポン プ場	8 本 体 築 造 工	9 軀 体 工		池・槽の付 属構造物	施工状況	1施工箇所に1回			
							[施工中]			
						幅	測定箇所ごとに1回			[施工後]
						高さ				
						壁厚				
						長さ				

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
下 水 道	2 処 理 場・ポンプ場	8 本 体 築 造 工	9 軀 体 工		開口部	施工状況	1施工箇所1回 [施工中]		
						幅	1施工箇所1回		
						高さ	[施工後]		
下 水 道	2 処 理 場・ポンプ場	8 本 体 築 造 工	9 軀 体 工		ゲート用開口部	施工状況	1施工箇所1回 [施工中]		
						幅	1施工箇所1回		
						高さ	[施工後]		
下 水 道	2 処 理 場・ポンプ場	8 本 体 築 造 工	9 軀 体 工		可動せき用開口部	施工状況	1施工箇所1回 [施工中]		
						幅	1施工箇所1回		
						高さ	[施工後]		
下 水 道	2 処 理 場・ポンプ場	8 本 体 築 造 工	11 越 流 樋 工		流出トラフ	施工状況	1施工箇所1回 [施工中]		
						幅	1施工箇所1回		
						高さ	[施工後]		
						厚さ			
						長さ			
下 水 道	2 処 理 場・ポンプ場	8 本 体 築 造 工	12 越 流 堰 板 工		越流堰	施工状況	1施工箇所1回 [施工中]		
						幅	1施工箇所1回		
						高さ	[施工後]		
						長さ			

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
下 水 道	2 処 理 場・ポンプ場	8 本 体 築 造 工			燃料貯留槽 工	施工状況	1槽につき1回 [施工中]		
						幅	測定箇所ごとに1回 [施工後]		
						高さ			
						長さ			
下 水 道	2 処 理 場・ポンプ場	9 場 内 管 路 工	10 管 布 設 工		流入渠・流 出渠	施工状況	1施工箇所に1回 [施工中]		
						幅	測定箇所ごとに1回 [施工後]		
						高さ			
						厚さ			
						延長			